

計	輸出		輸入		計	増	減	割合
	内地	朝鮮	内地	朝鮮				
入	二、〇四四、七二一	二、三〇五、五八九	二、三三七、四七六	一、二二三、九二九	二、二一八、八一一	△二六〇、八六八	△一、一三三	
出	四九、三一八	二四、七七八	六二、一八九	一、二二三、九二九	二、二一八、八一一	△一、一三三	△〇、七六	
超	二、〇九四、四〇三	二、二八〇、九一〇	一、七〇五、四八七	一、一〇一、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	△一、一三三	△〇、七六	
入	二、二一八、八一一	二、二一八、八一一	二、二一八、八一一	二、二一八、八一一	二、二一八、八一一	△一、一三三	△〇、七六	
出	二、二一八、八一一	二、二一八、八一一	二、二一八、八一一	二、二一八、八一一	二、二一八、八一一	△一、一三三	△〇、七六	
計	二、二一八、八一一	二、二一八、八一一	二、二一八、八一一	二、二一八、八一一	二、二一八、八一一	△一、一三三	△〇、七六	

(内地には樺太を含む)

(商工省貿易課(昭和二年二月九日)官報による)

消費と婦人。家庭經濟に於て最も責任ある地位を占むるものは婦人である。恐らく平均約一家の所得の四分の三は家政の一切を掌握する主婦の手に依て消費せられるであらう。此の點に於て婦人は、消費經濟生活の合理化に對し大なる關係を有し、重き責任を有するものといふべきである。(松平友子氏 家事經濟綱要)

消費と婦人。婦人の消費的地位にあるのを生産的に向けなくてはならないやうに論じて居るのは稻葉文四郎氏の「經濟と消費」である。今同書から此の節を節録して要

概を掲げて見やう。

近頃は職業婦人といふものが出来て、生産方面に活動する婦人も數多く現れて來た。また昔から日本には女髪結び等があつて、立派な生産的職業に従事してもゐる。のみならず、下層に於いては袋を張るとか羽織の紐を組むとか、婦人達も常に何かしらの所謂内職をしてきてゐるが、何と言つても婦人は消費の方面を司り、男子は生産の方面に働くといふのが否むべからざる大勢であると言はねばならない。

現に婦人は専ら家庭に於いて消費方面を擔當してゐる。専ら消費を司るが故に、その形の上から言つて男子に扶養されるといふ形になる。婦人は所得せず、單に消費するだけに止まる限り、婦人の位置は常に男子に對して隸屬的であることを免れ得ない。經濟的獨立といふことは、飽くまで生産的能力の獲得、寧ろ生産そのこと、所得そのことである。然らば、婦人が生産に従事すれば、直ちに經濟的獨立が得られるか。それは得られる。そして經濟的獨立が得られれば、婦人の社會的地位もまた従つて向上する。然し、こゝで考へなければならぬことは、婦人が生産に従ひ、職業を得、惹いて社會的獨立の地位を得ることは、やがて家庭を失ふことになりはしないか、世に夫婦共稼ぎといふことがあるが、それは大抵子供の生れる迄のことであつて、子供が出來ると同時に婦人は家庭内にあつて専ら消費にのみ没頭するのが、寧ろ普通の狀態である。家庭

には子供の出来るのが先づ先づ普通である。して見れば家庭に入る婦人は結局は矢張り消費一方に肩を入れねばならないことになるのが普通である。然るに婦人にとつて、経済的獨立も必要であり社會的地位も好ましいであらうが、家庭を得るといふことが更に切實な要求ではあるまいか。少くも婦人にとつて、家庭は何よりも直接に必要なものではあるまいか。家庭に入つた婦人の経済的に獨立を得る方法如何といふことになるが、これは恐らく不可能に屬する。何故となれば、家庭に於ける婦人には原則として分娩育兒といふ大任がある。これはどんなことがあつても男子と代ることの出来ない。婦人の義務であり權利である。そしてこれを推して家庭内の婦人がその所得に於いて男子と競ふといふことは、不可能なことではないにしても勝味の無い競争である。かうして家庭内の婦人は結局に於いて経済的に男子に隸屬する外はないのである。

所得に於て男子と競争することができず、さればと言つて家庭を捨てることも出来ず、即ちその本質を放棄し得ず、家庭に入つて経済的に男子に隸屬して専ら消費の事に當るのが、過去何千年來の婦人の習慣であつた。このことが原因であるか、乃至は婦人本來の特質であるか、兎にかく今日に於いては消費の能力に於いて、婦人は確かに男子に比して一日の長があるやうである。つまりは金錢乃至その他の貨財を消費する

場合にそれらの價値をなるべく効果的に活用し、無駄にしないといふことに於いて婦人は卓越した能力を示す。先天的であるか後天的であるかは別として、大體から言つてさうである。

婦人が婦人としての本質に忠ならんと欲すれば、今日に於いては先づ家庭の人とならざるを得ず、家庭に入れば子供の母親とならざるを得ず、母親となれば育兒その他の關係から家を出でて生産に従事するを得ず、所得を計り得ねば経済的に獨立するを得ず、従つて男子に経済的に隸屬せざるを得ず、結局その長ずるところの消費的能力を以て家庭の爲に努力せざるを得ないことになる。然しこの経過は、この状態は、婦人にとつて決して心から望ましいものではないであらう。それが爲に方々からこの關係を改善せんが爲の試が提唱され實行せられつつある。そしてそれは、勿論次第々々に何等かの變更を加へられてゆくであらう。けれども、兎に角今日の普通の婦人としてはその生産的能力は認められず、専らその消費的能力のみが問題とされる。この能力さへあれば、家庭の婦人としては少くもその経済的方面に於いて難がない。そしてその能力は、多くの場合婦人に於いて先天的に卓越してゐるが故に、多く教へられる必要がないのであるが、然も高等女學校その他に於いて家政として教へるところは多くはこの消費であつて、普通の女子教育によつて生産について教へられるところは甚だしい。

今後の婦人は少くも用意として、場合によつては家庭を離れた場合にも経済的獨立を全うし得る程度の生産に關する修練を積んで置く必要があるやうに思はれる。それは破鏡その他の不吉なことの豫想に於いてよりも、人格的尊嚴又は理想の操守といふ點に於いてより以上に必要な用意であらうと思ふ。蓋し、後來の婦人は例ひ日常生活に於いては経済的に完全に獨立を得ないまでも、その人格の尊嚴を捨て理想を持たないといふことが更に一層の恥であらねばならず、それを確保してゆく上に於いて最後の力頼みとなるのは経済的獨立の力を措いて他にないのであるから。勿論それには多少の犠牲が必要であらう。けれども、その犠牲を惜んで一身を誤るのはそれこそ女賢うして牛賣り損ふの類である。少くもこの點について確乎たる自覺と用意とがあるならば、所謂婦人の社會的地位なるものもそのままにして自ら向上するに相違ないと堅く信するのである。(稻葉文四郎氏 經濟と消費)

第四節 一家の資産

一家の資産は貯蓄によりて保存せられたる過去の餘財にして將來の收入を生み出す財源なり。故に資産あれば必ず收入あり。然も其の收入は確實なるものなり。若し此の資産を費消し其の額を減ずる時は一家の經濟は危殆に陥るものなり。

一家の資産は之を動産と不動産とに分つ。

(一)不動産 不動産とは土地及び其の定著作物をいふ。定著作物とは家屋其の他の工作物及び竹木等をいふなり。

(二)動産 不動産以外の一切の物を動産といふ。貨幣は勿論其の他有價證券・家具・家畜等はすべて之に屬す。

一家の資産は其の動産たると不動産たるとを問はず常に適當の方法を以て之を保管し、損失を來さざるやうつとむるは勿論、一家收入の基礎として相當の利益を收め、又間接には生産の資源たらしめざるべからず。

一家の支出は必ず資産より生ずる所得によるべく、資産其の物を費消すべからず。

資料

財産 吾人の欲望を充足するものを稱して財と名つけ、財の蓄積即ち財の集合體を稱して富といふ。而してかゝる財又は富の自然人又は法人の所有に屬する高を總稱して財産といふのである。故に財は單一物の名稱で、富は總合的の名稱である。而し

で所有権がなくとも財は存するも、所有権がなくては財産はないのである。

動産、不動産。財産と云ふものが人間に必要なのは云ふ迄もないことでありませう。人間の経済生活と云ふのは詰り天然の色々のものを取つてさうして自分の命を繋ぎ生活をする用に供するのであります。ずつと大昔のことを考へて見れば、或はまだ財産と云ふ考はなかつたかも知れない。自然物が豊富で一方に人間の数は少い、又人間の経済上の欲望がさう發達して居ない、其の儘天然自然の木の實を採つて食べたり、海へ行つて貝を拾つて食べて居ると云ふやうな生活状態に於ては格別どれが誰の財産と云ふことを決める必要はありません。併しながら人間の生活が少し進んで來ると直ぐ財産の問題が起つて來る。其の財産を動産と、不動産とに分けますが、動産と云ふ方面の考へは直ぐ起つて來るのであります。例へば木の實を採つたり手で捉へられる貝を拾つたりして居るのでは満足が出來なくなる。又それでは足りなくなつて來て飛んだり逃げたりする鳥獸や魚を捕らうとする考へを起す。それには木を切つて弓を拵へる竹を削つて矢を拵へると云ふことになる。其の拵へた弓矢などは是は自分が拵へたんだと云ふ考が起る。先づそれは拵へた人の所有だと云ふ風の考へが起つて來る。其の弓矢で鳥獸を射ると是は自分が射たのだから自分の財産だと云ふ考へが起つて來る。其の他銘々の着物とか道具とかに就て自分の財産だと云ふ考へが

段々起つて來る。其の中に人間は唯自然の鳥獸を捕ると云ふだけでは満足しなくなつてそれを生捕にして飼つて置いて子を産ませると云ふことを段々やるやうになる。これが牧畜の初めであります。家畜が古代の人間に取つては非常に重要な財産であつたので、舊約全書などを見ても其のことは解るのであります。そこで其の家畜を飼ふと云ふことが主なる仕事になつて自然土地との問題が起つて來る。家畜を放して置いて草を食はせる其の牧場が問題になつて來る。併し之も初めの中は廣々とした場所があるから別に何處から何處迄が誰の牧場と決めなくても或る場所の草を食つてしまへば外へ移る所謂水草を追うて移轉すると云ふことで宜かつた。段々場所が狭くなつて來ると此處から此處迄は此村の牧場と云ふことに土地を限つてそれが一人々々の所有と云ふ考にならずとも部落のものだと云ふ考が生じて來る。其の中に今度は農業と云ふものが起つて來る。天然の木の實を取つて居るだけでは満足が出來なくなつて種を蒔いて米を取らうと云ふ農業が始まつて來ると農業には土地が非常に大事なものになつて來て土地の所有權と云ふ考が起つて來る。所謂不動産といふ考がそこから生じて來るのであります。一方人間の生活の状態が段々進んで來ると昔のやうに穴を掘つて住んで居るのでは満足出來なくなつて木を伐つて家を造ると云ふことになつてそこで土地の上に建物の所有權、此家は誰の家だと云ふ考が起つ

て來るのでありまして、動産不動産と云ふ今日の財産の觀念が段々と發達して來たのであります。

今日財産を分けて動産不動産として居りますが其の區別なども非常にはつきりして居るとは云へない。併し兎も角土地は不動産である。さうして法律上の言葉で云ふと土地と土地にくつ付いて居るもの、即ち定著物は不動産斯う云ふことになつて居ります。この建物なども西洋造りの建物はよくくつ付いて居りますが日本造りの建物は乗つけてあるので其の儘他所へ持つて行くことも出来るから嚴格な意味で不動とは云へない。併し或る一定の場所に在ると云ふことが其の家なら家の經濟上の重要な意味になるので不動産として取扱ふのは當然のことでもあります。先づ土地と建物とが不動産、それからもう一つ問題になるのは木であります。木は一體何だらう。極く小さな草木或は苔とか芝灌木のやうなものは先づ土地の一部分と云ふ意味に見るのであるけれども大きな樹木になつて來ると土地の一部分とは先づ云ひ難いので土地とは又別の財産と云ふことになつて來る。そこで今日の制度では植林した森林に就ては立木に關する法律(法律家は之を「リウボク」と讀みますが態々音讀にしないで宜い)と云ふ特別の法律があつて植林した森林は登記をするとそれが一の獨立の財産となると云ふことが決めてあります。併し其の植林した森林でなく一本々々の

或は森林であつて登記をしないものは何かと云ふことが段々法律上の問題になつた近頃の裁判所では矢張り獨立の不動産と云ふことの取扱になつて居ります。先づ土地と家屋と樹木が不動産、其の以外の財産が動産と云ふのであります。尤も不動産の中でも船の如きものは動くこと云ふ點に於ては一番動くかも知れないが一方から云ふと建物とよく似て居るので動産のやうなものではあるけれども法律上で不動産見たやうな取扱をして居ます。

此の動産と不動産とは前にも申しました通り其の成立から大分違つて居りまして法律上も違つた取扱をして居ります。大體に於て今迄の所では不動産と云ふものは非常に價がある、高い。動産はこれ程高くないと云ふ考でありましたが今日では必ずしもさうでないので、土地も市街の土地には非常に高いものもありますが地方には随分安い土地もある。之れに反して動産でも非常に高いものが段々出來て居りますから高い安いだけで區別することは出来ないで、矢張り根本の成立から一方は動くもの一方は動かないものと云ふ性質の違いが重要なことであります。それと一つは取扱の違いがある。例へば動産であれば是が私の着物である、或は借着かも知れないが併し先づ私が着て居れば私の洋服と見なければならぬ。併し不動産はさうはいかない。例へば此家に私が住んで居つて門の標札に穂積と出してあつても果して此家が

總積の所有の家なのか借りて居る家なのか解らない。態々標札に借家と書いて出す人もない。總積寓とでも書いてあれば先づ借家だらうと思ふけれども兎に角標札を見ただけでは何人の家か解らない。又假令其の人の家であるとしても或は抵當に入つて居るかも知れない。抵當に入れてあると云ふ標札を出す人はありますまいから是だけでは解らない。又土地にしても其の通りであります。動産であれば質屋に入つて居れば其の人が持つて居らぬと云ふ事實が明かであるから擔保になつて居ると云ふことが明瞭になる。不動産に就てはそんな所から特別に不動産登記法と云ふものがあつて登記をすれば是は誰の地面で誰が借りて居つて誰に幾らで擔保に這入つて居ると云ふことが書いてあると云ふ譯であります。登記と云ふ制度がある點に於ても動産と不動産とは取扱を違へてあります。其の他色々の細かい點がありますけれども此處で一々申上げる必要はありませんまい。

不動産と云ふものは一方に於ては是が國家の領土だと云ふ考が大分結び付いて居ります。昔の言葉に「普天の下率土の濱王土にあらざるはなし」と云ふことがあるやうに地面は皆王様の地面であると云ふ考へがあつた。今日の法律の考へ方では領地、領土と云ふ考と所有權と云ふ考とは丸で別になつて居りますけれども昔の考へ方では此の日本の國の土地は皆天子様の地面だと考へるのも無理のないことでもあります。

外の國でもさう云ふ考が大分行はれて居る。殊に封建制度と云ふものが非常に此考へを助けて居ります。日本でも明治の初め迄の考へでは日本國の土地は皆天子様のものでそれを將軍が預つて更に大名に預けてそれを又家來達が預かつてさうして百姓に耕やさして居るのだ。斯う云ふ風に考へて居つた。是は日本ばかりではない。英吉利などでも未だにさう云ふ考へが根本になつて居りまして英吉利の法律では土地の所有權と云ふものはないので土地に對する權利は皆借地權、土地はキングのものでそれを皆で借りて居るんだと云ふ考へ、併しそれが永久に借りて居るのであるから結局所有權と内容に於ては違ひはないけれども考へ方はさうなつて居ります。日本でも明治の初め迄はさう云ふ考へであつて其の考への現はれて居る一の著しいことは百姓が自分で耕して居る地面も自分のものではないから賣ることが出来ない。それも金の融通の爲に一時人手に渡して金が出来たら又買戻すと云ふのならば宜いけれども永久に賣ることはいけないと云ふので永代賣買は禁止せられて居つた。併し色々それを潜る者があつて事實は賣買も行はれたけれども兎に角表向は禁止せられて居つた。明治五年に太政官布告がออกมาして「爾今永代賣買差支なき事」と云ふことになりましてから土地と云ふものは全く個人の所有物で領土と云ふ考へとは別のものだと言ふことが明かになつたのであります。故に我國では土地の所有權がはつきり

いたのは明治五年からと云つて宜い。

其ことと關聯して一つ問題になつたのは外國人に土地を持たせるかどうか、外國人土地所有權の問題でありまして、例の排日問題でも亞米利加では日本人に土地所有權を與へない。それでは困るといふので亞米利加が政府に懸け合ふと、そんなことを云ふけれども君の國でも外國人に土地を持たせないではないかと云つて逆捻ぢを喰ふのであります。法律は成程其通りで明治十年の法律に「地所質入書入規則」と云ふものがあります。それは依ると外國人に土地を所有さしてはいかぬ。外國人に土地を賣つていかぬと云ふことが明白に決めてあります。これなどは矢張り土地の所有權と云ふものを領土と云ふ考へ方が少し混つて居りまして、日本の領土だから外國人に持たしてはいかぬと云ふ考へと、又一方では當時外國人を非常に恐れて居つた時代でありましたから若し外國人に土地所有權を持たしたならば資力のある外國人が日本の土地を皆買占めてしまひはせぬかと云ふ心配があつたのであります。所が亞米利加などの問題でも始終逆捻ぢを喰つて困る。それよりも日本の土地を外國人に持たせて其の代り日本人も亞米利加で土地を持てるやうにならぬと困るといふので、明治四十三年に外國人に土地を所有させると云ふ法律は出來ましたが、妙なことに此の法律は出來た儘でまだ行はれない、其の法律の終に此法律を行ふ期日は別に勅令を以

て之を定めると云ふことがありますが其の勅令が未だに出ない。立派に法律となつて法令全輯には載つて居りながら行はれて居ないので今以て此問題は解決せられな

い。一體外國人に日本の土地を持たせないと云ふのは窮窟な話で領土と云ふこと、

土地の所有權とは全く別のことになるのであります。(法學博士 穂積重遠氏講演)

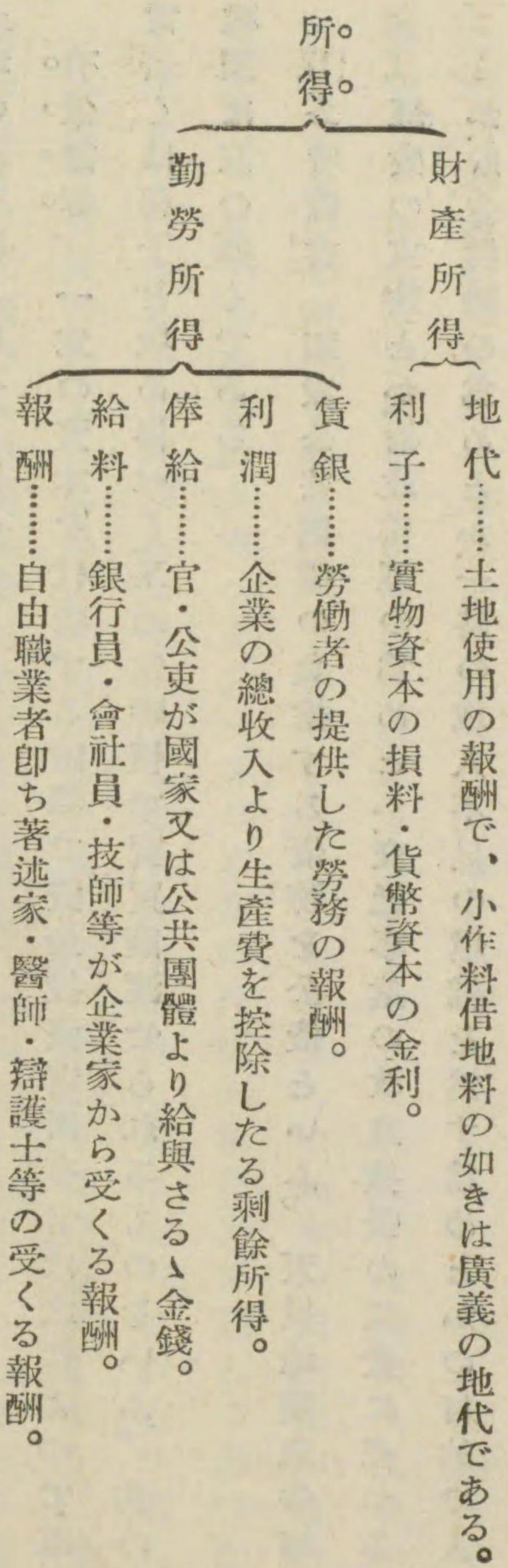
有價證券。一定の資本を代表する證券で資金投資者所有者は之によつて直接に配當若くは利子を收め得べく、又通常時價で賣買讓渡せられるものをいふ。其の重なる種類は左の如くである。

(1) 公債證券 國家公共團體の負擔する債務を公債といふ。天災地變、戰爭等の非常經費の支辨とか、財政整理の爲めとか、交通事業の改良擴張の經費に充つる爲めとか、貯金獎勵の爲めとか、一時の歳入不足の填補を爲す爲めとかの目的で人民より募入したもので、負債の爲めに發行した證券である。

(2) 債券 國家公共團體、銀行會社等が資金の必要ある場合に廣く公衆より募集し、借入れを爲し、應募者に證券を交付する。其の證券が債券といふのである。國庫債券、復興貯蓄債券、社債券、貯蓄債券の如きは之に屬する。

(3) 株券 株式會社の資本の單位たる株式を代表する證券である。利潤ある時は配當を受けることができる。

所得と収入。所得と収入とは必ずしも同義ではない。収入は單に一定期間内に入り来る財貨又は貨幣の總額で、規則正しく生ずるものは勿論偶然の出來事によつて得たものも包含して居る。所得は特に確實なる源泉があつて、繼續的に發生するものに限つていふのである。故に所得を消費し盡すも、其の源泉さへ存すれば、經濟生活を營むことは出來るのである。収入を經常収入と臨時収入に分ける時は、經常収入は即ち所得である。所得の源泉は財産及び勤勞の二である。



第五節 一家の收入

一家の收入とは、戸主家族が生産に參與するの結果として分配せらるゝ一切の財をいふ。又遺産を相續し、若しくは贈與せられたる財も亦一家收入の一部を爲すものなり。

收入には種々あり。其の家業の性質により金錢收入もあれば物品收入もあるなり。其の内容の重なるもの左の如し。

- (一) 賃地料 自己の所有する土地を他人に貸與使用せしめ、借地人より其の報酬として受くる收入をいふ。
- (二) 利子 資本を利用せしむる報酬として受くる收入をいふ。利子は普通金錢に對する利息即ち金利よりも廣き意義を有す。
- (三) 賃金俸給 戸主又は家族が生産の爲めに體力又は心力を用ひたる報酬として受くる收入をいふ。

此の收入は疾病若しくは死亡等により忽ち杜絶するものなれば前二者の如く安全なるものに非ず。一家の收入はこれのみに仰ぐものは勤儉貯蓄常に將來のためにはかる所なかるべからず。

(四) 利潤 生産の要素を結合して企業を爲し、其の總所得より、地代利子賃銀等一切の生産費を控除したる餘剰にして企業家の受くる報酬をいふ。

利潤は企業の純益にして常に之を得ること能はず、稀には損失を蒙ることなきにしもあらず。

(五) 雑収入 以上各種類に屬せざるすべての収入をいふ。

資料

一。家の収入。教科書本文では一家を一つの經濟單位と看做し定義を下して居る。
分。配。今日の生産には土地を要し、資本を要し、勞力を要す。此等三要素を綜合して企業を爲し、其の結果財の生産があるのである。

生産の結果たる財の分配に與るものは地主資本主勞働者企業家の四者である。

- (1) 土地所有者……………地代
- (2) 資本主……………利子
- (3) 勞働者……………賃銀
- (4) 企業家……………利潤

遺。産。相。續。法律上では家族の死亡した場合に其の物の財産を相續することである。戸主の死亡した場合は家督相續が開始せられ、財産は其の中に含まれて居るので別に遺産相續は起らないのである。

教科書本文の「遺産を相續し……」とあるは嚴密なる意義の遺産相續の義ではなく、家督相續及び遺産相續の場合の財産相續の義である。

收。入。所。得。收。穫。所得は収入に發し、収入は收穫に發す。

(一) 收穫 一定期間内に於ける一定の生産又は營利の結果たる財又は其の貨幣價値の總量なり。換言すれば、一定期間に於ける一定事業の生産額又は營利額の謂なり。

(1) 總收穫 一事業より生ずる生産額又は營利額の總量をいふ。

(2) 純收穫 總收穫より生産費又は營利費を控除したる殘額なり。

(二) 收入 一業の收穫は常に一なれども人は一業のみならず他の業をも爲す。例へば農家に於て米をつくるのみならず麥をもつくり、自作するのみならず小作も爲す。常時の収入もあれば不時の収入もあり。一人の収入は一ならずして二又は三等諸種の財源より發することあるべし。

されば収入とは一定期間に一人(即ち一の經濟單位)の所有に歸する財又は其の貨幣價値の總量をいふ。故に収入は各種の收穫の綜合より成るものなり。

(1) 總收入 諸收穫の總合計をいふ。

(2) 純收入 生産費營利費等の諸費合計を總收入より控除したる殘額をいふ。

(三) 所得 收穫は單稱收入は總稱なり。收穫は物に對する關係にして、収入は人に對

する關係なり。

- (1) 經常收入 収入の繼續性なるものをいふ。農工商業の収入の如きは之に屬す。
- (2) 臨時收入 収入の一時性なるものをいふ。寄贈贈與等による収入の如きは之に屬す。

所得とは經常収入のみを指すなり。所得とは一定期間内に一人即ち一の經濟單位の所有に歸すべき經常収入をいふ。(津村法學博士 國民經濟原論)

地代。土地の使用に對する報酬をいふ。小作料借地料等である。地代には土地の上に放下した資本勞力の成果にあらずして純然たる土地の自然的生産力に基づき土地其の物の所有に發する所得を意味する狹義のものと、自然の儘なる土地の使用料のみならず開墾施肥排水灌溉道路堤防等直接間接に其の上に放下せる資本の利子をも含む廣義のものとがある。H. C. Hooper, *The Theory of Interest*. 教科書本文に貸地料とあるは廣義の地代のことである。

利子。利息ともいふ。資本の使用により生ずる所得である。自分が資本を利用して得る利子を原生利子といふ。原生利子は純然たる利子即ち資本所得の外に利潤即ち企業所得をも含んで居る。他人に資本を利用せしめて得る所の利子を副生利子とす。

副生利子には貸付利子と貸付利子とがある。

(1) 貸付利子 流動資本の使用を他人に許すより得る所の報酬である。流動資本とは唯一回生産又は營利の用に供するに於て其の効用の全部を失ふもので貨幣燃料原料の如きものをいふのである。貸付利子と貸付利子に分つことができる。

(イ) 貨物利子 原料燃料等の如き消耗品の貸付より生ずる利子をいふ。
 (ロ) 貸付利子 貨幣の貸付より生ずる利子で一名金利とも稱せられる。

(2) 貸付利子 固定資本の使用を他人に許すより得る所の報酬である。固定資本とは唯一回生産又は營利の用に供するに於て其の効用の一部を失ふに止り更に數回繰返して生産又は營利の用に供し得るものをいふ。機械器具工場店舗の如きものは之である。家屋工場の家賃器具機械の損料などは貸付利子である。

教科書本文の「利子は普通金錢に對する利息即ち金利よりも廣き意義を有す」が以上の説明でわかるであらう。金利は利子中最も重要なものなるも金利以外にはほ利子があるのである。資本といふものは貨幣のみでなく家屋機械器具原料等多々あるのであるから此の點から考へても本文の意義は直にわかることである。利子は資本を使用せしめることによつて受くる報酬なのである。

利子の高低の定まるのは資本に對する需要供給の關係による。需要に比し供給多

ければ利子は安く、供給に比して需要が多ければ利子は高いのである。
賃銀。賃銀とは人の労働に對する報酬である。人が労働して報酬を得るには左の二つの場合がある。

- (1) 自己の仕事に従事して報酬を得る場合。仕事の成否如何によつて報酬の得られぬこともある。此の場合の報酬は純粹の賃銀の外に企業家の利潤も含んで居る。
- (2) 他人に傭はれて報酬を得る場合。全然賃銀である。

賃銀は普通に後者を指すものである。
賃銀支拂法。
支拂ふべき財の種類による區別

(一) 實物賃銀。物品を以て支拂ふもの。衣食住の物品を以て支拂ふを普通とす。

(1) よく主従關係を保持し、情誼を温かならしむ。

(2) 日用品の騰貴により労働者の實收入を減殺することなし。
等の長所あるも又次の如き短所がある。

(1) 雇主をして労働者の欲望の種類品質・數量程度を專斷せしめ、全然其の生活狀態を左右せしむ。

(2) 労働者の自主獨立の精神を妨害す。

(3) 貯蓄に不便なり。

(4) 不正不良・不廉の物品を強ふるの危険あり。

(二) 貨幣賃銀。貨幣を以て支拂ふものである。
支拂方法による區別

(一) 時間拂賃銀。労働した時間の長短に應じて支拂ふものである。労働者怠慢となり易く、之を妨がんとせば監督者を要することになる。

(二) 出來高拂賃銀。仕事の出來高に應じて賃銀を支拂ふものである。仕事を多くすればする程賃銀が多くとれるから、労働者を勤勉ならしむるも、粗製濫造の弊を生じ、又過度の労働よりして健康を害するやうになる。

以上の賃銀支拂法の長短を補正して行くに種々なる方法が實行されて居るが普通に廣く行はれて居るものは左の如くである。

(1) 賞與。大に勉強するとか、よいものをつくるとか、出來高が多いとかいふ特別な労働に對し特別な報酬を與ふるもの。

(2) 利潤分配法。事業の利益が多く擧がれば賃銀を多く拂ふもの。

(3) 滑準賃銀法。生産物の價格の標準を定めて標準價格以上に生産物の價格が騰貴すれば之に準じて賃銀を昇し、之に反し、生産物の價格が標準價格以下に降ると、之

に準じ賃銀を標準賃銀以下に降す仕組である。
賃銀高低の原因。

- (1) 労力の需要供給 労力の需要多ければ賃銀は高く供給が多ければ賃銀は低い。
 - (2) 職業の性質 困難不潔屈辱的の職業は賃銀高く容易清潔名譽的のものは低い。
 - (3) 労働者の生産 生産力大なるものは高く然らざるものは低い。
- 俸給 官吏又は官吏待遇者が其の職務に對する對償として且つ其の必要な生計費として定期に支給せらるゝ所の金錢である。自治體の吏員の受くるものを給料といひ醫師辯護士などの勞務に對しては報酬といつて居る。銀行會社等では給料賞與手當等種々の名目で支給されて居る。教科書本文の俸給は嚴密の意味でなく廣義の意味で主として精神勞働を爲す人の受くる報酬を主として筋肉勞働を爲す人の報酬たる賃銀に對して俸給といつたものである。

利潤 生産の要素を結合して企業を営むによつて受くる報酬である。利潤は生産物の價格と地代賃銀利子等の總額とによつて決定せらるゝもので一定の企業につき其の利潤を大ならしむる原因は主として左の事情による。

- (1) 企業家の伎倆 知識經驗伎倆卓越し生産の種類的選擇を誤らず企業經營其の當を當ること。

(2) 資本の大小 資本豊富ならざれば萬事意の如くならず收利を減ず。

(3) 獨占の有無 市場を獨占すれば賣價の引上となり企業の利益増大す。

(4) 時運の向背 時運とは企業家所主の意思又は行爲に基づかずして財の價值に變動を起す外圍の事情をいふ。時運の向背は企業の成敗を決するものである。利潤は必ずしもあるものでなく時には大なる損失を蒙ることもある。

収入はまた左の如く之を分類することを得べし。

(一) 經常收入と臨時收入 經常收入とは一定の時に規則正しく入り來り其の金額も豫定せられ且永續の見込あるものにして貸地料貸家料預金配當金俸給等は之に屬す。臨時收入とは隨時に入り來るものにして収入の額も豫め知ること能はず且永續の見込なきものにして遺産相續又は他人より贈與せられたるものゝ如き一時の収入は之に屬す。

(二) 定時收入と不定時收入 定時收入とは改入の時期の定まれるものをいひ不定時收入とは収入の時の一定せざるものをいふ。定時收入は多くは經常收入にして不定時收入は多くは臨時收入なるも醫師辯護士の収入の如きは不定時收入にして然も經常收入に算せざるべからざるものなり。

(三)定額収入と不定額収入 定額収入とは収入額の一定せるものをいひ、不定額収入とは収入額の一定せざるものをいふ。俸給の如きは定額収入にして、商家の賣上金の如きは不定額収入なり。

(四)物品収入と金銭収入 物品収入とは金銭外の物品の収入にして、金銭収入とは通貨による収入なり。

物價騰貴せる時は金銭収入は不利にして、物品収入は有利なり。物價低落せる時は之と反對なり。

資料

収入の分類は本文の如く種々あるも左記の如き項目にまとめるが適當であると思ふ。

- (甲)經常収入
- (一)財産所得
 - (1)地代・小作料
 - (2)家賃
 - (3)配當金・利子

- (二)勤勞所得
- (1)賃銀・報酬
- (2)俸給・給料・恩給・年金・扶助料
- (三)企業所得・利潤
- (乙)臨時収入
 - (1)賞與・金慰勞・金贈與・金
 - (2)遺産の相続
 - (3)不動産・動産・不用品等の賣却

家庭經濟の基礎となすべき収入は成るべく確實にして其の収入の時も一定したる經常収入ならざるべからず。即ち貸地料・貸家料・利子・俸給等の如きは比較的安全なるものなり。若し之に反して不定時収入・不定額収入が一家の収入の大部分なる時は一ケ年間の収入豫算を立て之を月に割り當て、毎月の支出額を定めおかざるべからず。

臨時収入の如きは非常時の準備として貯蓄し、或は事業の資金と爲すべく決して一家支出の基礎と爲すべきものに非らざるなり。

人は其の天稟境遇を異にし、職業相同じからず、従つて其の収入にも多少の別を生ず。即ち一人にして二三種の確實なる収入を有するものあれど、僅に一種の不確實なる収入に止まるものもあるなり。家庭經濟上よりいへば、一人數種の収入あるを理想とす。

一家の財源は、なるべく多種多様なるべし。若し一家の財源にして單一ならんか、其の収入の確實なるものは伸縮力に乏しく、不確實なるものは危険多くして共に生活の安定を得べからず。之に反して財源の多種多様なる時は、經濟界の變動に遭遇するも、一種は他種補ひ、彼此相補益して一家の經濟を安固ならしむるものなり。されば本業の餘暇を利用し、自己の地位と力量とに相應せる副業を營み収入の多種多様ならんことにとむべし。これ營に一家の經濟を安固ならしむるのみならず、健全なる家風を振起する上に必要にして、又國家富強の基礎も此處に築かるゝものなりといふべし。

資料

一。家經濟の安定法。

(一) 一家經濟の目標と財産所得

一家經濟は經常収入を目標として定めなければならぬ。臨時収入などを眼中に置いてはならぬ。

經常収入の中でも勤勞所得よりも財産所得を目標とするが最も安全である。何となれば、勤勞所得は事業の不振失業疾病老衰死亡其の他の原因で、其の所得を減少し、又は喪失する危険が多いのに反し、財産所得は單に財産を利用するにより生ずるものであるから、一個人の盛衰存亡との關係が前者の場合程に密接で無く、老幼と雖も或程度まで之を利用し収入を得ることが困難で無いからである。

されば、財産所得ある者も節約して一層之を多からしめ、自己及び子孫の幸福を謀らねばならぬと同時に、財産所得の無い者は一層の努力奮闘によつて財産を造り、一家生活の安定を謀らねばならぬものである。

(二) 一家収入と危険分散主義

一家の収入處理上に於て、特に注意すべきことは勤勞所得者たると財産所得者たるとを問はず、生活上の基礎を一箇所に集中しないことである。換言すれば、經濟上の危険を多方面に分散せしめなければならぬことである。

若し、財産所得者が全財産を貸家のみに投じたならば、一夜の火災に全財産を喪失する虞れがある。若し株券のみに固定せしめ、或は銀行預金のみに利用してあるとすれ

ば、會社や銀行の破綻によつて一朝にして全財産を失ふこととなる。若し田地のみに集中せしむる時は、饑饉や小作争議に因つて收入杜絶の危険があり、天災に因つて全く土地を失ふことも有り得るのである。されば此等の危険を避け一家生活の基礎を安全ならしめんとせば、其の財産を多方面に分割し、何れか一つより起る危険に因つて一家の生活を危くすることの無き様に努めなければならぬ。例へば一家の財産を株券、貸金、預金、田地、山林等に分配して置けば、銀行會社の破綻があつても不動産の收入によつて生活し、饑饉に遭遇する時は、株券や貸金の收入によつて生活するから生活上の危険が無いこととなるのである。同じ理由によつて勤勞所得者も亦生活の危険を主人一人に集中せしめず、或は同一職業にのみ集中せしむることなく、多方面に分散せしめねばならぬ。例へば主人一人の收入によつて衣食する家庭は主人の疾病死亡等により生活の不安を生ずるから、主人の收入以外に主婦に内職の心掛けも必要である。又田地の小作のみによつて生活する小農は、饑饉に遭遇して饑死の虞れがあるから、養蠶、養鶏の如き副業を必要とするが如きことである。(大久保學士婦人の法律と經濟)

一家の經濟の安定をはかるには如何すればよいか。

家族生活の安全を保障し得るやう繼續性を有し且つ其の額の變動のなるべく少なき收入即ち經常收入に家計の基礎を置かなくてはならぬ。臨時收入などをたよりに

してはならぬ。經常收入をなるべく豊富ならしむべきである。

經常收入でも勤勞所得などは危険の比較的大なるものである。事業の不振、失業、疾病、傷害、死亡、老衰等の爲めに所得の減少又は喪失を來すことは決して稀ではない。

家族生活の安定と向上、家族經濟の獨立維持と基礎の鞏固とを得んとせば、財産の創設又は増殖といふことが必要である。然し財産所得は勤勞所得に比して所得の減少又は喪失の危険は少ないけれども、相對的のものであつて、火災、水災、盜難、取引銀行の破産等の危険がある。

かく危険が多いから危険分散主義に基づき、勤勞所得に於ても本業によるのみならず副業もし、世帯主の勤勞のみならず家族の勤勞にもよるやうにし、財産所得に於ても、土地、家屋、貨幣資本に分ち、貨幣資本に就ても、公債、證券、株券、社債券、銀行預金等なるべく多くの種類に分つやうにすべきである。斯くすると、一方に損失があつても、他方に之を補ふ利益がある。相平均せられて所得額増減の程度を小ならしめ、従つて家族生活の安定をはかるべきである。

第六節 一家の豫算

吾等は一定の目的を有せずして秩序あり、意義ある活動を爲すこと能はざらぬ。

るものなり。日々の生活に於ても亦然り。これ一家豫算の編成を必要とする所以なり。一家の豫算は如何なる方針により、如何に生活を爲し、収入支出を如何に調節すべきかを豫定せるものにして、一家經營に重大なる關係を有するものなり。各家庭は貧富職業趣味教育等の差異によりて其の生活の趣を異にし、従つて豫算の上にも差異あるものとす。

今豫算を編成する上につき重要な點を示さん。

(一)一定期間に於ける収入・支出を見積り、其の支出は、費目の輕重に従ひ、収入を百分率にて之に割當つべし。

例へば一ヶ月収入二百五十圓ありとせば、其の収入の二五%を食物費一五%を被服費二〇%を住居費とし、なほ地位的・娛樂的・欲望をも充すに必要な費用を加へ、以て收支の調節をはかるが如し。

(二)収入を各費目に割當つるには、衣食住の如き必要缺くべからざる費用は之を重く且先にし、他は之を後にすべし。

衣食住の如き費用は健康を維持するに必要な程度以下に削減すること能はざるも、他の娛樂費の如きは窮せる家計にては之を省くか、又は少く見積

ることを得べし。

(三)豫算の費目は出來得る限り少くし、各費目間に適當の權衡を有せしむべし。

豫算の費目の繁に過ぐるものは實行困難なり。即ち食物費・被服費・借地借家料・税金・交際費・器具費・教育費・圖書費・薪炭費・給金・保険料・貯金・雜費等の項目に分類するが如きは複雑に過ぐ。

(四)収入を各自に割當つるには十分の考慮を要す。

(1)収入と食物費の百分率は常に反比す。収入増加すれば百分率は減少し収入減少すれば百分率は増加す。

(2)被服費の百分率は収入の増減にともなひて増減す。

(3)家具・煖房・採光に關する費用は収入の如何にかゝはず同一の率を有す。

(4)教化費の百分率は収入の増加に従ひて増加す。

以上の精神に基づき豫算の項目を選定し、各項目に収入を割當つること左の如し。

(夫婦と子供三人但し食物費は子供三人を大人二人として計算す。)

収入	食物費	住居費	被服費	運用費	常備費	教化費
年收月收 四〇〇〇円至 二五〇〇円	一人當り 六二・五〇% 十分健食 料をとり得べし。	家具を調へん とせば四〇% の家の借る べし。	石鹸洗滌 品代等七圓 錢を控除し 被服を新調 主人の調 主婦の調 102宛とす。	薪炭ガス 電燈小料 主人小遣 主婦小遣	貯金 税金 衛生費 一五〇〇 二二〇〇 三〇〇〇	子女學費 圖書新聞 費 三〇〇〇 一五〇〇 二〇〇〇
二〇〇〇円至 一五〇〇円	一人當り 四五・〇〇% 限度の保 料をとるを 節約の必要あり。	節約の必要あり。	薪炭ガス 電燈小料 主人小遣 主婦小遣	貯金 税金 衛生費 一〇〇〇 一五〇〇 二〇〇〇	子女學費 圖書新聞 費 二〇〇〇 一〇〇〇 一五〇〇	
一〇〇〇円至 一〇〇〇円	一人當り 四五・〇〇% 節約の必要あり。	節約の必要あり。	薪炭ガス 電燈小料 主人小遣 主婦小遣	貯金 税金 衛生費 一〇〇〇 一五〇〇 二〇〇〇	子女學費 圖書新聞 費 一〇〇〇 五〇〇 一〇〇〇	
以下 八〇円	約一人當り 三七錢	約一人當り 三五錢	薪炭ガス 電燈小料 主人小遣 主婦小遣	貯金 税金 衛生費 一〇〇〇 一五〇〇 二〇〇〇	子女學費 圖書新聞 費 一〇〇〇 五〇〇 一〇〇〇	

以下 八〇円	約一人當り 三七錢	約一人當り 三五錢	薪炭ガス 電燈小料 主人小遣 主婦小遣	貯金 税金 衛生費 一〇〇〇 一五〇〇 二〇〇〇	子女學費 圖書新聞 費 一〇〇〇 五〇〇 一〇〇〇
一〇〇〇円	四五・〇〇%	四五・〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%
二〇〇〇円	四五・〇〇%	四五・〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%
三〇〇〇円	四五・〇〇%	四五・〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%
四〇〇〇円	四五・〇〇%	四五・〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%
五〇〇〇円	四五・〇〇%	四五・〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%
六〇〇〇円	四五・〇〇%	四五・〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%
七〇〇〇円	四五・〇〇%	四五・〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%
八〇〇〇円	四五・〇〇%	四五・〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%
九〇〇〇円	四五・〇〇%	四五・〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%
一〇〇〇〇円	四五・〇〇%	四五・〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%	一〇〇〇%

資料

エ。ンゲルの家計統計。獨逸の統計學者エルンストエングル(Ernst Engel)氏が一八五三年白耳義統計局に於て同國二州に於ける勞働者階級の家族一千戸に就て調査した結果を總合したるもの竝に一八四九年ザクセン國に於ける國勢調査の結果に基づき調製したものである。

費目	白耳義	ザクセン	中等社會(年收一八〇〇乃至二四〇〇マルク)	下等社會(年收九〇〇乃至一二〇〇マルク)	上流社會(年收三〇〇〇乃至四〇〇〇マルク)
食物	六一%	六二%	五五%	五五%	五〇%
衣服	一五	一六	一八	一八	一八
住宅	一〇	一二	一二	一二	一二
燈火薪炭	五	五	五	五	五
家具	四	五	五	五	五
合計	九五	九五	九五	九五	八五

米 國 (1903)

所得額	食 物	住 宅	被 服	光 熱	其の他
(弗)	%	%	%	%	%
300 以下	52.31	19.39	9.53	8.10	10.67
400 "	48.09	18.69	10.02	7.11	16.09
500 "	46.88	18.57	11.39	6.66	16.50
600 "	46.16	18.43	11.98	6.21	17.22
700 "	43.48	18.48	12.88	5.77	19.39
800 "	41.44	18.17	13.50	5.26	21.63
900 "	41.37	17.07	13.57	4.97	23.02
1000 "	39.90	17.58	14.35	4.96	23.21
1100 "	38.79	17.53	15.06	4.93	23.69
1200 "	37.68	16.59	14.89	4.71	26.13
1200 以上	36.45	17.40	15.72	4.93	25.40
平 均	43.13	18.20	12.95	5.89	20.11

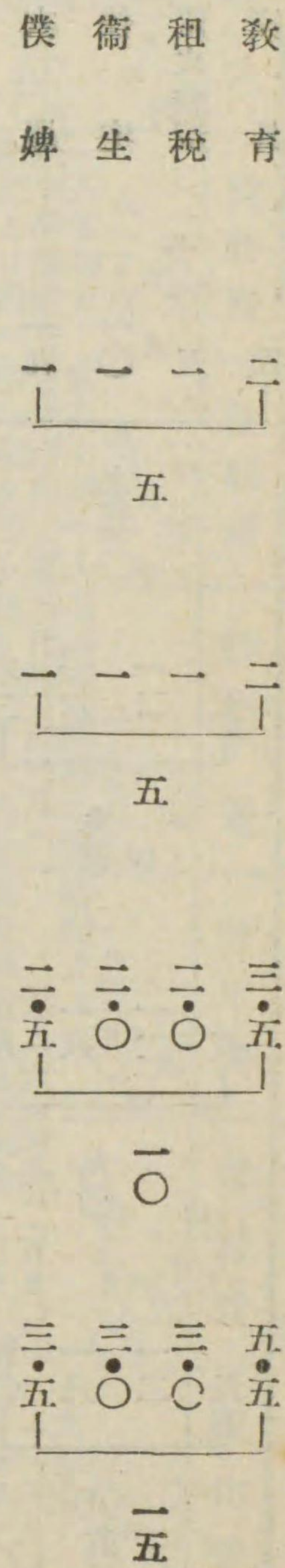
獨 逸 (1907)

所得額	食 物	住 宅	被 服	光 熱	其の他
(馬克)	%	%	%	%	%
1,200 以下	54.2	20.0	9.2	6.2	10.4
1,600 "	54.6	17.2	9.5	4.8	13.9
2,000 "	51.0	18.0	11.5	4.5	15.0
2,500 "	48.1	17.6	12.6	4.0	17.7
3,000 "	42.7	18.0	14.3	3.9	21.1
4,000 "	38.1	18.5	14.0	3.6	25.8
5,000 "	32.8	19.3	14.7	3.1	30.1
5,000 以上	30.3	14.9	14.9	3.1	36.8
平 均	45.5	18.0	12.6	4.1	19.8

後大に研究すべき問題である。
米獨の家計統計。米獨に於ける生活費に對する百分率を示すと左の如くである。

これによりエンゲルは左の論斷を試みた。
(1) 所得の少なきもの程衣食住以外に消費し得る所少なきこと。
(2) 所得の大小に拘はらず住宅費並に燈火薪炭費は同一なること。
(3) 所得の少なきものほど食物費が大部分を占むるに至ること。
(4) 所得の大小如何に拘はらず衣服費は常に略同一なること。
米國獨逸などの統計の結果は、エンゲルの統計とは悉くは一致せず、左の如き結果を得て居る。

(1) 所得少きものほど、食衣住以外に消費し得る所少きこと。
(2) 燈火薪炭費は所得額と反比例にして漸減す。
(3) 所得の少きものほど、食物費が所得の大部分を占むるに至ること。
(4) 衣服費は所得額と正比例して漸増す。
家事經濟上費目の區別法及び各費目にどれだけの%を配當するかといふことは今



米國家政學の泰斗リチャード夫人が米國人の爲めに理想的の標準を立てた。それは左の如くである。

年 收	二〇〇〇〇 (弗)	一〇〇〇〇 (弗)	八〇〇〇 (弗)	五〇〇〇 (弗)	五〇〇以下 (弗)
食物費	四〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	八〇〇	五〇〇
住居費	二五%	二五%	三〇%	四五%	六〇%
被服費	二〇%	二〇%	二〇%	一五%	一五%
運用品	一五%	一五%	一〇%	一〇%	五%
教化費	一五%	二〇%	一五%	一〇%	一〇%

第七節 一家の支出

一家の支出とは、家族が適當なる欲望を満足せしめ、健全にして充實せる生活を營む爲めに財貨を消費するをいふ。支出の重なる區別は左の如し。

(一) 經常支出と臨時支出 經常支出とは、一家の生活の爲めに規則正しく消費する支出にして、臨時支出とは豫期せられざる事件の爲めに、臨時に要する支出をいふ。衣食住に關する費用は前者に屬し、各種災害に要する支出の如きは後者に屬す。而して之が支出の方法は經常支出は常に經常收入によるべきも、臨時支出は必ずしも臨時收入によるべきものにあらず。

(二) 物品支出と金錢支出 物品支出とは、自家の生産せる米を家族の食糧に供し、又自家の商品を家族の被服其の他の用に供するをいふ。金錢支出とは金錢を支出するをいふなり。物品支出の場合には相當の價格を見積り金錢に換へて計上すべし。

(三) 消費的支出と生産的支出 消費的支出とは吾等が其の欲望を満足せしめんとする目的をもつて財貨を利用し、財貨の效用の全部又は一部を消費するをいひ、生産的支出とは一つの財貨を生産の手段として消滅せしめ、新なる財貨を生産するをいふ。

家庭經濟に於て生産的支出と消費的支出の割合は、其の收入財源の如何によりて定まるも、支出の大部分が消費的支出なるは基礎強固なる家計とはいひ難し。

(四) 必要的支出と奢侈的支出 必要的支出とは吾等の生活につき必要缺くべからざる最少限度の消費支出にして若し之を充足せしめざる時は健康を

害するに至るものなり。善等は更に地位的欲望、快樂的欲望をも荒れす可
なり。な。國を難儀、それ以て奢侈的欲望を満足せしむるための消費は大に排斥すべ
きなり。

資料

經。常。支。出。は。常。に。經。常。收。入。に。よ。る。べ。き。も。臨。時。支。出。は。必。ず。し。も。臨。時。收。入。に。よ。る。べ。き。も。
の。に。あ。ら。ず。

臨時費は一時的偶然的支出に屬するものであつて之を左の如く分類することが出
來る。

- (1) 將來に於て支出の必要發生するや否や全く不明なるもの。火災・水害・地震・風害等。
- (2) 其の時期の豫知し得ざるもの。出生・婚姻・疾病・死亡等。
- (3) 過去の經驗より大凡豫定し得べきもの。家屋・家具の修繕・交際費等。

右の中(1)と(2)は保險制度を利用すれば、保險金なる臨時收入により支辨することが
できる。これができぬ時は非常準備金として平素貯蓄しておけばよい。保險金若く
は貯蓄の如く、其の臨時費と臨時收入とが其の額相對當する場合には臨時收入で臨時
費を支辨することができる。これが爲めには平素豫算の經常支出部に保險料又は貯

蓄を計上し、實行して居らねばならぬ。(3)の場合は割當てを豫定することが出来るか
ら經常支出によつて差支ない。即ち經常收入を以て支辨すべきである。

一。家。の。支。出。 一家の支出の分類も左の如くまとめるがよいと思ふ。

(一) 經常支出

- (1) 食物費 飲食物材料・調味料・厨用器具・食器類等。
- (2) 被服費 衣服材料・夜具・其他附屬品・仕立・洗濯・賃化粧料。散髪・結髪・入浴費等。
- (3) 住居費 家賃・借地料・修繕費・家具費等。
- (4) 運動費 薪炭・ガス代・電燈料・給金・小遣等。
- (5) 常備費 租稅・公課・衛生費・貯金・保險料等。
- (6) 教化費 學資・圖書・雜誌・新聞紙・娛樂費・交際費等。

(二) 臨時支出

- (1) 婚姻・出産・賀壽・祝儀・葬祭等。
- (2) 火災・風水害等の災害填補。
- (3) 寄附・救助・其他。

經常支出の内容を豫算の項目に従ひて分類し、その各につきて注意すべき
點を示せば左の如し。

(一)食物費 食物は家族の健康を維持するため、衛生上の原則に合する種類及び分量を供給するを要す。一家の支出中最も重要なものなり。

(二)被服費 被服費は家族の増加に従ひ甚だしく増加するものにして食費の増加率よりも大なり。衣服の様式、各人の所持する數量等は、大に研究するを要す。流行を追ひ、奢侈に流れ、徒に多くの衣類を死蔵するを誇るが如きは、大いにいましむべきことなり。節約利用につとむべし。

(三)住居費 衛生上必要な条件にかなひ、地位的要求をも加へ、趣味上、教育上適當な所を選ぶべし。家屋の廣狹は家賃のみならず、煖房、照明、手入、保存等の費用に大なる關係を有す。許されたる經濟の範圍内に於て最大の効果を收むることにつとむべし。

(四)運用費 家の大さ、構造、間取等によりて差異を來すものなり。薪炭、瓦斯、電燈等の使用にも細密の注意を拂ふべく、雇人の如きも己むを得ざる場合の外は之を見合せ、家族のものにて分擔處理すべし。

(五)常備費 租税、公課は十分に準備して其の義務を完うすべし。貯蓄は將來の消費に備へ、又収入の財源を爲すものなれば、其の収入に應じ一定額は必ず貯蓄すべく、又保險にはつとめて加入するを要す。

(六)教化費 主として精神的欲望を満足せしめ、奮闘努力向上發展の潛勢力を養ふものなれば、此の費用を惜しむべからず。

此の外震災、火災、水難等より、死亡、結婚の如き、不時の用に供する準備なかるべからず。これが爲めには豫算中は必ず貯金、保險等の項目を設け實施せんことを要す。

資料

經。常。費。の。内。容。項。目。を。如。何。に。定。む。べ。き。か。

教科書本文の説は、從來のゴタ／＼したものに比しまとまつて居る。而して雜費を認めないのが特色である。井上先生は『雜費などを設けておくのが經濟を亂す基である。正しく名のつく使ひ方をしなくてはならぬ。主人の小遣などいふのもなるべく其の用途を彼の項目に分けてつかはせるやうにしたい。たゞ小遣といふ名目で其の先を追究しないから、我儘をするのである……』。云々。と述べられて居る。

經。費。支。出。の。項。目。に。關。す。る。諸。家。の。説。

(石澤氏)

(大江氏)

(野口氏)

(甫守氏)

(主婦の友社家計簿)

被服費	被服費	食料費	食費
食物費	賄費	居住費	住宅費
住居費	借地料	被服費	被服費
器具費	借地料	器具費	衣服費
光熱費	器具費	燈熱費	清潔費
教養費	雜品費	交際費	公課費
衛生費	醫藥費	交際費	保養費
慰安費	娛樂費	小遣費	保險費
交際費	諸費	給金	嗜好娛樂費
租稅費	雜費	諸稅	間食費
雜費	備料	業務費	交通費
豫備費	修繕費	諸給與	諸給與
貯蓄費	慈善費	臨時費	辨濟費
	備費	保險費	雜費
		金	
			主人小遣
			雜費臨時費
			貯金
			器具費
			衛生公課費
			教育娛樂費
			交際通信費
			被服費
			住宅費
			賄費

あまり分類し過ぎては複雑となり、且つ總生活費の幾%を配當すべきかといふ豫定も立ちかねると思ふ。井上先生の説を基礎とし各地方化し各家化して適切なるものをつくるがよいと思ふ。

支出の對象

(一)飲食物 身體の營養は飲食物によつて供給せられる。家庭經濟に於ける支出中第一位を占むるのは當然で中流階級に於ては生活費の三〇乃至四〇%を占め下層階級では其の割合が一層増大する。食料品は主食物副食物嗜好品の三に分ち前二者を營養材料といひ後者を又享樂材料ともいふ。粗食は眞の節約ではない。

(二)被服 身體の保護及び裝飾の目的から各種の被服を必要とする。被服に對する支出は生活費の平均一〇乃至一五%を占む。被服は虚榮の目的に適ふものであるから奢侈の行はれ易い性質を持つて居る。其の支出は一家の収入の増加にともなひ漸増する傾向がある。被服費は衣服類及び身の廻り品の新調費修繕費洗濯費裁縫品等を包含す。

(三)住居 飲食被服と共に生活の三要素を爲す。住居に對する費用は通常生活費の一〇%乃至三〇%を占め食物費と均しく所得の少い程其の%の歩分は漸増する傾向がある。且つ地代等の關係上大都會は小都會より小都會は村落よりも其の額及び率が大に増加する。住居の重なるものは家屋なるも此の外諸種の家具類食器類庭園其他の設備も住居を完全ならしむるものであるから住居費とは此等に對する支出をも包含する。

(四)光熱 調理、煖房、燈火等の爲めに光熱を支出しなくてはならぬ。生活費の四乃至六%を占む。奢侈には流れぬが浪費に陥り易い。

(五)衛生其の他 飲食物被服住居及び光熱の四種の支出は日常生活上絶対に必要缺くべからざるものである。無限に減じ得べきものでない。此の限度を超えて減ずると健康を維持することはできぬ。吾人の所得は先づ此等日常生活上絶対に必要なものに向つて支出せられ、なほ剩餘ある時は(一)衛生醫藥消毒洗湯等(二)教化子女教育圖書聽講宗教(三)交際宴會接待贈答郵便(四)娛樂藝術的娛樂運動的娛樂(五)公共の出捐(各種租稅慈善寄附等)(六)婢僕(七)家族各自の小遣(八)負債(元金利息)(九)準備貯蓄保險等に支出さるべきである。此の種の支出對象の費用は所得の大小により、其の生活費に對する割合は著しい増減を示すものである。(松平友子氏 家事經濟綱要節錄)

第八節 収入支出の調和

一家の収入支出は、常に豫算を以て之を定め、忠實に實施して收支の調和をはかるを以て家事經濟の要道とす。而して豫算の遺漏なき實行は、必ず收支相調和するを以て原則とするも、經濟界には種々の變動起り易く、一家の經濟

は其の影響を受けて窮地に陥ること頗る多し。

(一)収入の増減 一家の消費は常に収入に應じて、定むべきものなれど、消費は無限に縮少すること能はず、必ず一定量を必要とす。故に収入若し最少限度の消費を支辨するに足らざる時は、收支の不調を來し、収入増加すれば、過剰を生ずるなり。

(二)物價の高低 物價の高低は収入の増減と同一の結果を來すものなり。即ち一般に物價が騰貴する時は、從來一定の収入にて收支相償へる家計は、忽にして不足を告げ、物價が一般に下落する時は、過剰を生ずるに至るべし。

資料

物價 貨物の價格といふ意義を有し、常に複數として用ひらる。砂糖、白米、洋傘、綿糸、生糸、其の他種々の商品が騰貴若くは下落した時に吾人は一口に物價が騰貴又は低落したといふを常とする。

價格 貨物と貨物との交換比例である。例へば白米一斗と砂糖十斤とが交換せらるれば、白米の價格は一斗につき砂糖十斤であるといひ得る。然し現今では貨物の價格は貨幣の一定額を以ていひあらはされて居る。白米一斗は四圓五十錢といふやう

にいつて居る。

代。價。價格を貨幣でいひ表はしたるもので價格と同意義に用ひられて居る。

代。金。或る一定量の貨物に對して支拂はるゝ貨幣の一定額。價格代價は抽象的の數量であるが代金は貨物の賣買者間に實際授受せられる貨幣其の物である。

價。值。值。段。代價と同一。

定。價。公稱價格。商人が豫め販賣の標準として定め公表して居る價格。

賣。價。實際に取引の標準となりたる價格。

原。價。購入價格又は生産費。

單。價。貨物の一單位の價格。

價。額。一貨物の單價に數量を乗じたるもの又は數種貨物の單價に各其の數量を乗

じたるものゝ合計。

正。常。價。格。相。當。價。格。正。當。價。格。生産費と略一致せる價格又は世人が一般に正當なり

と看做したる價格。

市。價。一貨物が一市場に於て取引さるゝ際の標準價格。

相。場。市價と同一。

時。價。一定の時の市價又は現在の市價。(高城仙次郎氏 物價問題)
價。格。循。環。の。法。則。

第一法則

- (1) 需要増加すれば價格騰貴す。
- (2) 需要減少すれば價格下落す。
- (3) 供給増加すれば價格下落す。
- (4) 供給減少すれば價格騰貴す。

第二法則

- (1) 價格騰貴すれば需要減少す。
- (2) 價格下落すれば需要増加す。
- (3) 價格騰貴すれば供給増加す。
- (4) 價格下落すれば供給減少す。

(需要)	(供給)	(結果)
増	同	稍騰貴す。
増	増	變動なし。
		此の表に於て同は増減なく従来と同一なることを表はす。

増	減	同	減	減	同	同	同	同
暴騰す。	稍下落す。	暴落す。	變動なし。	變動なし。	變動なし。	稍下落す。	稍騰貴す。	同

物價計量と物價の變動。物價は大體需要供給の關係で變化すると云ふことは動かない。需要が多くなれば、即ち買手が多くなれば、値段が上がり、反對に買手が少くなれば、値段は下る。供給が多くなれば、値段は下る、供給が少くなれば、値段は上ると云ふこととで、是は誰も通俗に考へて居る通りである。併しこれは需要と供給の關係と云はなければならぬので、離して考へることは出来ない。例へば需要が多くなつて、今迄三千個の需要であつたものが五千個の需要になつても、それと同時に供給が三千個から五千個になつて居れば、價格は變動しない。同じく供給が今迄の半分になつても、需要も半分になつて居れば、價格は上らないと云ふことになる。併し物價の上る方は何處迄でも上るが下る方はどんなに下つても元で賣る、即ち生産費が最低限度である。物價

の變動は世界中の物價と一緒に動く。電報一つで方々の値段がわかる。交通が開けて品物は何處へでも運んで行かれる。品物は水と反對に高い所へ流れて行く、若し米が四十圓の所と三十五圓の所とあれば、四十圓の所へ飛んで行く。非常に澤山這入ると品物が殖えるから下るといふことで必ず平均する。

物價騰貴と生計費。一般世人は物價が或る期間内に一割騰貴すれば、一家の生計費も亦一割増加するものであると信じて居るやうであるが、これは誤解である。

物價殊に日常の生活に必要な貨物の市價が騰貴すれば、生活費も亦多少増加するが、其の増加率は普通物價の騰貴に達しない。假りに物價が一般的に十割騰貴したとすれば、少期間内例へば一二年間に生計費の増加する程度は七八割であらう。物價騰貴後に於て以前と同程度の生活を繼續するとすれば、生計費の膨脹率が物價騰貴率に比して少くとも一二割低いことは疑を容るゝ餘地はない。尤も物價騰貴が多年に亘り繼續する場合には、物價騰貴と生活費との間に於ける開きは漸次縮少して、遂には後者が前者と一致するに至るは勿論である。

何故に生計費は物價膨脹せぬか。

家計費を分類して見ると、食料品費、被服費、家具費、薪炭費、家賃、電燈料、瓦斯料、電車賃、汽車賃、學校授業料、醫藥料、税金、理髮料、新聞代、書籍雜誌代、娛樂費等である。之をよくしら

べて見ると左の二種に區別することができぬ。

(1) 一般物價の騰貴と略同程度に増加するもの
食料品費被服費家具費薪炭費理
髪費新聞雜誌代娛樂費。

(2) 容易に物價程増加しないもの
家賃電燈料瓦斯料電車賃汽車賃學校授業料醫
藥料税金。

家賃は何故に容易に物價程増加せず物價と同程度に増加するに比較的長期間を要するか。

(1) 現在の家屋は物價騰貴以前に建築されたること。

(2) 多年の間同一の借家人が居住せる場合物價が騰貴せりとして直に家賃を増額するは人情に悖ること。

(3) 家主は借家人よりも財産並に収入上に於て優越の地位に立てる關係上社會の非難を避くる爲め。

電燈料瓦斯料電車賃汽車賃學校授業料醫藥料税金等は法律によりて定められたるか或は之に準ずるの性質を備ふるのみならず公益業に屬する關係上物價が騰貴する毎に其の率が直に改訂せられるものでない。

生活費の種類中に於て最も重要なものは食料品費と家賃とであつて少額の所得を有

する世帯に在りては前者は全生計費の五割内外を占め後者は二割乃至三割に相當し他のすべての諸費は合して残りの二割乃至三割を構成して居る。食料品は物價と略同一の程度に膨脹するが家賃並に諸雜費の一部分は物價の騰貴と同率に増加しない。これ家計費が容易に物價と同程度に増加せぬ所以である。(高城仙次郎氏 物價問題)

(三) 不慮の支出 収入支出は豫算にて之を制定し收支互に相調和するやう編成し置くも其の實施の中間にして立案の際全く豫見し能はざる事故發生し其の金額も多額にして豫定の収入にては到底支辨し能はざるに至ることなきにあらず。

支出が収入を超過し家計に不調を來したる時は如何にして之を補充すべきか平素より攻究しおかざるべからず。

収入の減少又は物價の騰貴により家計不如意に陥りたる時は一家擧つて元氣を作興し本業に勵精するは勿論副業を營みて収入の増加をはかるべく又出來得る限り消費節約を爲すべし。如何なる難境にあるも恢復せられずといふことなし。若し震火災疾病其の他不慮の災害のために収入の不調を來したる時は貯金又は保險金によるべく貯金保險金によること能はず然も

其の補充に時日の餘裕なき時は、借金又は家財の賣却によるより外、術なきなり。而して其の何れによるべきかは、大に考慮を要す。

資料

一。家經濟の原則

- (1) 家計は入るをはかりて出づるを制するを第一の原則とす。
- (2) 家計は應分消費を標準とし、殊に虚飾的消費を戒むべし。
- (3) 一家の金庫は唯一とし、收支の統一をはかるべし。
- (4) 將來多額の支出を要する教育費、子女婚嫁費の如きは特別會計とし、毎年一定の金額を積みおくべし。

- (5) 臨時の収入は之を貯蓄し、他日臨時の支出に充つべし。
 - (6) 毎月一定の豫備費を貯へおきて不時の用に供すべし。
 - (7) 同一の効用ある家具什器は、久しきに堪ふるものを選択すべし。
 - (8) 高價物購入の爲めには、繼續費として毎年貯蓄しおくべし。
 - (9) 現金拂を原則とし、信用に依頼して消費を爲すべからず。
 - (10) 出づべからざるに出さず、出づべきに出さしめよ。
- 奢侈の惡徳たると共に、吝嗇も亦惡徳なり。(工藤氏 財政經濟要義)

家經濟を支配する原則

- (1) 家族經濟が其の生活の維持及び發展の爲めに必要とする所の収入は原則として、自己の財産の利用若くは勤勞によるの外之を得る途がない。
- (2) 生活程度は収入によつて其の標準を定めなくてはならぬ。即ち先づ入るを計つて出づるを制するのが原則である。
- (3) 收支の調和を保ち、なるべく多くの剩餘を得貯蓄の多からんことにつとむべきである。

家族經濟に及ぼす負債の弊害 債、家族經濟に於て起す負債は、勿論消費信用であるから、生産信用に於けるが如く、利潤を以て返済することは出来ない。即ち家族經濟に於ける負債は、唯、目前の累を他日に譲るに止り、毫も根本から救済する方法ではないから、決して之を推奨することは出来ない。且、此の種の負債は、他人の財力に依頼して衣食する所以であるから、人の自主獨立を妨ぐる、是より甚しいものはない。而して萬一期限に至つて償還の義務を果さぬときは、家資分散、妻子離散の苦境に陥り、名譽信用兩ながら地に落ち、累を子孫にのこすに至るであらう。よし然らずとも、債務を負へる間は、常に人知れぬ心勞を爲すものである。故にスコット曰く、「貧は借財よりも忍び易し」と。加之、掛買に依る負債は、粗惡なる商品を高價に賣りつけられ、且、濫費浪費の増加

を助長せしむる傾向があり、又其の他の負債に在つては、償却の時には元金の他に利子の支拂をなさねばならず、殊に長期に渉るものは、一家の事情にも意外の變動を來し、負債を起したる當初の計劃に齟齬を生じ易く、爲に返済を困難ならしむる危険が多い等、擧げ來れば、精神上及び經濟上に及ぼす負債の弊害は決して尠くないのである。

(松平友子氏 家事經濟綱要)

必要の消費。生存上必要な消費であつて奢侈の程度に至らぬものである。浪費的消費は有害な消費で絶対に排斥すべきである。消費節約といふことは浪費的消費奢侈的消費の節約で生存上必要な消費を節約するといふことではない。食ふものは食はずに節約するといふことは眞の節約ではない。(大久保靜平氏 婦人の法律と經濟)

第九節 餘財の管理

一家の消費を時に基づきて分つ時は、現在消費と未來消費との二となる。現在消費とは日常生活に關する現在の消費にして、未來消費とは將來の用に供する爲め財を貯蓄するの謂なり。

吾等は一家經營上、現在消費を合理的基礎の上に計上したる豫算を巧に運

用し、冗費を省き、餘剩をつくりて之を未來消費に充當せんことを要す。而して冗費の甚だしきものと認むべきは有害的消費奢侈的消費即ちこれなり。

(一)有害的消費 暴飲暴食の如く消費者自身のために有害なる消費にしてつとめて之を避くるを要す。

(二)奢侈的消費 奢侈は虚榮虚飾の心情より起る無益なる消費にして個人を墮落せしめ、家産を蕩盡し、直接間接に社會國家に害を及ぼすものなり。宜しく克己自制奢侈を慎むべし。

資料

身分に過ぎた充慾行爲は即ち奢侈である。身分に過ぎた消費は所得に過ぎたる消費であつて、財産を傷くる消費である。奢侈は一身一家を亡ぼす。萬民競つて奢侈に流れんか、遂に國家は滅亡してしまふ。

但し極端なる消極的な簡易生活主義、禁慾的生活はまたとるべきではない。かくては生活程度を上昇せしむる期なく富者も貧者と等しき生計を守らざるべからず。文明人も野蠻人も同じ生活を營まざるべからざることとなる。仙人生活を理想とする欲望はなくなる。欲望なくば活動なく、活動なくば進歩はなく、進歩なければ幸福な

く、社會の進歩は絶えて、萬事沈滞不振化石的社會となつてしまふ。程度を考ふべきである。

貯蓄は勤勉努力克己節制儉約質素等の美德涵養の手段となり、生活の安定を得るの效果あるのみならず、一國の資本を豊富にし、従つて産業を發達せしむる上に大なる關係を有するものなり。

たゞ茲に注意すべきは、貯蓄にのみ偏し、現在消費を輕視して生活の合理化を無視すること即ちこれなり。かくの如きは吝嗇にして決して賞すべきことにあらず。警むべきは徒費浪費にあり。合理的生活は之を營まざるべからず。

合理的生活を營み、餘剰を生じたる時は貯蓄して未來消費に充て、一層大なる效果を享受せんことを期せざるべからず。

資料

貯蓄の効力

(1) 病氣又は不時の災難にかゝつた時安心して治療もでき必要な手當もすることができる。

(2) 教育を受け自己の欲する職業につくことができる。

(3) 失業した場合に職業を見出すまで一身一家を支へることができる。

(4) 生活を安定にし、社會的地位を保つことができる。

(5) 國家社會の爲め奉仕貢獻することができる。

貯蓄の形式には種々あり。

(一) 單純貯蓄 財の貨物たると貨幣たるとに論なく、之を原形の儘に保存して將來の消費に供するをいふ。此の貯蓄の目的物は效用の享受の方便にして往々死藏に陥ることあり。

(二) 投資 投資とは財特に貨幣を終局消費に供することなくして、自己又は他人の生産的若くは營利的方便に供するをいふ。投資の目的物は生産若くは營利的の方便にして經濟學上の資本を形成するものなり。投資、貯蓄の一種、然も重要な一種にして文明國にありては多くは此の形式をとる。

資料

貯蓄 財貨は現在に消費するよりも未來に消費することが其の効用一層大なることあり。是に於て貯蓄の必要生ず。

貯蓄とは其の固有の意義に於ては、人が財を現在に消費せずして、之を未來の消費に向つて保存し、以て一層大なる効用を享受せんとつとむる行爲なり。此の固有の意義に従ふ貯蓄は單純貯蓄と稱するものにして、財の貨物たると貨幣たるとに論なく、之を原形の儘に保存し、以て將來の消費に供するをいふなり。然るに現時の經濟社會に於ては此の單純貯蓄の外に所謂投資をも貯蓄の一種然も最も重要な一種となせり。投資とは財特に貨幣を終局的消費に供することなくして、之を自己又は他人の生産的若くは營利的方便に供するをいふ。

貨幣の投資の重なる形式は左の如し。

- (1) 自ら經營し、又は他人と協同して經營する所の企業に向つての投資。此の場合投資者は利潤を得べし。
- (2) 他人の經營する企業に向つて直接貸付。
- (3) 銀行及び其の他の貯金機關(郵便貯金の如き)に預金し、銀行及び其の他の貯金機關をして更に有利の企業に轉貸するを得しむる間接的貸付。(2)(3)の場合には投資者は利子を得べし。

(田島法學博士 經濟學)

貯藏と貯蓄。貯蓄と貯藏とは自己の所得を目前の快樂の爲めに消費せずして保存する點に於て相等しきものであるが、貯藏はかくなすのみに止まるものなるに、貯蓄は唯かくなすに止らず、其の之を保存するは直接又は間接に現在又は將來の生産又は營利の用に供せんが爲め保存しておくものである。故に貯藏により財産は生ずべけんも資本は生ぜざるべく、獨り貯蓄により、所得は化して資本となり、財産も化して資本となるのである。故に曰く「貯藏は即ち死藏を意味し、貯蓄は即ち活用を意味するものである。」と。

(一)直接投資 所得を生ずる事業に直接投資するものにして、土地を購入するが如きは之に屬す。直接投資を爲すには相當の見識と經驗とを有するにあらざれば往々損失を蒙ることあり。

(二)間接投資 直接投資を爲すことを得ざるものは之を他に託し、適當の事業に投資せしめ、其の利益の幾分かを利子として獲得すべし。郵便貯金、銀行預金等は間接投資なり。

郵便貯金は、政府にて保管するを以て、利子は低けれども安全なり。通常貯金と定期貯金とあり。定期貯金は一定の年限を定めて預け入れ、其の期間内には自由に引出すこと能はざるを原則とするものなり。利子は通常貯金よりも高し。

資料

清いお金

一貯金しませうお互に

明日とはいはす今すぐに

むだを省いて油断なく

清いお金を積みませう。

二貯金しませうお互に

明日とはいはす今すぐに

いざといふ時うろたへず

困らぬやうに積みませう。

三貯金しませうお互に

明日とはいはす今すぐに

いつも通帳をふところに

ころよよい日を送りませう。

四貯金しませうお互に

明日とはいはす今すぐに

家を富まして御一緒に

しつかり御國に盡しませう。

(逓信省貯金局)

銀行預金には種々の區別ありて其の利子も亦同じからず。信用ある銀行を選びなるべく有利なる預金を爲すべし。

(一)定期預金 六ヶ月一ヶ年等一定の期間を定めて預け入るゝものにして

其の期限到来せば預金者は其の返済を要求し得るも、期限内には自由に引出すこと能はざるを原則とするものなり。定期預金に對しては銀行は定期預金證書を交付す。利子最も高し。

(二)當座預金 何時にても預入れあれば之を預り、要求あらば直に拂戻しを爲すものなり。小切手を以て引出さるゝを原則とし、主として、金錢出納の頻繁なる商人に利用せらる。利子最も低し。

(三)小口當座預金 何時にても預入れ又は引出すことを得るものなること當座預金と異ならずと雖も、其の金額の小額にして、小切手を發行せざるものなり。特別當座預金とも稱せらる。利子は當座預金よりも高し。

資料

銀行といふ語 銀行といふ語は明治五年に制定せられた國立銀行條例に基因するものである。慶應三年神田孝平氏の經濟小學には「金館」なる語を用ひ、慶應二年印行英和字彙にはバンク(Bank)を譯して「金銀を預り爲替を組む座」としてある。一八六六年香港に於て出版せる英華字典にはバンクを「銀行」と譯して居る。明治五年に銀行といふ文字を採用したのは此の英華字典に淵源すといつてもよい。「行」の字を

店舗の意義に用ふるのは我が國では甚だ稀であるので我が國獨創のものではない。

銀行とは貨幣の需要者と供給者との間に立ち自己の計算に於て廣く兩者と信用取引を爲すを業とするものをいふ。其の業務は左の二種に大別することを得べし。

(1) 受信的業務 銀行券の發行預金の受入及び債券の發行。

(2) 授信的業務 手形の割引貸付。

獨逸の經濟學者コンラード(Conrad)曰く、「人或は銀行を以て動物の心臓に比するは譬喩其の當を得たるものといふべし。蓋し心臓の職能たる身體の各部に清血を送りて活動を喚起し汚血を吸収して之を分解するに在り而して銀行の用は實に之に酷似す。」(山崎法學博士 銀行論による)

銀行は資金を需要する者と之を供給する者との間に立ちて信用の授受を營業とするものをいふのである。銀行は資本を基礎とし資本家から資金を集め一方には資金を需要する者に其の資本並に集めた資金を供給する。資本家からは信用を受け資金需要者に信用を授け其の間に立つて利潤を得んとするものである。

銀行の職務

(1) 銀行は資金の貸付を爲し自己の獨力を以て得ることの出来ない資金を個人に供給する。かくして他人に信用を與へる。

(2) 銀行は所有者が即時に用途を見出すを得ない資金の預入れを受ける。かくて銀行自ら信用を與へられる地位に立つ。

(3) 銀行は右の如く預入れられた資金を安全に保管し他日の拂戻に應ずるばかりでなく預金者の銀行に宛てゝ振出した小切手をして銀行の信用に依つて通貨と同様の働きを爲さしめる。

(4) 銀行自ら自己の信用を基礎として銀行券と稱する一種の通貨を世間に供給し流通上の便宜に副はしめる。

右の中第三の職務は第二の職務に聯關するものであり第四の職務は銀行として特殊の職務と見るべきものである。獨り第一並に第二の職務は銀行の存立と相離るべからざる關係を持つ。即ち資金の貸付と資金の預け入れとは現代の銀行が營業の基礎として最も重きをおく所である。(堀江法學博士 貨幣及銀行)

當座預金 預金者の請求次第之を拂戻すもので預主は之を手許におくと盜難等の虞があるから銀行に預入れ必要あれば之を引出すを便とするより起つたものである。されば當座預金を爲す者は恰も銀行をして複雑なる出納勘定の事務を爲さしめ且つ銀行から信用を受ける便宜がある。當座預金は性質上何時でも拂戻を爲さねばなら

ぬから、銀行は悉く之を他に融通して利殖をはかることはできない。比較的多くの部分を保留して置かなくてはならぬから、之に對して多くの利子を附することは出来ないのである。

當座預金は出納頻繁なるを以て、銀行は預金者に通帳と小切手帳とを交附し、通帳には出納毎に其の金額を記入し計算を明らかにする。

定期預金 豫め拂戻の期限を定めたものである。此種の預金は期限に至るまでは銀行は之を融通することを得るが故に之に對して利子を附するものである。而して其の期限が長ければ利子も自から高からざるを得ない。

通知預金 一種の定期預金で預主から通知を爲す時は其の日から起算して約定の期限に至り拂戻を爲すものをいふのである。

特別當座預金 小口當座預金又は貯蓄預金の別名ある如く、單純に貯蓄を目的とする小口の金錢の預入れ又は引出しを爲すもので、商取引以外に利用せられる。普通に世間で銀行預金といふ場合は主として之を意味することが多い。

此の預金は貯蓄の目的で爲されるのである。定期預金と異り、時期を定めず何時でも引出し得るので銀行では十分利用することが出来ない。利子は定期預金より低い。然し、支拂の勞務が當座預金の如く頻繁でないから當座預金よりも利子が少しく

高し。

貯蓄銀行 貯蓄銀行の根本的職分は、世人に貯蓄を奨励し、勤勉を刺戟することに外ならない。貯蓄銀行では、貯蓄金として吸収した資金は最も安全なる方法を以て利用する。即ち國債、地方債又は最も確實なる有價證券に向つて放下するのである。一方に於て貯蓄銀行は預金を受入れる場合に零碎の金額でも之を辭することなく、其の最低限度を極めて低い所におき、受入れた預金に對しては一年二回又は定められたる時期に於て利子を計算して元金に繰入れる。預金の引出しに對しては即時に應ずることもあり、或る期間以前に通知を必要とすることもあり、或は一定年限の据置を條件とすることもある。

貯蓄銀行は普通銀行に比して如何なる點に相違があるか。貯蓄銀行は収入が少額で資本を有せざる人の爲めに彼等に向つて貯蓄金を安全に保管する場所を供へ、又彼等に相當の所得を收めしめるやうに、貯蓄金を運用する機關となるのである。普通銀行は事業家が自己の事業を經營するに就て、常に必要とする信用を供へることを重要な職務とするのところがつて居る。

營業資金の運用法から見て貯蓄銀行と普通銀行とは大にちがつて居る。

(貯蓄銀行)

(1) 放資を主とす。

(普通銀行)

(1) 事業家の當面の要求に應ずることを計畫す。

(2) 預金者の利益の爲めに放資を爲す。

(2) 銀行自身の利益の爲めに資金の融通を行ふ。

(3) 貯蓄者の爲めに存立す。

(3) 資金請求者の爲めに存立す。

(堀江法學博士 貨幣及銀行)

少額金銭の貯蓄 郵便貯金によるか然らざれば貯蓄銀行を利用すべきである。貯蓄銀行では一回拾圓未満の金銭でも預金として受入れてくれる。

(三) 保險 保險は偶然にして且豫見し能はざる特定の危険を恐るゝ多數人が聯合團結し、其の中の或者が特定の災禍にあひ、損害を蒙りたる時は、其の損害を多數の團體員が分擔するの制度にして、加入者は保險料を納め、災禍にあひたる時は契約せる保險金を受取り、其の損害を補足するなり。保險には生命保險、火災保險、運送保險等種々あり。

(一) 生命保險 人的保險ともいふ。被保險人の生命又は健康上の危険に對して保險を行ふものなり。

(1) 死亡保險 被保險人が死亡したる時契約の保險金を指名人に支拂ふものをいふ。

(2) 生存保險 被保險人が一定の年齢に至るまで生存したる時契約の金額を支拂ふものをいふ。

(3) 混合保險 生存死亡兩保險の結合したるものなり。被保險人が一定の年齢まで生存せる時は勿論、其の以前に死亡することあるも契約の金額を支拂ふものをいふ。

(二) 損害保險 物的保險ともいふ。家屋其の他の財産の損害に對して保險を行ふものなり。

(1) 火災保險 火災による家屋物品等財産上の損害を保險者が填補するものをいふ。

(2) 運送保險 運送品が運送中偶然に被りたる損害を保險者が填補するものをいふ。

資料

保險の定義

(1) 保険とは同種の危険の下に立つ多數人員が結合して團體を構成し、其の一員が被むる損害を分擔填補する制度である。(高橋武美氏 保險論)

(2) 保険とは偶然にして且つ豫見することを得ざる危険より生ずる損害を未だ其の危険に遭遇せざる多數人員に分配し、之を填補する經濟制度である。

(3) 保険とは同種の危険を恐るゝ多人數聯合して、其の間より生ずる損害の分擔を爲すをいふ。(津村法學博士)

(4) 保険は同種の危険にあひさうなものが、豫めお互に金(保險料)を出しておいて、まさかの時損害をうけたものの負擔を分配して軽くしてやる(保險金を與へる)制度である。(太田經濟學博士)

保險の要素 保險の定義は學者によつて異なるも、保險の要素としては左の三つに歸する。

(一) 危険の存在 危険とは吾々に財産上の損害を與ふべき事項例へば風水害とか、盜難火災死亡等をいふ。然しすべての危険に對して保險は成立しない。保險成立の要素たる危険は、其の發生が偶然でなくてはならぬ。豫知することのできないものでなくてはならぬ。危険には左の二種ある。

(1) 絶對的危険 事故の發生するや否やが全然不明のもの。火災盜難疾病等の如きである。

(2) 相對的危険 其の發生の時期が不明なるもの。死亡の如きものである。

(二) 多數人員の結合 保險制度は善後策として財産上の損害を多數の人々に分擔せしむることによつて輕減填補を爲さんとするものであるから、保險の成立には多數人員の結合が必要である。

(三) 財産上の出捐 團體員の蒙つた損害を分擔填補する爲めに財産上の出捐を爲すに非ざれば保險は成立しない。事故發生の場合に損害填補を爲すには、資金とか財産とかを要する。此等は團體員各自の分擔齎出に俟たねばならぬ。團體員各自の財産の出捐あればこそ被害者に對する損害填補作用が行はれるのである。財産上の出捐は金錢を以てするので之を保險料といつて居る。(相互組織の保險では掛金又は齎出金といつて居る。)

保險の區別

(甲) 組織上よりの區別

(一) 相互保險 同種の危険の下に立つ多數人員が相互救濟の主義の下に團體をつくり、團體員中に偶然の事故により損害を蒙つたものがあつた時は、團體員が直接損害を分擔填補する組織である。

(二) 營利保險 保險營業者が營利の目的を以て同種の危険を恐るゝ多數人員を募集糾合し一定の料金を徴して、偶然の事故により損害を蒙つた人に對し、保險營業者が直接に損害を填補するもので、多數人員は保險業者を中心とし、間接に團結せるものである。

(乙) 保險事故客體上の區別

(一) 損害保險 物保險ともいふ。火災保險運送保險海上保險等は之に屬する。

(1) 火災保險 火災によつて生ずることあるべき損害を填補することを目的とする保險である。

(イ) 動産保險 保險の目的が動産なるもの。

(ロ) 建物保險 保險の目的が建物なるもの。

(ハ) 森林保險 保險の目的が森林なるもの。

(2) 運送保險 陸地河川湖沼に於ける運送に關する保險で、其の保險事故は、火災水災盜難其の他運送中に生ずることあるべき一切の危険を包含して居る。

(3) 海上保險 航海に關する事故によつて生ずることあるべき損害を填補することを目的とする保險である。暴風雨沈没衝突坐礁火災海賊盜難等其の範圍は廣汎にして複雑である。

(二) 人保險 保險事故が人に關して發生する保險をいふ。

(1) 生命保險 保險を附せられたる者即ち被保險者の生死に關し、一定の金額を支拂ふべき保險をいふ。

(イ) 死亡保險 被保險者が死亡した時、一定の金額を支拂ふべき保險である。被保險者の終身に亘りて保險する場合は之を終身保險といひ、一定の期間内に於ける死亡を保險する場合は之を定期保險といふ。

(ロ) 生存保險 被保險者が契約の年齢に達する迄又は契約の期間滿了迄生存した時に一定の金額を支拂ふものである。教育資金保險結婚資金保險等は之に屬する。

(ハ) 混合保險 死亡保險と生存保險とを合併したもので被保險者が契約の年齢に達するまで又は契約の期間滿了する迄生存した時又は其の以前に死亡した時に一定の金額を支拂ふもので、通常之を養老保險といつて居る。

(2) 徴兵保險 被保險者が徴兵適齡に達し體格検査に合格し、且つ抽籤により現役兵として入營した場合に一定の金額を支拂ふべき保險である。

(3) 傷害保險 被保險者が不慮の災害に遭遇して負傷し、又は生命を失つた場合に保險金を支拂ふことを目的とする保險である。

簡易生命保險 政府の獨占事業として大正五年以來郵便局を利用して經營して居

る。保険料は毎月拂として拾錢以上である。死亡保険と養老保険との二種ある。
保。險。の。利。害。

(一)利益

- (1) 企業の發達を助長すること。
- (2) 金融を圓滑ならしむること。
- (3) 資金の供給を潤澤ならしむること。
- (4) 災害防止手段の完備に資すること。
- (5) 社會の安寧幸福を維持すること。
- (6) 勤儉貯蓄の美風を奨励すること。

(二)弊害

- (1) 災害の發生を多からしむるおそれあること。
- (2) 詐欺其の他の犯罪を誘發するおそれあること。
- (3) 經營の方法を誤る時は多數の保險加入者に重大なる迷惑を及ぼすのおそれあること。

第十節 家計簿記

家計簿記は一家の金錢の收入支出を記載し其の經濟狀態を明らかにする方法なり。

簿記による時は金錢の用途明かなるのみならず、豫算と對照して節約を重んじ、物價の高低等にも留意することとなり、合理的なる消費を爲すに至るものなり。

收入支出の科目の分類法は種々あるもなるべく簡約なるをよしとす。帳簿の如きもなるべく其の數を少くし、其の様式の簡單にして明瞭なるものを選ぶべし。

日記仕譯帳と月末年末計算表とを主簿とし、賄帳を補助簿として組織するを最も便なりとす。

(一)日記仕譯帳 日々の金錢出納を記載し、且之を收入支出の科目に仕譯するの帳簿にして最も大切なるものなり。種々研究したる結果定めたる様式は別表の如し。

(二)賄帳 日記仕譯帳に對する補助簿にして、賄に關する費用の一切を記入し、毎日計算し、其の支拂を爲したる時は直に其の金額を日記仕譯帳に轉載す

べし。其の様式は別に之を定めず。

(三)月末年末計算表 月末計算表とは一枚の表にして、日記仕譯帳の各科目計算の結果を月末計算表の相當欄に記入し、一ヶ年末に之を合計して年末計算表と爲す。別表の如し。

資料

井上秀子氏の創案にかゝる豫算生活に適應せる新家計簿の形式は現今最も進歩せるものとの評である。

家計と支出配當の法則の應用 我々が一身一家の生活を維持し其の幸福を増進せしめ様とするには、衣食住其の他を得るが爲め支出をしなければならぬ。支出とは收入に對する語であつて、一人又は一家の一定の期間内に消費する物を買ふ爲めに支拂つた貨幣の總額である。

支出を爲すに當つては、其の收入に鑑みて調節を爲す必要があるのみならず、支出の方法は最小の支出によつて最大の満足を得られる様に謀らなければならぬ。

人類の慾望は限り無いものであり、しかも一人一家の收入には限りあるものであるから殆んど總ての人は殊に貧しき者に於ては其の有する慾望が其の満足せしめ得る

資力よりも遙に大きいものである。従つて兩者の間に過不足を生じ、一つの慾望を満足せしめ様とすれば他の一つの慾望を犠牲にしなければならぬこととなる。されば茲に多くの慾望に對し僅少な收入を如何に巧に配當すべきかの問題が起り、其の配當の巧拙に因つて同じ支出も其の效果に大なる差を生ずることとなるのである。

之について外國の學者は一つの法則を考察して「最大の満足を得る爲めには各種の支出に就いて消費せられた最後の物の最終效用(限界效用)が均しき様にするを要す。」と云つて居るのである。其の意味は例へば煙草をのむ慾望と新聞を読む慾望とを有する者あり、此の二種の慾望満足の爲めに六錢を費消するものとする。六錢を消費するに當り一錢の煙草三本と一錢の新聞三種類とに配當し、最後にのんだ三本目の一本の煙草により得た満足と、最後に讀んだ三種目の一新聞によつて得た満足とが等しかつたとすれば、此の者は六錢に依つて得らる可き此の二種の慾望の最大満足を得たものである。然るに若し、此等が等しからずして最後に讀んだ三種目の一新聞より得た満足が最後にのんだ三本目の一本の煙草より得た満足よりも小であつたとすれば、此の者は配當の方法を過つたものであつて、新聞を減じて煙草を増加すべきものであると云ふのである。

斯の如き配當の法則の行はるゝのは、人類が或種の貨財を消費することにより受く

る満足の量は其の貨財の量が多くなる程、其の一個宛について感ずる分量は減少するからである。例へば、金の指輪をほしいと思ふて居た女が初めて一本の指輪を得た時の喜びに比すると、其後一度に三本の指輪を得た時の一本について感ずる喜びは遙に少いものであるからである。されば、我等は限りある収入を消費するに當つては常に此の理を忘れず、収入の大部分を同一種の慾望満足に集中することを避け、適當に各費目に配當しなければならぬものである。

家計上に於ける支出の傾向。

(1) 収入の少き者程、衣食住以外の方面に消費し得る量が少い。衣食住の人間生活に必要なことは言を待たないことであり、其の必要な程度は各階級を通じて略々同一であり、其の爲めに支出する費用も又大局より見る時は各階級略相似たるものである。然るに拘らず、収入には階級によつて大差があるから、収入少き者程衣食住の方面に支出する費用が割合上多額となり、衣食住以外の慾望に費す餘猶は甚だ少くなる理である。此の衣食住以外の慾望に費す支出中には教育費、保険金、蓄財、娯樂費等、人間生活に趣味と慰安とを與へ、其の向上發展を促すものが多數あるのであるから、此等の方面に費す費用の少いことは、國家國民の發達上甚だ遺憾なことである。

(2) 各階級共に家計の大部分は食物費によつて占められて居るのであるが、収入少き

者に於て殊に甚しいことである。外國學者の統計によれば、各階級を通じて食物費は平均家計の四割五分以上を占めて居ると云ふことであるが、下流社會に於ては其の率が五割六割となつて居り、子女の多き家庭に於ける率は収入の全部にも及ぶと云ふのである。等しく下流社會に於ても、肉體労働者の家計は、下級俸給生活者の家計より食物費が多量であるといふことである。

(3) 都會住民の住宅費は、所得の少き者程其の収入に對する支出の割合が増加して居り、従つて都會下流民の衛生上に大なる關係を有することである。全國的に概観すれば、農家もあることゝて、住宅費の爲めに支出する割合は、収入の大小に拘らず大體相似たものであるが、人口密集し地代の高い都會に於ては、収入の少き者程住宅費に費す割合が多くなる。其の結果として、狭い室に密集する者が多くなり、國民衛生上に重大なる悪影響を及ぼすことゝなるのである。

支出の節約と其の程度。一家の生計を安全にし其の生活を裕かならしむるが爲めには、積極的に各人が奮闘して其の勤勞所得を多からしめなければならぬと同時に、消極的には支出の配當を巧にし、消費節約によつて財産を増加し、一家經濟上最も重要な基礎をなす財産所得を多からしむる様に努めなければならぬものである。

消費を節約することは、奢侈と浪費を戒めることによつて行はるゝものであるから

世間では一概に奢侈と浪費を排斥し、絶対に許すべからざるものとする傾向があるが、奢侈は浪費とは異り、其の解釋のし様に依つては必ずしも排斥すべきものではないのである。奢侈は個人的立場から見た場合と、社會的立場から見た場合とにより次の如き區別がある。

世間では「餘計な慾望に満足を與ふること」を奢侈と稱し、絶対に排斥して居るが、斯の如き意味の奢侈は社會的の立場から云ふ時は一律に排斥すべきものではない。總ての人が幾分の餘分を有し幾分の奢侈を爲すことは、人類生活として望ましきことである。如何なる慾望も其の初め世に現れた當時には、餘計なことであるとして排斥せられ勝ちであるが、人類に此の餘計な慾望を満足せしめたいと云ふ心があり、之に向つて努力することは、文明進歩の原動力となるものであるが、一概に排斥すべきものではない。若し人類が餘計な慾望を絶対に排斥し、實用主義禁慾主義を守つて居たならば、今日如き文明は出現せず、今尙ほ祖先の石器時代の生活をして居るかも知れないのである。

されば一般に社會的立場から見れば「餘計な慾望を満す行爲」は必ずしも排斥すべきものではなく、これを奢侈なりとして排斥すべきや否やは時代により國により階級により職業により論すべきものである。即ち消費せられた物の分量や支出せられた金額の多少に依る問題では無くして消費の性質に依る問題である。例へば學者が書籍に千金を投ずるは奢侈と云ふ可からざるも、衣服に千金を投ずるは奢侈なりといふ可く、又同時に消費された物品の種別による問題では無くして消費者の地位身分に依る問題である。例へば學生が自動車に以て通學するは奢侈であるが、大臣が自動車に登省するは奢侈では無いのである。従つて奢侈であるか否かは各個人に對し相對的に定まるものであつて、絕對的には云ひ得ないものである。

されば我等は餘計な慾望については、現在の自己の地位身分職業に鑑み、相對的に判斷して奢侈なりと思はるゝことは、努めて謹しむ。以て之を貯蓄に轉じ、財産の増加を計り、一家生活の安定を講じ、無ければならぬものである。

然るに、浪費なるものは如何なる場合に於ても絶対に排斥すべきものである。世間では浪費に屬することを奢侈と云ふ場合があるが、浪費は心身に有害無益な慾望を満すこと又は貨財を利用すること無く無益に破壊する事である。例へば阿片や煙草を喫み、主婦が魚肉を腐敗せしめ、下女が水道の栓を放任するが如きことであるから、其の性質上から云つても全く排斥すべきものである。前に述べた奢侈なるものは一般的に見て其の性質それ自身に於ては必ずしも排斥すべきものではなく、其の國其の時代其の身分地位職業等に比較して不相當なる場合にのみ排斥すべきものであるが、浪

費は如何なる時代、國地位身分職業にも共通に排斥せらるべきものである。すべて帳簿を取扱ふには左の諸點に注意すべし。

- (1) 記載事項發生したる時は直に記入すべし。後にまとめて思ひ出し思ひ出し記入するが如きは、不正確の根源を爲すものなり。
- (2) 誤算なきやう注意すべし。一日を正確にし、一ヶ月を正確にせざれば一ケ年の總計を正確にすること能はず、且總計の際の誤謬發見は困難なるものなり。
- (3) 誤記は朱線を引き其の痕を明らかに存すべし。塗抹削取は人をして疑惑の念を起さしむ。
- (4) 數字、文字は正確明瞭なるべし。すべて手奇麗に取扱ふべし。數字の粗雑は計算の間違を生ずる原因となること多し。

資料

井上氏の「新家計簿の記入方法」 收支明細帳の摘要には収入なり支出なりのわけを書く。例へば俸給とか米代とか洋傘代とか……といったやうに書いておく。支出の金額は其の支途に應じ食物費なり衣服費なり以下各相當欄に記入するのである。支

出日計には其の日の支出合計をしておく、差引残高も毎日の日計合計と共に記入するのである。一ヶ月の終には支出は各科目毎に一目瞭然たらしめ得べく豫算との對比が出来るのである。其の結果を月計表年計表に轉記する。之れによつて一ケ年間の支出がまたはつきりとあらはされるのである。

家計簿の記入 統計は社會國家の各種の現象について調査するもので、一家内の收支計算などは比較にはならないのであるが、其の性質に至つては同じである。そこで家計簿を記入する上に多少の参考にもならんかと思ひ左に統計家の自警ともいふべきものを掲げて見やう。

(一) 杉氏の統計家十戒

- 一、統計に従事するものは責任を重んずべきこと。
- 二、謹慎にして組忽に爲すべからず。
- 三、堅く中立を守るべきこと。
- 四、偏頗のことあるべからず。
- 五、政黨に加入すべからず。
- 六、數字に屢、正誤を爲すべからず、統計の信用は地に墜つべし。
- 七、事業を主として一意之によるべし。

八、事實なる數字を私に増減するは大禁たるべし。
九、有る物を有りとし無き物を無しとし、足らざる物は足らずとし、知れざるものは知れずとし、其の事物を知り得べき事をつとめ、妄りに臆測を用ふべからず。
十、世間の状態及び習慣に注意して常に怠るべからず。

(二)横山氏の統計家座右録

- 一、統計は國家社會の真相を得ることをつとむべし。
 - 二、常に讀書し殊に新智識を蓄ふべし。
 - 三、實務を勵み尊き經驗に富むべし。
 - 四、數字は一字の誤も其の影響の大なることを思ふべし。
 - 五、數字をして自ら語らしむるやう注意すべし。
 - 六、世態人情習慣等に精通すべし。
 - 七、數字は必ず正しく書くべし。
 - 八、謹直且熱誠なるべし。
 - 九、政黨政派に超然たるべし。
 - 十、辯舌及び文筆に熟練すべし。
- 右のうちで數字を正しく書くこと。正直に記入すること。誤りなきを期すること

等は家計簿を取扱ふ人のいましめではあるまいか。

家計簿記は如何なる利益があるか。

- (1) 正確な豫算を編成するが爲めに重要な資料を供給すること。
- (2) 何時でも家事會計の全體の状況並に其の各部分の状況を直接又は間接に確知し得られるから合理的支出を爲すことができ、違算あり改正を要する場合も速かに其の處分を立てることができる。

(3) 家婦に對する信用を高め、一家經營の方針に家族一同を協力せしめ得ること。

(松平友子氏)

家計簿記入の結果は何を語るか。

家計簿の月計 年計表で一ケ年の終りには其の一ケ年間の收支殊に支出の途が明瞭となる。此の一枚の統計は何を語るものであらうか。横山雅男氏は、其の著統計學に於て、

統計は社會の明鏡なり。

統計は社會の氣象臺なり。

統計は社會の縮圖なり。

統計は社會の診斷術なり。

といつて居られるが、之を小にして考へて見れば、家計簿の此の月計表年計表は一家の經濟状態の明鏡であり、氣象臺であるといはれる。そこで次年度の計畫覺悟といふ

ものが此の一枚の表から生れ出て來なければならぬ。横山氏は、

統計は沈黙の警鐘なり。

統計は無言の雄辯なり。

統計は數字の文章なり。

統計は事業計畫の準繩なり。

統計は暗夜の電燈の如し。

論より統計。

といはれて居る。一家經營の上にも家計簿を記入しただけでなく、其の結果を利用することにつとめなくてはならぬ。

第二章 家務の處理

第一節 家務の分擔

如何なる家庭にても家務の種類は極めて多く、其の内容頗る複雑なり。今試に其の重なるものを列擧すれば左の如し。

- (一) 食事に關するもの (1) 食品材料の選擇購入 (2) 食物の調理盛附、膳こしらへ (3) 食卓の準備後仕末 (4) 臺所の整理食器の仕末 (5) 食品の貯藏漬物 (6) 飲料水の清淨 (7) 洗物・磨物等。

- (二) 被服に關するもの 被服・附屬品材料の購入 (2) 裁縫・洗濯・縫返し・補綴・染直

し・蟲干 (3) 着用前後の手入・仕末。

- (三) 住居に關するもの (1) 朝夕の掃除大掃除 (2) 浴場の掃除準備後仕末 (3) 洗面に對する準備後仕末 (4) 庭掃除 (5) 家具の手入・煖房照明に要する器具の手入・修繕 (6) 薪炭の購入・ガス・電氣の消費に關する注意。

- (四) 育兒・養老に關するもの (1) 幼兒の養護と教育 (2) 老人の介抱即ち特別な食物・衣服慰安に關する事項。

- (五) 交際に關するもの (1) 贈答品の選擇 (2) 訪問・通信・響應。

- (六) 會計に關するもの 金錢の出納・家計簿記の記入整理。

- (七) 其の他 家庭日記の記入・其他庶務の處理。

此等の家務を處理するには、行事を定め、分業法により家族に分割擔當せしむべし。家族多く老人・乳兒ありて、女中・子守等を雇ひ入れたる時は、分擔事項並に其の仕事に着手する時刻を明示すべく、女中二三人ある時は、各自の分擔を明確ならしめおくを要す。

家務の整理には、一日・一週・一ヶ年等の行事を定め、之によりて着々處理するを以て便なりとす。

(一)日行事 一日の行事の例は左の如し。

時間	主婦	主人	長男	次男	長女
自午前六時 至七時	起床・身仕度 朝食仕度	起床・身仕度 新聞閲覽	起床・身仕度 寢具整理 庭掃除	起床・身仕度 寢室整理	起床 身仕度
自午前七時 至八時	朝食 後あと仕	朝食	登朝食	登朝食	登朝食
自午前八時 至正午	主人出勤後各 室掃除 洗濯 買出し・書食	出勤			登朝食
自正午 至午後四時	洗濯 掃除 除菌 習手 女の復習	歸宅	復習 歸宅	復習 歸宅	復習 歸宅
自午後四時 至六時	夕食仕度 風呂準備	主人歸宅 入浴	復習 庭掃除 入浴	豫習 入浴	入浴
自午後六時 至八時	夕食後團欒 臺所の整理 入浴後仕末 會計日記	夕食團欒 讀書	夕食團欒 戸締 豫習復習	夕食團欒 戸締	夕食團欒 就寢
午後十時	就寢	就寢	就寢	就寢 (九時)	

(二)週行事 特別なる家務を處理するために週行事を定めおくべし。

月 日曜日外出の衣類整理浴室の掃除洗濯。

火 洗濯物の仕上補綴磨き物臺所の掃除整頓。

水 居間客間の大掃除。

木 買物訪問訪問受け。

金 食堂の大掃除。

土 特殊の料理。

日 慰安修養午後洗濯物の水浸し。

(三年中行事) 國家又は地方的の一般行事に加ふるに一家の特殊の行事を以てし大綱を定めおくべし。

一月一日 四方拜 家族一同早起一室に會し新年の式を擧ぐ。廻禮。

一月二日 書初め 一同打集ひて書初を爲す。廻禮。

一月三日 元始祭 廻禮。

一月四日 政治始 仕事始。

一月五日 新年宴會 親戚朋友等の家族を招きて家族中心の新年宴會を開く。

一月六日 消防出初式 出火其の他非常の際の心得を學ぶ。戸締等の檢閱を爲す。

一月七日 七草粥

一月八日 學校始業式 遅刻せざるやう出校せしむ。

一月十五日 小豆粥

一月十六日 藪入 使用人に娛樂休養の爲め、一日の閑を與ふ。

家庭の行事中年中行事としてあらはしおく必要あるもの左の如し。

(一)紀念日・祭日 (1)一家の記念日、(2)家族の誕生日、(3)祖先の祭日等。

(二)住居の修繕手入 (1)家屋の修繕、疊替、庭園の手入(七八月頃)、(2)障子張替(秋の初)、(3)大掃除(春秋二回)、(4)園藝(秋彼岸、春彼岸等)

(三)衣類の手入 (1)衣更(一月春着、四月裕、五月單衣、十月裕、十一月冬着)、(2)蟲干

春秋二回、(3)衣服材料買入(冬物は二月一日、夏物は八月一日頃)

(四)食物・薪炭 (1)薪炭の購入(六七月頃比較的安價)、(2)梅漬(六月)、(3)澤庵漬・大根漬(十二月)

資料

國家的社會的のもの

(1)國家の祝祭日は、家庭の年中行事に入れる。國家觀念の養成に最も有效である。

(2)社會的行事は、地方の慣習で中にはよくないものもあるが、存續させておきたいものである。

社會的行事の簡單なる解説

七草粥 (七日、芹、なづな、五行はこべ、佛の座すゝな、蘿蔔の春の七草を俎に載せ、「七種なづな唐土の鳥が日本の土地へ渡らぬさきに」と唱へながら叩いて粥に入れ、若菜の粥又は七種の粥と稱して食べたもので、邪氣を避け萬病を除くといふのである。後なづなをのみ用ひ、今日では茶雜煮をつくつて此の日を祝ふことになつて居る。

小豆粥 (十五日、邪氣を拂ふために小豆粥を祝ふのである。

藪入 (一月十六日及び七月十六日)やどさがりなどといつて居る。佛教では閻魔の賽日といつて靜息又は遮と譯して居る。造惡者の不善業を靜息させ又は遮して惡を造らしめざる意である。此の日は、僕婢に一日の閑暇を與へ近いものは郷里の父母の家にかへらせ、孤獨寄るべき家のない者や遠郷の者は藪林寺中に入つて自由自在に遊戯し一日を楽しく暮したものである。支那から渡つたものである。

今日では僕婢に一日の閑暇を與へて自由を許すことになつて居る。商家の僕婢は

此の日を樂しき日にして居る。

節分 (三日頃立春の前夜である。氣候のかはり目は天候不順身體の健康を損し易いから轉ばぬ前の杖で其の災禍を免れんとの心から祝つたものであらう。門戸に柀の頭を挿し、夕方には大豆を炊つたものを室内にまき、福は内鬼は外」と呼ぶ。一家の主男が之をつとめる。夜に祝事を終へ、一家團欒豆を拾ひ年の數だけ紙につゝみ身體を摩し、一二厘の錢を添へ四辻に捨て厄を拂ふたと稱する。

雛祭 (三日桃の節句上巳などともいふ。人旦(正月七日)端午(五月五日)七夕(七月七日)重陽(九月九日)と相並んで五節句といつて居る。雛を飾り、白酒草餅を供へて之を祝賀す。女兒に對する教訓的祝賀である。

彼岸 (彼岸の中日佛教の語である。煩惱を脱せず人間に迷ふを此岸といひ、煩惱の苦を脱し菩提の果を得るを彼岸といふ。(涅槃曰彼岸)春分秋分晝夜平分の日を中日といひ、佛事を修め、諸佛に詣で、亡靈に供養するのである。今日では團子萩の餅などを佛に供へ祖先の靈を祭ることになつて居る。祖先敬慕の一表現として大に尊重すべき風習である。

灌佛會 陰曆四月八日は釋迦牟尼の誕生日に當るので種々の花を以て小堂を飾り之を花御堂といひ其の華かに飾つた堂内に小さな釋迦像を安置し、甘茶を佛の誕生の

像に灌ぐ式である。寺院で行はれて居る。

端午 (五日)五月の節句又は菖蒲の節句ともいふ。邪氣を避けるために菖蒲を軒端に挿し、酒を飲み菖蒲湯に浴する。又粽チマキを食べる。今日では柏餅をつくつて端午を祝ふ。端午は男兒の節句で、男兒ある家では月の初旬から幟を立て飾物を施して之を祝ふのである。尙武的教訓的の祝賀である。

七夕 (七日)牽牛織女の二星を祭るのである。牽牛星は彗星で男星で織女星はタナバタ星で女星である。牽牛織女の二星は天の河を隔てて夫妻を契り七月七日の夜織女天の河を渡つて牽牛に會ふといふ傳説がある。

今日では笹竹に五色の紙を短冊形にきり、七夕に關係ある詩歌文句を書き之を竹枝に結び軒頭にたて、野菜などを供して祭る。

盂蘭盆 七月十三日から十五日の三日間をいふ。單に盆ともいひ、魂祭と稱する。祖先の靈を祭る。

十三日の夕方迎火をたき十五日の夕方又は十六日の朝送火をたく。其の家に新佛ある時は新盆といひ、魂棚をつくり燈籠其の他供物を爲し、御祭を盛んにする。

中元 (十五日)上元(一月十五日)下元(十月十五日)に對していふ。親戚知己の間に贈答報謝の禮を盡すことになつて居る。

重陽 (九日) 菊の節句、粟の節句といはれて居る。

中秋、觀月、芋の明月ともいふ。陰曆八月十五日は昔から觀月の良夜といはれて居る。月見團子を製し、栗枝豆などを供へ、薄草花などを瓶に挿し、御酒を月前に供へ、一家團欒して楽しむのである。

七、五、三の祝 (十一月七歳、五歳、三歳の祝で、髪置袴着紐解の祝儀である。髪置は男女三歳頭髪を長ぜしめる儀式で、兒童を吉方に向はせ、豫め作つた白髪を冠らしめ、櫛で左右の鬢を搔く眞似をする祝(今は男子のみ祝ふ)) 袴着は男兒五歳に達した時、碁盤の上で袴を着ける式である。紐解は帯解ともいふ。女兒七歳に達し、附紐を除き縫帯を締める祝である。昔は霜月中の吉日を選んで祝つたのであるが、今日は十五日に親戚知己を招いて祝宴を張り、小兒は新調の晴衣を装うて産土神に詣るのである。

クリスマス (十二月二十五日) 耶蘇の降誕日を祝ふ祭典である。教會堂で祭典が行はれる。各信徒は種種の貨物を贈答し、降誕を祝する。

除夜 一年の最終日大晦日のことである。一年の除かれる夜といふ意味である。年越と稱し、此の夜年越蕎麥を食ひ之を祝ふ。

家務處理の方針

(1) 秩序 家庭の行事を定め、着々實行し、時間と努力の空費をいましむること。

(2) 分擔 家族、雇人の男女、年齢、才能等に應じ、家務を適當に分配、擔任せしめ、主婦之を統括すること。

(3) 自治 分擔の仕事は、各自をして責任を以て之に當り、自治的に處理せしむること。

(4) 協同 臨時の出來事のみならず、日常の仕事にても必要に應じて互に相助くること。

分業の利益

(1) 一家全員に労働分配を爲すことができ、勤勞の精神を作興するに適する。

(2) 始終同じ仕事に従事することによつて、熟練を増し、工夫をこらせる機會を與へ、労働の效驗を多くすることができる。

(3) 仕事をアレヤコレと變更する時間の浪費を省くことができる。

(4) 各人の長所を發揮し、互助の思想を養成することができる。

(5) 責任感を強からしむることができる。

家庭能率の増進
(1) 改良せられたる文明の利器を利用すること。掃除器、洗濯器具、庖廚具、照明器、煖房具、竈等、日進月歩の勢で改良せられつゝある。經濟の許す範圍に於て最も改良せられたるものを用ふること。

(2) 因襲打破生活の改善をはかること。衣服なり、交際上なりに改良すべき點が多い。經濟上、時間の節約上大に考慮すべきである。

(3) 住居の間取臺所の設計並に設備をよくし、衛生的、實用的、經濟的ならしむること。

第二節 家務の處理と使用人

家庭に於てはなるべく人手を用ひず、家族協同の働によりて家務を處理するを理想として、使用人を雇ふは己むを得ざる時に限るべし。

使用人の人物如何は家務の處理に大なる關係を有するのみならず、家庭の和樂、子女の教育、一家の風儀、他人との交際上に及ぼす影響頗る大なり。故に之が選定に當りては十分の注意を要す。

使用人は身體強健にして、遺傳性傳染性の疾病なく、正直にして従順なるをよしとす。又既に種々の家庭に奉公せしもの、又は都會生活を爲せるものよりも、田舎育ちの奉公に經驗なきものを訓練し、我が家の家風に適應せしむる方便利なるが如し。

使用人は常に親切を以て之を遇すべし。使用人はもとより教養ある者に

あらざれば、其の性質、其の技能に缺陷あるは免れざるべく、過も多かるべし。徒に細事を檢舉し、叱責することなく、寛大に取扱ひ、靜に諭すべし。年若き女中などは、裁縫、割烹作法等より一家經營に必要な事項を教導すれば、處務上に便利なるのみならず、其の人の將來の爲めにも益する所大なるべし。又夜間になるべく自由の時間を與へて、讀書修養につとめしむべし。

近來都會地には、派出婦として、時間制又は日雇にて女中を雇ひ得る制度あり。若し此の制度にして健全に發達せば、家庭に事故あり、特に人手を要する時は、臨時に雇ひ入れ得べく、便利にして經濟的なるべし。

資料

當世奥様風。何もかも人まかせ、自分には何もしない。ジツト蒲團の上にすわり込み新聞の小説位を日課にして居る。家政は全く駄目。臺所は下女任せ、子供は乳母任せ、朝夕の仕事といへば御化粧ばかり。毎日々々何をして日を送るか譯はわからずして、くらししてしまふ。それであるから、収入不相應に一家の世帯が張つて來て、いつも收支が調和しない。日本位婢僕の使ひ方の多い所はない。下女下男を多く使ふほど不經濟である。妻君たるものは、甲斐々々しくたすきでもかけ、裾でもからげて、飯炊でも

洗濯でもサツサとし買物にもドシ／＼行くといふやうにありたいものである。
使。用。人。を。や。と。ひ。入。る。上。の。注。意。

(一)選定の要件 使用人の良否は家務の處理上のみならず、子女の教育一家の風儀一家の和樂他人との交際衛生經濟各方面に大なる影響を及ぼすものであるから左の諸點に注意しなくてはならぬ

- (1) 身體强健にして遺傳性傳染性の疾病なきこと。
 - (2) 正直勤勉にして進んで勞に服する力行者たること。
 - (3) 従順にして多辯ならざること。
 - (4) 清潔整頓質素儉約の美風をそなへ禮儀作法の躰あること。
 - (5) 種々の家庭に奉公したるものよりも、未経験のものを採用すること。但し特殊の事務を處理せしむる場合は此の限りにあらず。
- (二)や、と、ひ、入、る、の、際、定、め、お、く、べ、き、條、件、 給金しきせ勤務休日等に關すること。
(三)指導獎勵
- (1) 使用人は家人の一員として親切を以て之を遇し、監督は寬嚴宜しきを得ること。
 - (2) 二人以上の使用人ある時は分擔を明らかにすること。つとめて長所によりて仕事を配當すること。

- (3) 年若き使用人には適當なる自由時間を與へ、修養につとめしむること。
- (4) 特別勤務には慰勞金休日と與へ、中元及び歳暮には賞與などを與ふること。
雪の日やあれも人の子樽拾ひ。

第三節 物資の購入

物資の購入は重要なる家務の一にして、其の巧拙は一家の經濟に多大の影響を及ぼすものなり。されば主婦たるものは、日用品の選擇に關する知識經驗を有し、其の購入の方法につきても大に攻究する所なかるべからず。

- (1) 日用品の正常價を知るべし。
日用品は需要供給の關係、運輸の便否、自由競争の多少及び原產地より消費者の手に入るまでの中間商人の手數料の多少により、其の價格に高低の差を生ずべし。走り物又は流行の先驅を爲せるものは高價にして、季節後れの見切品は安價なり。吾等は新聞などの物價表により時價を知ることにつとむべし。
- (2) 日用品の品質の良否、新鮮なるや否や、又は眞物か偽物かを鑑別するの知

識と判断能力とを得ることにつとむべし。
 (3) 日用品の重量容積等の見積を正確にすることを得る能力を養はんことにつとむべし。

此の能力は二様の意義より必要なり。即ち一には物資を購入する際狡猾なる商人に欺かれざるために必要なり。二には所要分量を購入する際過量の購入を爲し、浪費に陥り、又は不足を生じ追加注文を發する等勞力經濟上の不利を防ぐ爲めに必要なり。

左表はかゝる時の参考となるべし。つとめて此の如き表をつくり利用すべし。

品名	分量	人数	品名	分量	人数
甘藍	大一個	煮て食す 一人	胡瓜	大一個	酢の物 二人
馬鈴薯	大一個	煮付 二人	甘藷	中一個	スタツプ 二人
菠薐草	大一束	浸物 二人	茄子	大一個	しぎやき 一人
莢豌豆	一合	附合 二人	枝豆	一束	鹽うで 七人
牛肉すきやき	三七五瓦	煮付又は鹽焼 三人	牛肉ロース	三七五瓦	四人 一人
鯛	目下二四尾	汁として 五人分			

(4) 日用品中食品の出盛季節を知り、之を購入利用することにつとむべし。
 出盛の食品は營養價充實し、美味にして、價格また低廉なり。
 今一例として東京地方の蔬菜類の出盛を示さん。

食品	出盛	食品	出盛	食品	出盛
甘藷	一〇月—二月	山東菜	一二月—二月	蠶豆	六月—七月
馬鈴薯	六月—八月	チーフ白菜	一二月—二月	茸	一〇月
里芋	一二月—二月	藍	五月—九月	茸	四月—一〇月
蘿蔔	一〇月	葱	一二月—三月	椎	四月—一〇月
燕菁	一二月—二月	胡瓜	六月—七月	う	三月—四月
牛蒡	二月—三月	西瓜	七月—八月	菜	一二月—三月
胡蘿蔔	一月—三月	豆	六月—八月	筍	六月—八月

資料

日用品値段

- (1) 日常の物價は新聞の經濟記事を見ること。
- (2) ラヂオの設けある所は日用品値段をきゝとること。

(3) 公設市場の設けある所では其の市場値段を知りおくこと。
出盛りの食品

(1) 供給多く爲めに値段安きこと。

(2) 栄養價の充實せること

學校所在地を中心として其の地方の日用食品野菜魚類等の出盛り表を合同作製するやうにしたいものである。

計量器の使用

家庭に於ても計量器を備へ購入品の目方容積等を檢し又消費する際にも之を使用するやうにしたいものである。

物資購入方法の改善

(一) 共同購入、消費組合などを利用して生産者から消費者に渡るまでの取次商をなるべく少なくし、安價に物資を購入することをはからねばならぬ。

物價の構成分子を生産者と消費者との關係を基礎として表示すれば左の如くである。

(生産者と消費者との關係)

(評價の要素)

(1) 生産者消費者

生産費(運賃)

(2) 生産者小賣商消費者

生産費小賣營業費(運賃)

(3) 生産者卸商小賣商消費者

生産費卸賣營業費小賣營業費(運賃)

それであるから、生産者と消費者との間の仲介者をなるべく少くする方がよいのである。然るに我が國の現今の賣買制常は實に不完全であつて、消費者はこれが爲めに多大の浪費をして居るのである。安部磯雄氏は「社會問題」に於て……
『生産者と消費者との間に多くの仲介者が存在して居るのは文明の幼稚な時代には必要であつたが、今日に於ては運輸交通の機關が發達して來たので仲介者の多數は無用の長物である。生産者から消費者の手に渡る間に、荷主問屋、小賣商が多くの口錢をとつて居ることは驚くべき程である。』と述べられ、

(種類)	(生産費)	(荷主の口錢)	(問屋の卸値)	(小賣値段)	(單位圓)
蘿蔔	一〇〇	一四〇	一三六	二八八	
葱	一〇〇	一四〇	一五〇	二一〇	
胡瓜	一〇〇	一五	一三三	一七七	
茄子	一〇〇	一五	一三〇	二五〇	
馬鈴薯	一〇〇	一五三	一八七	二五九	
甘藷	一〇〇	一二〇	一二九	二一五	

小松菜	一〇〇	一四〇	一五六	二四三
苹果	一〇〇	一五〇	一六八	六三〇
蜜柑	一〇〇	一二二	一三八	三二八
梨	一〇〇	一二四	一五〇	三〇〇

この表を参考に掲げられて居る。之を見れば如何に消費者が多くの浪費をして居るかどわかる。生産者から消費者へと其の中間に在るものを少くすればする程多くの浪費を省くことができるのである。それには共同購入の方法によるが一番の近道である。

購買組合は此の目的に適應せる組織である。購買組合は産業組合の一種である。産業組合とは、小資本家を組合員とし、其の組合員相互の産業又は經濟の發達をはかることを目的とする社團法人である。産業組合には左の四種ある。其の二種以上を兼ねることができぬ。

- (1) 信用組合 組合員に産業に必要な資金を貸付け又は貯金の便をはかるを以て目的とす。
- (2) 販賣組合 組合員の生産した物に加工し、又は加工せずして之を賣却するを以て目的とす。

(3) 購買組合 組合員の生産又は經濟に必要な物を買ひ入れ、之に加工し、又は加工せずして若くは生産して組合員に販賣することを以て目的とす。

(4) 利用組合 組合員をして産業又は經濟に必要な設備を利用せしむるを目的とす。組合員以外の者にも利用せしむることを得。

消費組合は産業組合の一種購買組合中に包含さるべきものである。

消費組合は英國のロバートオーエン (Robert Owen) 氏が社會改造の理想として、利潤廢止相互扶助を主張したのであるが一八八四年にマンチェスター近郊のロッチデーブルといふ小部會の勞働者二十八名が開拓組合を設立するに及び、氏の理想は實現せられた。設立の動機は小賣商の不正手段を防止し、掛賣制度の弊から免れやうとしたのであるが、中間商人の跋扈を防ぎ得た後は、進んで消費者の爲め、即ち消費の爲めの生産を起し、遂に企業者の利潤をも廢することを得るやうになつた。英國のみならず、獨逸白耳等にも普及し、大なる効果を擧げつゝある。

我が國に於ても産業組合は漸次發達して來たのであるが、なほ主婦の自覺が足らず消費組合の隆盛ならざるは遺憾なることである。消費組合を巧に利用すれば少くとも左の効果は收め得られるのである。

- (1) 消費組合が實價で賣る場合には支出の節約となるべく、實價よりも高く賣つて各

期末に配當する場合には節約を爲さずして貯蓄することができる。

(2) 精良なる物品を購入することが出来る。

(3) 掛賣の弊風を根絶することが出来る。

(4) 商業上の廣告詐欺虚言等を除き、其の結果商業道德の平準を高める。

(5) 或る程度まで不合理な物價騰貴は之を抑利することが出来る。

(6) 組合員間に和衷協同の精神を涵養し、共同生活の基礎を堅からしめる。

(二) 宅廻癘止 商人は戸別的にまはり注文をとり配達する方法が行はれて居る所がある。座して居て日用品の供給を受け得られるので一見便利のやうであるが品質の良否價格の高低を と比較することができない。故に不經濟此の上ないものである。之を廢止し、信用ある商店又は公設市場へ行つて直接購入することにしなくてはならぬ。

(三) 掛買の廢止 掛買は高價となり易い。商人は金利や賣倒れを見積り之を物資の通常價格に加算して居る。左なくとも多く買ひ入れ易いことになる。故にすべて現金主義を實行して行かねばならぬ。

消費の改造 物の消費に當つても上手につかふやうに經濟主義がはたらかねばならぬ。此の點につき遺憾なことが澤山ある。生産されたものが消費者の手に入るまでに幾多の仲買其の他の商人の手をくぐる爲め、高いものについてしまふ。東京市に於ける米の如きは最も著しい例である。農夫や地主のとりいれる米は田舎の米穀商や仲買人の手を経て問屋の手にあつまる。それを東京へもつて來て、

(1) 深川若しくは神田の市場へ來たものは、廻米問屋・仲繼ぎ・精米所・卸賣小賣御用ききを経て、

(2) 或は市場以外の問屋精米所・卸賣小賣を経て、それが消費者の手に入るのである。手数料若しくは口錢は地方の仲買や問屋が一石五錢から十錢、市場など東京の問屋が賣上高の千分の十五見當をとる。更に消費者の知らないのをよいことにして、枴量をごまかしたり、不良不純なもの(ニガリ)を入れることも計算してみれば高いものにつく。此の意味に於て配給問題が大切である。

(1) 公正な價格を發表すること。

(2) 公設市場を設けて便宜をはかること。

さらに必要なことは、消費者自らの考へ方とやり方とを變へることが肝要である。現代の國民經濟では、中間商業が減る傾向がある。即ち卸賣が小賣を、工場工業が卸賣を驅逐しつつある。消費組合はそれを目掛けて居るものである。消費者自身今少しく中間商人を省くことを試みなくてはならぬ。所謂「御用きき」によつて物を買ふ如き

市場の相場はありながら、之によつて自らの買ふものゝ價の正しいかどうかを知らない如き、まじめに共助し得らるゝ消費組合の設けのない如き、みなお互の消費改造の問題であらねばならぬ。(太田經濟學博士經濟讀本による)

第四節 交際

親戚朋友の交際は、誠意懇切を盡し、永久に圓滿なる交際を持續し、凶事には共に悲み、吉事には樂を分つを旨とすべし。

我が國にては、男子のみ公私の交際開け、女子は其の便少きも、なるべく、交際を家庭的ならしめ、親戚朋友の間相互に手料理を供し、食事の間に歡談し、交を厚うするは、家族全體の爲めに有益にして、且樂み多かるべし。今後は此の種の交際を盛にし、男女老幼共に樂しむべし。

交際上心得べきこと左の如し。

(一)接客 來客に接するには諸事誠意誠心を以てし、其の言語舉動、服裝等禮を失はざるやう注意すべし。客室は常に掃除をよくし、適當の裝飾を施し、秩序整然たらしむべし。

談話は趣味ある話柄を選ぶべく、他人の批評又は自負めきたることは避くべし。言語は上品にして野鄙ならざるやう注意すべし。隔意なく快活に談話すべし。謹慎に過ぎ沈黙に傾くは客を樂しましむる所以にあらず。

茶菓飲食等時に従ひ、身分に應じて之を供すべし。客の辭し去らんとする時は忘物などに注意し、玄關に至りて丁寧に見送るべし。

資料

談話

- (1) 談話中は姿勢を正しくし、兩手を膝の上におきて傾聽すること。頭髮手指紐鎖等を弄び、火鉢の灰をかきまはし、屢時計を見、身體を動搖せしめ、欠伸を爲す等は品位をおとす。
- (2) 先方の談話に對しては相當の敬意を表し、其の要領をとることにつとむべく、先方の話の先を取り、反問を爲し、誤りを指摘し、議論めきたることは避くること。自己のみ談話すべからず。
- (3) 談話は順序を考へ、上品なる言語を用ひ、語調を整へ、簡單明瞭なるべきこと。早口

多辯に陥るべからず。

- (4) 他人を誹謗嘲笑するは勿論他人の身上に關することは慎むべきこと。
- (5) 自己の才學技藝若くは家柄財産等を誇り顔に語るは却つて己れの品位をおとすものなれば大に慎むこと。
- (6) 一時の感情に驅られ談話の體を亂し他人の面前に於て使用人の過失を叱責し、若くは短所を指摘する等は慎むべきこと。

(二)訪問 人を訪問するには、其の目的に應じ、禮儀に適へる服裝を爲すべし。時間の如きも早朝・夜中・食事時間等を避け、且餘りに長座すべからず。用談を先にし徒に時を費すことあるべからず。茶菓・飲食等の饗應を受けたる時は、快く之を受け、其の厚遇を謝すべし。遠慮に過ぐるはよろしからず。

資料

訪問上の注意

- (1) 訪問は早朝・食事時・出勤前・就寢時等他人の迷惑する時刻を避くること。又休日はなるべく避くること。
- (2) 面會時間の定めなき人の訪問は豫め電話郵便等にて時間の打合を行ふこと。

- (3) 面會時間はなるべく之を定むること。
- (4) 簡單なる要件は玄關先の立話にて済ませること。
- (5) 來客を待たせぬやうにし、接待を簡略にし、用談の場合にはなるべく之を速に済ませること。
- (6) 食事に招きたる場合の外、來客に妄りに酒食を供し又は菓子など出さぬこと。
- (7) 用事の訪問は挨拶より用件を主とし、成るべく速に切りあぐること。
- (8) 面識なき人を訪問する場合には紹介狀を携帯すること。
- (9) 紹介は他人の迷惑にならぬやうにすること。
- (10) 人を訪問するには必ず名刺を差出すこと。
- (11) 年若き男女單身相互に訪問せぬこと。

(三)贈答品 贈物は吉凶其の他の場合により其の種類を異にすべきは勿論先方の地位・職業・趣味等を考慮しよく之に適合したる物を選ぶべし。徒に形式にとらはれ、意味なき虚禮に陥るべからず。又人より物を贈られたる時は相當の返禮を爲すべし。

資料

贈答上の注意

- (1) 一般に贈答の場合を少くすること。
- (2) 形式的なる手土産を廢すること。
- (3) 餞別は特別親交あるものに限り贈ること。
- (4) 交換的なる贈答過分なる贈答を廢すること。
- (5) 贈答品は實質を旨とし、外形上の虚飾を避くること。
- (6) 贈答品を使用者其他に托する場合には、手紙又は口上を以て贈答の趣旨を明らかにすること。

花を贈る上の注意

月桂樹	光榮勝利	鈴蘭	幸福の歸來
三色堇	想思	福壽草	元旦の祝福
ヒヤシンス	悲哀	アネモネ	孤獨堅忍
勿忘草	我を忘るな	チューリップ	純愛
虞美人草	熱情	白百合	純潔
白薔薇	聖なる愛	赤薔薇	熱愛
菊	貞操高潔	クロイバ	若き日の誇

スキートビー

恵まれたる喜

櫻草

若き日の望

四饗應 客を招きて饗應せんとする時は、其の趣旨、日時及び場所等を先方に通ずべし。又他人より招待せられたる時は、其の場合に應じ、相當の服装を爲し喜んで出席すべし。吉凶の儀式には、式服にて参列すべきは、勿論なるも、其の場合に衣服の爲めにとらはれて、知己快談の機會を逸するが如きことあるべからず。女子に此の弊多きを見るは、遺憾なり。

饗應は近時歐風によるもの多きを以て之に關する禮儀作法の署熟は一層必要となれり。

資料

西洋食の一般順序

- (1) オールドドール (Hors d'oeuvre) 前菜ともいひ、冷たきオイスター、カクテル、サーデン、メロン等
- (2) スープ (Soup) (肉汁)
- (3) フィッシュ (Fish) (魚肉)
- (4) オンツレ (Entrées) (主菜)

- (5) ヴェジタブル (Vegetable) (野菜)
- (6) ロースト (Roast) (肉及び鶏肉の焼肉)
- (7) サラド (Salad) (生菜)
- (8) アントルメ (Entre mets) 食後の菓子(ブッディング・ゼリー・パイ等)果物季節のものを用ふ(珈琲(ブラックコーヒー))
- 食事中忌むべきこと
- (1) にらみ食 飯汁等を食べつゝ椀のかけより他の方を見ること。
- (2) 犬食 始終うつむきたるまゝ食すること。
- (3) またもり 箸にて飯を椀の中へ押しつけること。
- (4) うけ食 飯汁等を受けたる時一旦膳に置かないでそのまま直に食すること。
- (5) うつり箸 ある菜を食して未だ飯を食せざるに、又他の菜に箸を移すこと。
- (6) もぎ箸 箸につきたる飯粒を唇にて落すこと。
- (7) ねぶり箸 舌にて箸の先を舐ること。
- (8) こみ箸 口中へ食物を多く押し込むこと
- (9) まよひ箸 数ある菜をあれかこれかと取るのに迷ふこと。
- (10) そら箸 ある菜を取りかけて止めること。

- (11) よこ箸 豆など小さきものを食するに匙の様に箸にて横に抄ふこと。
- (12) さぐり箸 箸にて汁などの椀の底を探ること。
- (13) こぜ箸 箸にて平などの底にあるものをかきまぜること。
- (14) 膳越し 膳の向側にあるものを手に取り上げずして食すること。
- (15) 袖越し 二の膳のものを左の手にて取り、三の膳のものを右の手にて取り食すること。
- (16) なすり箸 箸を取りながら何れの菜を食せんかと見合はすこと。
- (17) おとし箸 箸につきたる飯粒などをその箸にて落すこと。
- (18) まはし箸 湯茶の中を香の物或は箸にて掻き廻すこと。
- (19) なみだ箸 刺身膾などを食する時汗を膳に滴らすこと。
- (20) 簀の子搦 魚を裏返さずして上より下の肉をほじくり出して食すること。
- (21) 握り箸 箸をさか手に握り肴類をつき割ること。
- (22) 諸起し 箸と食器と一緒に取り上げること。
- (23) 固め食 椀の中の飯などを箸にて押へ固めて食すること。
- 會食中の心得
- (1) 食卓につきて後はあちこちを向かぬこと。

- (2) 何品に限らず急いで食べぬこと。
- (3) 食物を口中一杯に頬ばらぬこと。
- (4) 食物を咀嚼しつゝ口を開けぬこと。
- (5) 食事中は口の中又は咽喉にて音をさせぬこと。
- (6) 食物の口中にある開は談話せぬこと。
- (7) 食事中は犬猫に戯れぬこと。
- (8) 口の中に指等を入れ齒などをほじくらぬこと。
- (9) ナイフにて食物を口に入れ又は舐めぬこと。
- (10) 牛酪又はソースなどにてテーブル掛又は指などを汚さぬこと。
- (11) 菓子又は果物などの只一個残つて居る時は取らぬこと。
- (12) 食卓上にある果物などを他に持ち行かぬこと。
- (13) 顔手などを汚し又は頭髮などを亂して食卓に就かぬこと。
- (14) 若し過ちて指を汚しても口にて舐め又はテーブル掛などにて拭はぬこと。
- (15) 自分から彼是と撰好みせぬこと。
- (16) 噛み切つた肉などを再び皿の中に戻さぬこと。
- (17) 食卓の上を汚さぬこと。

- (18) 鼻孔又は耳孔などを指にてほじくらぬこと。
- (19) 指に故障ある場合の外手袋を用ひぬこと。
- (20) 己の好まぬ品あるもこれを口外せぬこと。
- (21) 屢・襟を正し、身體を揺らぬこと。
- (22) 腕を卓上に置き又は頬杖をせぬこと。
- (23) 隣人に強く肘を衝突させぬこと。
- (24) 残骨を舐り又は残漿等をすゝらぬこと。
- (25) 椅子に倚りかゝり又は卓子にもたれぬこと。
- (26) 他人と耳語し、或は「ワクビ」などの野鄙なる振舞せぬこと。
- (27) 自分のすきなものでも、一品のみ多く取らぬこと。
- (28) 食事中高聲を發し又はフォークなどを振り廻さぬこと。
- (29) 己に進められたる食物は次席の人に譲らぬこと。これは禮に似たるが如きも主人に對し失禮なり。
- (30) 猥りに足を伸ばし對食する人の足に觸れぬこと。
- (31) 特に得難き珍品の外猥りに食物を賞めぬこと。
- (32) 食事中理窟めきたる話をせぬこと。

(33) 食事中は席を離れぬこと、若し已むを得ざる事故の生じたる場合は、靜かに隣人へのみ告げて密に去り、後時機を待ちて主人始め一同に傳言し貰ふべきこと。

(34) 食事中汚穢なる談話をなさぬこと。

(35) 場合の如何を問はず酩酊に至るまで酒を飲まぬこと。

(大妻コタカ氏 禮儀作法)

(五)書信 文章は趣旨の徹底するやう、平易明瞭なるべし。言葉遣は丁寧にして禮を失せず、文字は奇麗なるを要す。

他人より受けたる書信にして返事を要すべきものは速に返信すべし。

資料

書翰に就ての心得

(1) 手紙は眞面目に落ち着きて書くこと。

手紙は郵送される會話で本人の代理となつて先方に應對すると同様なものでありますから、その長短種類の如何に拘はらず、何處までも眞面目に書くべきものです。而も一言一句の鄭重粗略は直にその人の人格を現はすものです。文はその人の姿といふ言葉を深く胸に納めて認め、感情の激したる時、又はいら／＼したる氣分の時は筆を取らない方がよいのです。

(2) 手紙は敬意を拂ひ失禮に涉らぬ様書くべきこと。

手紙は一種の社交の鍵でありますから、先方の地位身分又は自分との關係をよく考へ、失禮にならぬ様、例へば、目上の人に對して輕々しくすれば不敬に當り、同輩に對しては他人行儀の言葉や馴れ過ぎた言葉を弄ぶは、その親交を破る基となる事が多くあります。又目下に對して鄭重に過ぎれば、却てその人を馬鹿にしたことゝなります。要は何れも相手を敬ぶ心を以て適當の語句を選び用ひることが肝要です。

(3) 手紙は簡明に誰にも解るやうに書くべきこと。次の注意を以て書かねばなりません。

(イ) 無駄な語句を省くこと、(ロ) 文字は綺麗に書くべきこと、(ハ) 當字又は明瞭ならぬ言葉を並べぬこと、(ニ) こみ入りたる用件はなるべく箇條書にすること。

(4) 手紙は美しく書き、丁寧に扱ふべきこと。

例へば、卷紙一つ折るにも一度折りたるものを再び折り直して、二重に筋のつきたるものや、切手を逆に貼りたるもの、又は封筒に手垢のついたものなどは良くありません。又受信者としては、他人より來た封筒を力任せに豎に破いて中味を取り出し、又は讀み終りてそのまま投り出す等は非禮です。又低級趣味の所謂安物のレターペーパーの類はなるべく遠慮すべきである。

(5) 相手に對する敬意の情を忘れぬこと。
自分がその手紙を受け取つた場合のことを考へて認めること。
(6) 新し味のある手紙を書くこと。
生氣のある手紙讀んだ瞬間にビリ／＼と相手の心を動かす魅力のある手紙を書くこと。

(7) 實用と趣味との調和したる手紙なるべきこと。

(8) 書體はなるべく解り易い行書で書くこと。

(9) 重要な手紙には印を捺すこと。

西洋では手紙の本文はタイプライターで印刷をしますが署名だけは必ず自署することになつてゐます。日本では重要な手紙には印を捺するのが念の入つた方法としてあります。又手紙によりては書留郵便で出すのが安全です。

(10) 封筒には必ず年月日住所氏名を正しく略さずに記すこと。

(11) 書き終つたならば必ず讀みかへすこと。

(12) 返事は直に書いて出すこと。

(13) 封筒は缺にて切ること。

封筒を豎に破るのはよくありません。よく誤つて本文を破ることもあり、又手紙に

よりては非常に大切なる封入物があることもあるからです。

(14) 發信扣帳を作つて置くこと。

日時宛名用件の大略を記して置くと便利です。

(15) 受信は或期間保存し置くこと。

我が商法では「商人は其の營業上の書狀は十ヶ年間保存し置くべきもの」と規定を設けられてあります。

(16) 捨てる手紙に注意すること。

(17) 文體用語等は相手によりて適當したるものを用ひること。

(18) その規定に違反せざるは勿論、受信者に迷惑を及ぼさざる様注意を要します。即ち目方超過のため不足税を支拂はしたり、切手を貼付せずして先方に迷惑をかくるが如きことがあつてはなりません。先方の返信を要する場合は、切手葉書を封入すべきです。電信ならば返信料を支拂つて返電付の電報を打つべきです。又急を要する場合、電報速達郵便等を差出すにも、出來得るだけ先方に到着する時間をも考へ、眞夜中に到着するが如きことはなるべく遠慮する方がよいのです。

(大妻コタカ氏 禮儀作法)

第三章 家風の振興

第一節 家庭の要素

人類には他の動物と同じく種族保存の本能あり。此の本能の支配を受け生れ出でたる小兒を庇護する場所として住居は必要なり。人類はまた社交本能を有し、孤立して生存すること能はざるなり。此の本能を満足せしむる爲めにも住居を必要とす。更に夫婦兄弟姉妹等が集團して住居する時は強き男子は外に出でて生活の物資を獲得し、弱き女子は内に在りて其の物資を保護するの任に當り、經濟上多大の利益あり、此等の諸原因より、人類は住居を營造するに至れり。原始時代に在りては水草を追ひ轉、移住せしも、農業起りてより、其の業の性質上一定の地に永住するもの多きを加へ、今日の家庭生活の起源を爲せり。

家庭は家人相互に融合して精神的團結を爲し、國家の健全なる單位たるべきものなり。個人は家庭を通じて、國家社會に相接觸するが故に、家風の振興

如何は一國の興廢に大なる關係を有するものなり。

資料

家庭の起源

(1) 種族保存の本能 人類は種族保存の本能に支配せられて孫を生む。此の生れた幼兒を保護せんとして其の庇蔭所たる家屋をつくるに至つたものである。家庭生活は種族保存の本能を満足せしむるために起つたものである。

(2) 經濟上の要求 親子夫婦兄弟姉妹が一ヶ所に集團し、生活することは物資の獲得保存に便である。相倚り相助けて家庭生活をするやうになつて來たのである。即ち男子は外に出で食物を獲得し、女子は内に在りて其の獲たる食物を保護し狡猾なる動物又は仲間の侵入略奪を防ぐ。

(3) 社交本能 人は社交的の動物で、物質上の欲望を遂ぐるを以て満足せず、精神上的の欲望をも満足せしめんとするものである。家庭生活は此の本能を満足せしむるものである。(井上秀子氏 最新家事提要)

親族團體 人類は孤立して生活すること能はず、必ず社會的團體生活を爲さざるを得ず、又之を爲すことを欲するものなり。而して人類社會に於ける團體は大別して政治團體事業團體及び親族團體の三種と爲すことを得。政治團體は權力によりて統一

せらるゝ團體なり。事業團體は或事業即ち共同の目的を中心とする團體なり。而して親族團體は男女の配偶關係及び之より生ずる血縁關係によりて連結せらるゝ人類の團體なりとす。

古代の社會に在りては此の各種の團體的生活が今日の如く判然區別せられずして混同合一せることを想像し得べく、殊に親族團體が甚だ重大なる意義を有して政治團體事業團體たるの性質を其の中に包含する現象は往々見る所といふべし。即ち大小の親族團體が各自一種の政治團體事業團體として階級的に一部落一國家を構成し、個人は親族團體の首長として之を代表する資格に於てのみ部落又は團體の構成分子なりといふを得べきも一個人としては寧ろ人格者といふを得ずして絶對的に親族團體の首長の権力に服従する制度は最も考へ易き所なり。更に一步を進めては國家其のものが一大親族團體たり、國家の主權者は其の親族團體中の宗家の家長なりとの觀念も亦見ることを得べきなり。(種積法學博士 親族法大意)

親。族。的。結。合。 親族的結合は人類の生理的・心理的・必要に基づくものである。即ち親族團體は夫妻親子なる生理的・心理的關係に其の基礎を發し、祖先崇拜なる心理作用、共同生活の必要といふ心理的・生理的現象及び生存競争適者生存の自然法則により擴大せるものなることは學者の殆ど一致する所である。

家。庭。と。社。會。國。家。 家庭は規模が小であるけれども、其の中には社會國家現象の一切の形態をそなへて居る。君臣師弟朋友男女老幼強弱等から政治經濟衛生宗教教育産業學術文藝娛樂等のことまで皆此處に行はれて居る。慈善正義服從勤勉信任禮讓等の諸徳は皆此の内に存して居る。

家庭は單なる個人の集合にあらず。少くとも左の三要件を具備するを要す。

(1) 法の認むる組織あるを要す。
法の認むる男女の正しき結婚あるを要す。之によりて正しき夫婦關係は生じ、親子・兄弟姉妹等の血族團體成る。家長の姓を以て一括せられたる此の團體こそは家庭の一要素なり。

(2) 精神的融合統一あるを要す。
家庭の根柢たる夫婦は人生に對する理想及び主義を同じうし、互に敬愛し絶對に信頼して終生不變の精神的融合あるを要す。
夫は妻をよき伴侶として敬愛し、妻は夫に對し自己の全體を捧げ盡して満足するの奉仕的精神を發揮す。此處に家族の精神は融合せられて家庭精神

は確立せらる。實に理想的夫婦の關係形成せられて後始めて、孝友和等の家庭道德は自ら發現するものなりといふべし。

(3) 一定の住居を領域とせる共同生活團體たらざるべからず。

資料

家庭と個人。家庭は同じ血族のものが父母又は尊屬の愛護の下に共同生活を營んで朝夕相集まつて起居飲食を共にする所で、共同生活の最も自然的集團であり、人類生活の根基である。人は皆家庭に生れ、家庭に成長し、家庭で死するものであるから、一生家庭と離れることはできぬ。

個人に存在を與へるのは家庭である。而して個人の心性體質共に其の父母祖先の遺傳を繼承して其の家庭の一員としての強い特徴を先天的に固有して居るのである。即ち其の家庭の各個人を離れて、先天的に統一せられ切つても切れぬ關係を有するのである。

血族。血族とは血統に依りて互に連結する者を謂ふ。故に祖先及び子孫は互に血族たるのみならず同一の始祖より出でたる者も亦互に血族なりといふべし。父方の血族は之を男系親若くは父系親と名け、母方の血族は之を女系親若くは母系親と名く。

(仁井田法學博士 親族法相續法要論)

配偶者。配偶者とは夫婦の一方をいふ。故に夫婦は各自配偶者なり。配偶者間の關係即ち夫婦關係は之を婚姻と名く。

婚姻。婚姻とは終生の共同生活を目的とする一男一女の法律的結合關係をいふ。

(1) 婚姻は法律の定むる要件を具ふるを要す。

(2) 婚姻は一男一女の結合關係たるべし。

(3) 婚姻は終身の關係を目的とす。

(4) 婚姻は夫妻の共同生活を目的とす。

(5) 婚姻は當事者自身の自由意思に基づく合意と法定形式を履める其の合意の表示とを要す。

(6) 婚姻關係の創設は當事者の合意に基くも、其の關係の内容は法律上一定し、當事者の任意に之を變更するを得ず。たゞ夫婦財産關係につきて例外あるのみ。

(仁井田法學博士)

婚姻。婚姻とは法律上公認せる男女の生存結合なり。

(1) 婚姻は法律の公認する結合ならざるべからず。男女兩性の結合なりとも、法律上一定の要件を履みたるものに非ずんば婚姻といふべからず。

(2) 婚姻は男女の結合ならざるべからず。一夫一妻を本義とす。

(3) 婚姻は生存結合ならざるべからず。男女が其の畢生間繼續すべき結合を爲したる場合に於て法律が之を保護し婚姻制度を維持す。婚姻は人が生存競争の必要條件として法律上設くる所のものなれば生存結合ならざるべからざるなり。之を要するに婚姻は異性間の結合にして定まりたる男女の間の生存結合として法律の公認したるものならざるべからず。(牧野法學博士 親族法)

(一) 共同婚 定まりたる男女の關係にあらざるものにして、一定の男子と一定の女子との間に結合を見ることなし。

(二) 定婚 一定の男子と一定の女子との間の結合を見るに至りたる時代に於ける變遷は左の如し。

- (1) 掠奪婚 女子を掠奪若くは誘拐して己の意に従はしむるもの。
- (2) 賣買婚 他の物品と同じく女子を買受けて妻とするもの。
- (3) 贈與婚 賣買に代ふるに女子の家長たるものより贈り物として配偶者たるべきものに贈與するもの。
- (4) 共諾婚 當事者の共諾を必要條件とするもの。今日文明諸國に行はるゝものなり。

婚。姻。成。立。の。要。件

- (1) 當事者が婚姻を爲す意思あること。
- (2) 男が滿十七年女が滿十五年以上なること。
- (3) 重婚にあらざること。
- (4) 女が前婚の解消又は取消の日より六ヶ月を経過せること。
- (5) 相姦者との婚姻にあらざること。
- (6) 近親相婚にあらざること。
- (7) 父母又は後見人或は親族會の同意あること。但し男三十年女二十五年に達したる時は此の限りにあらず。
- (8) 婿養子縁組の場合には縁組が有効なること。
- (9) 婚姻の届出を爲すこと。

夫婦の間に精神的融合あるも、一定の住居なくんば、家庭は成立するもの非ず。我が國にては男女結婚すれば妻は夫の家に入り、入夫及び婿養子は妻の家に入り、共同生活を營むものとせらる。

之を要するに、家庭は法制的、經濟的の結合團體たるのみならず、尊敬、親愛、同

情慰安犠牲奉仕等の美德が発現交換せらるゝ精神的結合團體にして、家としての有機的人格と個性とを有するものなり。

資料

入夫。戸主たる女子が男子をむかへて婚姻するをいふ。俗に入り婿といはれて居る。

婿養子。養子たる男が縁組を爲すと同時に養親の女と婚姻を爲す時は之を婿養子縁組といふ。故に婿養子縁組は同時に取結ぶ養子縁組及び養子と養親の女との婚姻の總稱であるといふことができる。

第二節 東西家庭の比較

我が國の家庭は國家の單位を爲し、夫婦の關係よりも寧ろ親子の關係を重んじ、祖先を崇拜し、子孫の繁榮をはからんことを期す。歐米の家庭は之と異り、夫婦の愛に重きを置き、個人の自由を認め、個人本位にして家の觀念に乏し。即ち我は縦、彼は横の關係を重視するものなり。

近時我が國は歐米文化の影響を受け、個人主義・民主主義の思想は、我が家庭にまで侵入し來りて、傳統の家族制度を云々するものなきにあらざると雖も、こは大なる心得違ひなりといふべし。我が家族制度には、我が國體と共通せる美點あり。吾等は尊外卑内の精神に左右せらるゝことなく、我を本體として彼の長所を採擇するの覺悟なかるべからず。即ち祖先の崇拜・子孫の連續即ち親子本位の理想はあくまでも之を尊重し、更に一夫一婦の夫婦關係並に其の間の愛情を維持し、一家幸福の増進をはからざるべからず。

我が家族制度に彼の個人主義を加味し、我の溫情主義に彼の自由獨立主義を融合し以て我が家庭の特色を發揮するは、まさに吾等の一大責務なりといふべし。

資料

西洋の家族と日本の家族の差異

- (1) 日本の家族には戸主即ち家長があるが西洋の家族は皆平等で戸主はない。
- (2) 日本には家督相續があるが西洋には財産相續のみがあつて家督相續はない。
- (3) 日本の家族は親子本位であるが西洋の家族は夫婦本位である。
- (4) 日本の家族は永久系統的であるが西洋の家族は一代限りである。

(5)日本の家族は有機的であるが、西洋の家族は集合的である。(井上哲次郎博士)

家族制度。人間の團體生活の中で一番自然で一番切つても切れないものが親族の共同生活もつとせまくいひますと家族的共同生活、一家の共同生活であります。人間は家庭をつくる。而して其の家庭生活は大變に楽しいものだ。どうしたら家庭生活が楽しくなるかと云ふ點を十分に考へなければならぬ。併し此の家庭生活なるものは唯楽しいと云ふだけの問題ではない。人間に取つてどうしてもなくてはならない大事なものであつて、家庭生活を圓滿にして行くと云ふことが是亦人の人たる所以である。此の點に於ても下等動物でも夫婦仲の良いものもある。親子の關係などは下等動物でも可なりに密接である。殊に親が子を愛する情と云ふやうなものは下等動物でも随分烈いと云ふことは御承知のことでありませう。たゞ人間は本能的ばかりでなしに本當によく理窟も解り情愛も備はつて本當に圓滿な良い家庭を作ると云ふのが人間の値打である。此の家と云ふものが大變大事なものであることは云ふ迄もないことでありますが、併し茲に特に注意しなければならぬことは家はなぜ大事かと云ふ問題であります。今迄の我國の考へ方ではどうかすると唯もう其の家自身の爲に家が大事だ、自分の家の爲ならば何ものをも犠牲にすると云ふやうな考へ方であつた。是は大變結構なことではありますが、併し家の利益と社會國家の利益と旨く調和

しないと云ふやうな場合には家を重んじて社會國家の利益を無視すると云ふやうなことでは何にもならないのである。家が大事だと云ふのは之が即ち社會の基礎である。國家社會の基礎的たる組立であるから家が大事なのであると云ふ所に特に重きを置かなければならぬ。國家社會の方から見ますと家と云ふものを良くする、家庭と云ふものを良くすると云ふことが是が本當に國家社會を良くする所以だと云ふことを十分に考へなければならぬ。又一個々々の家の人々と云ふ者は自分達の家の問題と云ふものは唯自分達の家の問題のみでなく、國家社會の問題なのであると云ふこと、自分達の家を綺麗にすると云ふことは結局國家社會が綺麗になる所以だ斯う云ふことになるのであります。有名なる孔子の言葉、孔子の大學の一番根本の教になつて居る修身齊家治國平天下と云ふ如きは極めて平凡なことを云つたものでありますけれども永久の眞理でありまして先づ以て自分の一身を立派なものにすると云ふことが大事である。併しそれだけではいけない。家が齊はなければならぬ。一身が立派になり家が齊うてそれで國家は治まるのである。國家が立派になるには其の中にある一つ／＼の家が立派にならなければならぬ。而して一つ／＼の國が立派になれば天下は平かになるのである。此の孔子時代の天下と云ふのは支那全體のこと、國と云ふのは晋の國、楚の國を云つたのであります。今日では其の言葉の意味は更に深く

なりまして、國と云ふのは日本國米國英國と云ふ各々の國家天下と云ふのは世界全體と云ふことになるのであります。此の齊家と云ふことは下の方に向つてはそれに屬する一人々々の人が立派になり、上の方に向いては國家社會世界全體が立派なものになると云ふことである。國家社會全體の一の大事な楔となつて居るものが家であるから、此の家を立派なものにすると云ふことが非常に大事なことであります。

我が國は昔から家族制度の國である。家と云ふものに重きを置くと云ふことが我が國の特徴だ、斯う云ふことになつて居ります。これは正に其の通りであります。けれども之は實は我が國だけに限つたことではないので、世界各國何處でも矢張り家族制度の時代はあつたのであります。それが段々に崩れて來て、漸く個人主義、個人制度と云ふことになつたのである。所が近頃大分傾向が變つて來たのであります。近頃西洋諸國が頻りにフアミリーと云ふことに重きを置くやうになつて來た。此の現象を觀察して、西洋諸國は個人主義になつて居つたけれども、それではいけないので、逆戻りをして又家族制度に復古したんだと云ふ風に見える人もあるやうでありますけれども、私はさうは思はないのであります。西洋諸國が個人主義になつた、成程其の通りであります。個人主義には又色々弊害があつた。其の弊害の方面、個人主義が利己主義に墮落した弊害の方面から氣が付いて、共同生活を圓滿にしなければいかぬと云ふ所

から家族主義、國家主義に返つたと云ふ氣味合は無論ありますけれども、併し私は根本はさうでないと思ひます。此の個人主義、それ自身決して悪いものではない。銘々の人間、各個人が自分の値打を十分に悟り、自ら重んずると同時に他人の値打をも十分に尊敬し、他人の人格に重きを置くと云ふ、本當の人格主義の意味の個人主義、是は決して悪いことでも何でもありません。又之が今日の文明を造り上げた大事な所であると思ひます。其の個人主義を十分に人格主義に迄徹底して見ますと、御互に自分の人格を完うし、他人の人格をも完うする爲に、皆が共同生活をすると云ふことが非常に大事なことだと云ふことに深く氣が付いたのであります。昔のやうに何のことだか分らずに共同生活をやつて居た時代から、一度個人が自覺をする。銘々個人が大事だと云ふことを自覺したのである。其の自覺が十分に徹底すると、個人的自覺から社會的自覺と云ふことになつて、さうして色々の人間の社會生活、或は家とか國とか云ふやうな人間の社會生活に更に新しき意味で重きを置かれると云ふことになつて來たのである。昔風の家族制度に復活したのではなく、本當の家族制度が茲に芽を吹いて來たんだと云ふ風に私は見るのであります。是は大變に結構なことと思ひます。我が國の家族制度なるものが形に於ては昔から大分よく出來て居りますが、まだ其の根本の精神に於て必ず十分であるとは云へない。今頻りに議論の種となつて居りますが、一方には我

が國の家族制度は非常に結構なものである。此の家族制度が近來崩れて困るから之を維持しなければいかぬと云ふ論者がある。是に對して家族制度なんと云ふ古臭いものは駄目だから打ち壊して仕舞はなければならぬと云ふ論者が一方にはある。即ち家族制度維持論と家族制度破壊論と二つあるのであります。是は私から見るとどちらも間違つて居ると思ひます。家族制度と云ふものは結構なものに相違ないだからもつと本當の家族制度を十分に發達せしめなくてはいけない家族的共同生活をすと云ふことが人間の當然の要求であるから此の家族制度を破壊すると云ふことの間違つて居るのは云ふ迄もない。それでは今の家族制度で宜しいかと云ふ是は亦さうは云へない。今の家族制度をもつと十分なものにして行かなければならぬ。斯う云ふことになるのであります。今迄の家族制度の根本の精神は誠に結構であります。「祖孫關係」先祖と子孫の關係に重きを置く。之なども人間の共同生活の一つの現はれでありまして人間の共同生活と云ふものにも二つの方面がある。解り易い言葉で申しますれば横の共同生活、縦の共同生活。我々斯うやつて御互に今日一緒にやつて行く、是は横の共同生活である。併し人間は之だけで完全なものではない、人間は自己一代で物事が出來上るものではない、我々先祖代々段々人間の仕事を受継いでやつて來て今日に至つたのであるから人間は縦に共同生活をして居る。それに依つて人間

は段々發達して來たのである。其の横の共同生活の中で特に密接な共同生活は夫婦の共同生活、縦の共同生活の中で特に密接なる共同生活は親子の共同生活である。其の親の上にも亦親があり又其の親がある。子にも亦其の子があり又其の子があると云ふ風に先祖から子孫相傳へてずつと共同生活をして來て居ると云ふのが人間の値打のあるところであるから先祖と子孫の關係に重きを置く。さうすると先祖子孫をずつと通してそこに家名と云ふものがある。之が唯名義上の名前だけでなく家の名譽と云ふやうな意味の家名が出來て來る。それを尊重して家名を落さないで益々家名を揚げるやうにするのが結局人間を益々立派なものにするに云ふことになるのである。りまして、それで祖孫關係を重んじ家名を尊重すると云ふ所に我が國の家族制度は特に重きを置くのであります。是は亦結構なことでありませう。所が今日我が國の所謂家族制度と云ふものはどう云ふことになつて居るか、と云ふと是は餘程注意すべき點であると思ふのであります。

今日我が國で家族制度のことを決めて居るのは即ち民法と云ふ法律及び其の附屬法である戸籍法であります。此の法律に決めてある家族制度と云ふものが昔から發達して來た家族制度の形を採つたものであります。がどうも其の形の方に傾き過ぎて居る。形は大變に秩序整然とよく出來て居りますけれども實質がそれと喰ひ違つて居

ると云ふ點が今日大分生じて來て居るのであります。又これの生じて來るのは或る意味からは無理のないことである。一家が共同生活をしなければならぬと云ふことこれは何時になつても變らぬことでありますが、併し人間の生活其のものは段々に變つて來ますから一家の共同生活と云ふやうなものも昔ながらの形では續かない。昔流で申しますと一家と云ふものは大抵一地方に住んで居つた。或る場合には一の村が皆一つの家族である。一つの村の人は皆苗字が同じだと云ふ例は今日でも地方に隨分ありませうが、昔はさう云ふ場合には一家の人が皆一緒に一つの田畑を耕し一つ鍋の飯を食つて居ると云ふので極めて事柄は簡單でありますけれども、今日になりますと同じ一家の人でも同じ村に居つて同じ土地を耕し同じ鍋の飯を食つて居ると云ふ譯ではなく、其の中の或る人は東京に出て商賣を始めて居る、或る人は亞米利加へ渡つてやつて居ると云ふやうなことで、段々と人間の生活の範圍が擴がつて來、交通が便になると共に今迄一家に居た人々が分れて別々の生活をするやうになつて來る。さう云ふ傾向があるのに今の民法では實際一緒に生活して居るか、又別々に別れて居るか、と云ふやうな點に餘り重きを置かないで、單に形の上で之が一家だと云ふことにして満足して居る。今の法律では一家と云ふのは何を云ふかと云へば極く露骨に云ふと戸籍簿の一枚の紙に書いてあるのが即ち一家だと云ふことになつて居りまして、其の

中の或る人が何處へ行つて何處で生活をして居るか、と云ふやうな點は少しも考の中に這入つて居ない。或は又戸籍簿の上では別になつて居る、一家の中で弟が分家をして戸主になつて居るけれども實際は一家で以て生活して居ると云ふやうな例もありまして、法律上の家と云ふものと實際の家の共同生活と云ふものとが十分に一致して居ない、法律では唯戸籍簿を當にして戸籍簿の一枚に書いてあるのが一家と云ふことになつて居るのであります。それでは實は本當の家族制度を維持したとは云へない。今の法律制度では云はゞ紙の上の家に重きを置いて實際の家に重きを置かぬと云ふやうな傾きがある。我が民法は明治三十一年から行はれて居りますが、どうも我が國の實情にしつくりして居ない點があると云ふので、今民法の改正と云ふことが問題になつて居ります。是は非常に大きな問題でありますから何時結末が付くか解りませぬが臨時法制審議會と云ふ有力なる委員會が出來て居りましたので、目下頻りに研究中であります。其の他の研究の項目としまして、一番其の中心となる問題は、もつと此家族制度と云ふものを實質的のものにしなければならぬ。唯法律の形式の上だけで維持しても何にもならぬから、もつと實質的のものにしなければならぬ。實際一緒に共同生活をして居るものは一家と見る。別々になつて居れば別の一家と見ると云ふことにして、實際の共同生活と云ふものと法律上の一家と云ふものをもつと

合せるやうにしなければいかぬと云ふやうなことが問題となつて居ります。併し之もなか／＼むづかしいことで色々研究中であります。さう云ふ風に家と云ふものが幾らか小さくなつて来る。昔は大家族と云つて一家の人数が随分多かつた。今でもさう云ふ所があります。飛彈の白河村の如きは現に大家族で一家に四十人とか六十人とか居るのであります。大體に於ては大家族が段々小家族になつて来る。其の代りに一家の家の関係と云ふものは非常に強いものになつて来るのであります。大家族が小家族になつた爲に家族制度が壊れると云ふものではないので家族制度は尙更立派なものになつて行くであらう。又さうなくてはならぬ譯であります。之なども唯法律上の問題だけではないので、法律上の家と云ふことゝ共に其の實際に合して行くこと云ふことが大事であると同時に此の實際の共同生活と云ふものをどうしたら圓滿に出来るかと云ふことを御互に研究しなければならぬことでもあります。殊に此の家族制度と云ふものは地方に於て意味があるのである。地方に於て發達し得るのである。都會になつて來ると餘程家族制度は崩れて來る。都會生活の發達したのが家族制度の崩れる一の原因でありまして都會になつて來ると親子夫婦と云ふ極く小さい家族だけになり易い。地方ではもう少い廣い意味の家族生活も出来るのであります。適當に家族制度を發達さして行くと云ふことが是から先の大事な問題になつて

來ると思ふのであります。(法學博士穂積重遠氏 公民講習講義)

家族制度 家族制度といふのは、一家族に家長があつて其の家長が先祖を代表し、先祖の遺業を繼續して行くのである。これが家族制度の特色である。個々の家族に家長がある。今ではそれが戸主になつて居る。戸主が即ち家長である。家長が中心を爲して家族を統率して行く。先祖を代表し、先祖の血統をつぎ先祖の祀を繼ぎ家といふものを繼いで行く。

(1) 個別的家族制度 個々の家族が家族制度の組織を爲せるもの。

(2) 総合的家族制度 個々の家族を引括めたる一團體即ち大家族を爲し、其の上に家長ありて統率せる所に成立す。

我が國は個々の家族制度が集まつて一大家族制度を爲して居る。一大家族制度の家長は天皇である。即ち

総合家族制度の國であるから家庭は國家の單位となるわけである。

家族制度と個人制度 家族制度は團體主義に基づいて居る。一つの家族といふものを一つの團體と見て居るのである。此の團體が鞏固であれば総合家族制度たる國家は隆盛となる。

團體主義に反したるものは個人主義である。西洋に於ては個人主義が著しく發展

して居る。それが我が國に這入つて來て家族制度に影響を及ぼした。西洋の文明と共に這入つて來た。井上文學博士は國民道德概論に、

個人主義は一體に西洋の文明と共に這入つて來ましたけれども、重に三つの機關を経て這入つて來た。法律宗教文學の機關であります。第一に法律が大變に關係がある。法律は各個人の權利を規定する。さうして財産の如きも個人本位の立場から極めて行くものであります。昔の家族制度に於ては家長が一家の財産に對して絶對の權利を持つて居たのであります。それが法律によりまして妻の財産子の財産といふやうに財産は個人本位の立場から定められるのであります。かう昔の家族制度が次第に變化して來なくてはならぬ。

第二には耶蘇教が這入つて來た。さうして平等觀念を擴げた。人格の側から各個人を平等に視るのであります。

第三に文學は青年に多大の影響を及ぼすものである。極端な個人主義を鼓吹した小説戯曲が次第に輸入された。

個人主義は此の三つの機關を経て輸入された。それから社會狀態の變化の結果個人主義は發達した。それは維新以後商工業が發達した。商工業の目的は利益である。利益といふのは個人の利益である。生存競争が激しくなつて來て、商人は鋭く立廻つ

て一番利益のある所へ行つて目的を達する。それで商工業の發展は個人主義を促進する一つの事情であります。それから今一つは交通機關の發展であります。交通頻繁となり住所を變へ易く、自然祖先の墳墓に遠ざかり、祖先崇拜などもうすらいで來つて家族制度にも影響を及ぼして來たのであります。云々……と述べられて居る。

家制制度の短所

- (1) 家長の權勢強く爲めに家族は充分なる發達を遂ぐることができなす。
 - (2) 家族の人格の尊嚴が十分認められなす。
 - (3) 獨立の思想に乏しく依頼心が多い。
 - (4) 海外移住の邪魔になる。
- 家族制度の長所
- (1) 結合一致即ち統一を促す力がある。
 - (2) 感情を美化する。即ち同情心を深大にする。利己心を交へない純粹の同情心が養はれる。
 - (3) 重厚の徳を養成する。萬事手厚くする心を養成する。
 - (4) 犠牲の精神を強大にする。
 - (5) 繼續の念を養成する。祖孫相續關係で祖先を繼いで子孫に傳へ、祖先自分子孫と

いふ永久の系統的存続といふことの考が強い。

(6) 忠君愛國の情が大變に起つて來る。

(7) 祖國の美風を維持し大成する。

個人主義の弊害

(1) 結合一致が困難である。個人主義は利己主義に流れ易い。

(2) 輕薄に流れ易い。祖先といふことは構まぬ。恩といふことを思はぬ。……といふ弊がある。

(3) 傲慢になるやうな傾きがある。

(4) 親や子供を犠牲にするといふやうなことがある。結婚すると別家して親をかまはぬ。子を犠牲にするといふのは避妊することである。自分等夫婦の安樂を維持することを中心とする。

(5) 國力は減退する。

個人主義の長所

(1) 人格の尊嚴を認め自己本位の立場から萬事を打開して行くので自信が強い。

(2) 獨立心強く他人に依頼せず自己の力で自己の運命を開拓する。
家族制度と個人制度

親族團體即ち家を以て國家社會の基礎となす制度を家族制度といひ、個人を以て國家社會の基礎とする制度を個人制度といふ。兩制度の性質を法律的に説かば家族制度は戸主權制度なり、個人制度は夫權及び親權制度なりといふことを得べし。個人制度といふも各人孤立の制度にはあらず。或範圍の親族的共同生活は之を認めざるを得ず。唯所謂家族制度と其の親族的共同生活の性質範圍を異にするなり。

家族制度に於ける親族團體即ち家は戸主の權力によりて統一せらるゝものにして其の團體員即ち家族は戸主に對して又家族相互に夫妻親子兄弟祖孫等何等の關係あるを問はず、一樣に戸主の權力に服従し、夫權親權等皆戸主權中に吸收せられて其の存在を認めらるゝことなし。故に家は戸主によりて統一代表せられて法律上特別の地位を認められ、國家の法律上の構成分子たり、職業も財産も家其のものに屬し、個人は家を通して國家を構成し、家に屬するが故に各種の權利を享有するものたりしなり。

然るに現代の純粹なる個人制度に在りては、夫妻及び其の保護の下に在る未成年の子の一團をファミリーと稱すと雖も、親族團體其のものに法律上特別の地位を認めたるにはあらずして、夫妻親子等各個人間に特別の權利義務關係が認められたるに過ぎず。即ち親族的共同生活を團結する法律上の連鎖は、夫權及び親權なりとす。

我が國現行の民法の親族制度は純粹なる家族制度にもあらず、又純粹なる個人制度

にもあらず、即ち兩者の中間に位するものにして、戸主權と親權夫權との併立を認むる點を其の特色とす。(法學博士種積重遠氏 親族法大意)

家。族。制。度。と。個。人。制。度。 凡そ社會組織の單位として家長及び家族の團結たる家を認むる制度を家族制度といふ。

家族制度に於ける家は、家長及び家族の團結なりといふべし。而して家族制度に於ては家長は家族に對して或權利を有し、又家族は家長に對して或權利を有するものなるが故に家族制度に於ける家は家長と家族との間に於ける生活關係にして、相互の權利義務を内容とするものに外ならず。

家族制度に在りては人は必ず家に屬すべきものとす。而して家に屬する人は家長及び家族の外に出でざるが故に家族制度に於ては人は家長に非ずんば家族なりといふべし。

家族制度の反對を爲すものを個人制度とす。個人制度とは家長及び家族の團結たる家を認めざる制度をいふ。個人制度にありては人に家長及び家族の區別なく、且つ夫婦及び其の一方の親權に服する子の全體を家と名づくるに過ぎず。

夫。婦。中。心。と。親。子。中。心。 家と云ふものには夫婦中心と親子中心と二色ありますが併し何れにしても家は社會の中で多面的の社會である。其の中夫婦中心の家と云ふの

は西洋人の作つて由るやうな家である。西洋人は妻を迎へると特別の生活をそこで始める。詰り形式上から云へば一つの家屋住宅を拵へてそこに一つの特別の竈を構へ新たなる夫婦を中心としての生活様式を始めて行くのであります。そこで夫婦が出来上つて一定の關係が出来来る。さうするとそれが其の夫婦を御互に刺戟して互に束縛する、さう云ふ關係の存在を認めるから何時々迄も夫婦として存在することになる。所が日本の家と云ふものは夫婦中心で出来上つて居る家ではない。最初は夫婦中心であつたかも知れないが一度其の家が出来上つて來るとそこに當然子供が出来来る。此の當然子供が出来ると云ふことが家が他の方面と異なる所であります。そこは別の議論になりますが見も角子供が出来来る。さうすると此の子供と親との關係が出来来る。所が日本の家に於ては親子の縁親子の關係を中心とした其の相互關係が最も重きをなして居る。即ち親子の間の相互關係に於て一定の形式を以て親子に對してどう云ふことを望む、子は又親に對してどう云ふことを望むと云ふやうな一定の形式を守つて行く。そこで親が死んで子供が妻を迎へても婚姻が新たに出来上つた爲に別の家を作ることはない。矢張り從來から存在して居つた其の家の生活形式其のものを守つて行く。殊に日本では親と云つても父親と子との關係が中心となつて居る。子が妻を迎へた場合には西洋であると新たなる家を構成して此の家と

家との對抗になるけれども新たな家は前の家の附屬ではなく二つの家が相對立したものになる。所が日本ではこれが非常に違つて居つて子が妻を迎へても別に家を作る譯ではなく貰つた妻も矢張り一の家に住み更に其の妻に子が出來て其の子が妻を迎へても何時でも同一の家に屬して居る。そこで西洋流の夫婦中心の家に於ては此の間に出來上つた一の相互關係即ち家の特有なる關係は此の子供には傳はらない。なぜならば子供は妻を迎へるとそれ自身特有なる形式特別の家を作つて住むので家と家との對抗となるけれども一の家の所屬とは見ることが出來ない。そこで一方が死んでしまふと其の生活形式は滅びてしまつて此の家はなくなつてしまふ。斯う云ふ夫婦中心の家に於ては夫婦其の者が死ぬと云ふことに於て其の家は一代限りで滅びてしまふ。所が日本のやうな家に於ては妻を迎へて子が出來ても別に家を作らないで其の家の内部に所屬して居る。そこで一方が死んでも此の家としての一定の形式傳統は守られて居る。又親が死んで子供が妻を迎へても其の家の形式は何代までも子に傳はつて行く。是が即ち日本及び支那の家の形式であります。

そこで斯う云ふ日本のやうな家の組織に於きましては一旦出來上つたところの、一定の形式と云ふものが非常に重要なものでありまして其の一定の形式を代々守らせる。即ち其家の内部の成員たる者は皆其の家の生活形式に服従する。幾ら古い者

が死んで新しい者が加はつても出來上つた所の形式は或る者に依つて絶えず傳はつて行く。斯う云ふ家に於ては從來の傳統を守ると云ふこと、祖先の作つた生活形式を守つて行くこと云ふことが非常に重要なことであります。そこで斯う云ふ家に於ける内部の組織はどうかと云ふと、一の比較的強い權力を持つた者と其の權力に服従する者即ち戸主と家族と云ふ關係が出來て來る。戸主は其の家なる共同團體集團に於て全體として持つて居る生活形式を維持せしめるやうに之を守れと云ふことを命令する所の權力者である。他の者は戸主の命令に服従する。即ち家の者が其の家の一定の形式に服従することに於て其の家なる集團の共同生活は成立つので、これに服従しなければ家は滅びてしまふ。だから服従と云ふことが非常に大事なことになる。而して此服従を強制する力を持つた者が戸主である。だから西洋のやうな夫婦中心の家に於ては戸主と云ふ者は全然必要がない。茲に夫婦があつてそれが一定の生活形式を作つたとすれば其の夫婦に對しては婚姻をするのにの條件として住宅があるりと云ふことが必要ださうであります。西洋の婚姻は形式上日本とは非常に面倒であります。日本に於ては唯媒酌人があれば早速婚姻は成立する、媒酌人がなくて婚姻する人も澤山ある。法律上も極めて簡單で唯紙に書いて印を押して出せば宜い。紙に書かぬでも口で届けても宜い。西洋では第一に町長とか村長の前に呼び付けられて

夫は妻を養つて行く、妻は夫と共同して行く、或は今迄外の人と婚姻したことがあるかないかと云ふやうな色々のことを問はれて自分の云つたことに間違がないと云ふことを誓つて婚姻をする。宗教上の形式もなか／＼むづかしい。兎に角西洋では婚姻をした者は夫婦を中心にしてどう云ふ生活形式を作つてもよい。自分等の好きな形式を作ればよい。先祖に偉い人があらうがなからうがそんなことは一向構はぬ。そこで今迄持つて居つた生活形式と云ふものは一向必要がないので親は子に守らせやうとして強制する必要も何もない。先祖に罰が當ると云ふことを云ふ必要もない。角帯を締めなければ先祖に申譯がないと云ふこともない。唯自分達の世界を作るのであります。日本では家を繼續させて行く爲め適當なる人間を作らなければならぬ。先祖からの傳統的の家の形式を守つて行かなければならぬ。それを傳へる爲にはそれを受入るべき適當な人間でなければならぬ。だから子供に對する訓練は何を標準にするかと云ふと家を繼承すべき資格と云ふことである。日本人と西洋人とは親が子に對して望む所が非常に違ふ。西洋人は將來の人間を作るのでどんな人間が出来るか解らぬ、自分達が斯う云ふ形式が宜いと思ふから或る一定の形式を教へるだけのことです。子供はそれを守るか守らぬか解らぬ。日本では家の形式を守つて行くには斯う云ふ態度で行くが宜いと云ふ型が決つて其の型に嵌まるやうに教育する。だか

ら家を繼ぐべき資格のある長男に對しては特別の訓練が非常に必要なことになつて来る。日本では今大家族制度、小家族制度と云ふものが問題になつて居りまして都市で小家族制度が宜いと云ふ議論をする人もありますが併し田舎の人はそんなことはちよつとも考へない、考へる程色々の事情がまだ生じて居ない。田舎の人は唯祖先から傳はつて居る傳來の形式を守れば宜いと云ふので之を維持すべき資格を付けることが長男に對する大事なことである。若し祖先から或る一定の職業を持つて居れば其の職業を子が受け繼いで行く、或は財産を持つて居れば其の財産を失はない様に之を代々傳へて行く、斯う云ふ風に考へて見ると日本或は支那の家は時間的に存続する所の家である。一定の時間を通じて一の家の生命が出来る。西洋の家は唯一代限りで切れてしまふ。

日本のやうな家族制度に於ては家族は其の家それ自身に對して皆共同の責任を持つて居る。家の生活形式を維持して行くことが重要なことであるから其のことを戸主は家族に要求し、家族は戸主の命令に絶対に服従すると云ふ關係になるからどこで家族相互の間に於ても一の生活形式を持つて居る者相互に於ては非常に結合が強くなる。相互扶助と云ふやうな方面のみを捉へて見ても斯う云ふ時間的に存続する家族に於ては強くなりますが西洋流の家族に於ては餘り強く行はれない。例へば兄弟

同士助け合ふことに於ても日本では兄弟に困つた者があれば何とかして外の者が助けてやる。西洋ではさうは行かない。勿論人間は血縁の關係は強いものであるから全く除外する譯にはいかぬけれども、日本のやうに相助けなければならぬと云ふ道徳的の意識は日本人程強く持たない。斯う云ふ意味に於て戸主は權力者であるけれども併し戸主は自分の我が儘を命令することは出来ない。戸主のやるべきことは何かと云ふと家の傳統的の生活形式其のものを守つて行く爲に家族に對して或る一定の命令を下しそれに服従を要求する。そこで戸主の權利は法律上からも決めてある。例へば住居に對する同意權婚姻に對する同意權と云ふやうに色々ありますが、法律上の問題は扱て置いて我々日本人の持つて居る家と云ふ觀念から出發して見ると、出來上つた家の生活形式を維持する爲に必要な程度に於て家族に或ることを要求する。家族がそれに對して服従しない場合に戸主はそれに對しどう云ふ態度を採るかと云ふと其の家から之を除外する。子供に對して勘當と云ふ制裁がそこに起つて來る。併し今日では勘當せられても大して苦痛に思はぬ。社會的にも勘當と云ふことを重く見ない、子供は如何なる場所へ行つても自分達の生命を持続することが出来る。所が封建時代に於ては移轉の自由が認められて居ないし一旦追ひ出されると誰も相手になる者がなかつた。今日では移轉の自由職業の自由が認められて居るから勘當は

大した苦痛にならぬ。法律上は勘當とは云はないで除籍と云つて居ります。云々……。(戸田學士 公民講習會 講演の一部)

平等主義 所謂デモクラシー (Democracy) の思想である。政治上經濟上の階級を打破して平等に權利を享受せんとする思想である。歐洲大戰以後世界に蔓延した。極端な平等主義は社會の秩序を亂し、國家の發展を害するものである。

尊外卑内の精神 外國を尊び自國をいやしむ精神である。我が國民には此の思想が中々強い。舶來品は上等のもの、別名になつて居る。和製といへば粗悪品といふ意味につかはれる。實質の同じ化粧品でも横文字のレットルがあるとその方がよいとして歓迎する有様である。物質方面のみならず文化方面にも此の傾向がある。何々氏曰く横文字の人でないと承知しないといふ次第である。

第三節 家風の振興と主婦

家長は一家の首腦者なるも、常に外に出でて活動するを以て、家庭の内部の支配は専ら主婦の手腕に待たざるべからず。即ち主婦は實質上の首腦者にして家長は寧ろ客位にあり。これ古今東西を通じて一貫の眞理なり。一家

の盛衰興廢は主婦の人格如何によりて決せらるゝ所以實に茲に存す。主婦の責任又大なりと謂ふべし。

(1) 我が國女子の美德を發揮して家庭を潤化すべし。

我が國の女子は古來誠實溫和從順貞節にして犠牲奉仕の美德を有し、舅姑良人に仕へて其の至誠を捧ぐ。これ歐米の家庭に比し、其の組織複雑なる我が家庭に常に和氣洋々たるものある所以なり。吾等は此の美德を繼承し一家を潤化するの心掛なかるべからず。

(2) 善良なる家風を振興して子女を善導すべし。

一國の歴史がよく國民性を陶冶する如く、一家の家風はよく子女の徳性を支配するものなり。吾等は先づ善良なる家風を樹立し子女を其の雰圍氣中に薰陶せざるべからず。而して家風の中心は主婦にあり。子女は主婦の人格の反映なりといふも過言にあらざるべし。

資料

家風。一家の習慣であつて家族の生活は皆之れに支配せられるものである。よい家風のある家庭に育つたものは自然高潔な人格者となり社會に出てからも共同生活

に堪へられる素養を備ふるやうになる。家風の良否は一家の盛衰に大なる關係を有する。故に家族は父母尊屬を中心として健全にして且つ善良なる家風をつくりあげること心掛けなくてはならぬ。

遠州金原家の家訓。

- (1) 事業はすべて國家公共的なれ。
- (2) 慈善篤行は人の本分と知るべし。
- (3) 堅忍不拔は成功の基なり、一家の繁榮と幸福皆之れより來る。
- (4) 已れに薄うして他に厚うせよ、之れ陰徳。
- (5) 勞働は之れ神聖其の人を上下するは一に人格如何に在り。
- (9) 忠孝常に兩立す。我が帝國臣民は常に此の道を忘るべからず。〔大。阪。鴻。池。家。の。家。憲。〕

- (1) 一家協力して事業に従事すること。
- (2) 質素儉約を旨とすること。
- (3) 飲酒を慎むべきこと。
- (4) 投機業に従事せざること。
- (5) 子弟の教育には最も注意すべきこと。

- (6) 世に才幹あるものを求めて家業を執らしむること。
- (7) 公共の事業に力を盡すこと。
我。か。國。民。性。

- (1) 現實性 實際的で目の前のことからやつて行く。
- (2) 樂天性 厭世悲觀の反對ですべて樂天的積極的である。
- (3) 單純性 物事を簡單にやつてのける。
- (4) 淡泊性 衣服食物等淡泊なものを喜び精神上に於ても淡泊な所がある。怒り喧嘩してもすぐになほる。
- (5) 潔白性 清潔を好む。
- (6) 感激性 外來の刺戟に對し感激し易い。
- (7) 應化性 周囲の境遇の變化に順應して行く。
- (8) 統一性 同化統一して行く。外國の文化を消化し我が物として發展して行く。
- (9) 短氣性 短氣で長く物事に忍耐して行くといふことは餘程むつかしい。
- (10) 依賴性 依賴心多く獨立心に乏しい。
- (11) 淺薄性 淡泊短氣であるといふ所から物事を深刻に攻究して行くといふやうな忍耐力に乏しい。そこで淺はかな單純なることを以て満足する。

- (12) 銳敏性 賢く鋭く立ちまはる。但し規模廣大の所は缺ける。
- (13) 狭小性 何事にも規模が狭小である。
- (14) 虛榮性 虛榮心に強い。(井上文學博士 國民道德概論)

家風の内容として特に望まじきこと左の如し。

(一) 早起 早起は一日の仕事の能率に大なる關係を有す。主婦たるものは未明に起き、食事の用意、老幼の世話、主人の身仕度、家内の掃除等を爲し、範を他に示すべし。

(二) 勤儉 早起する者は勤勞を愛す。勤勞を愛する者は質素にして儉約なり。勤と儉とは一家繁榮の要諦なり。勤儉の風、家内に充滿すれば奢侈遊惰の風は自ら消滅せん。

(三) 規律 勤勉なるものは又時間を惜む。仕事の順序を考へ敏活に處理して澁滯する處なし。主婦たるもの複雑なる家務を巧に處理して範を他に示すべし。

(四) 清潔 掃除洗濯手入等を十分にし清潔整頓につとむべし。衛生上のみならず精神上に及ぼす影響大なるものあらん。

(五)禮讓 親子夫婦長幼間の禮儀正しく親愛の情溢れ敬虔にして敬神崇祖の念に富むは一家の美風なり。主婦は之が中心たるべし。

(六)趣味 一家には又趣味あるを要す。音楽美術園藝茶の湯生花等は人の精神を高尙優雅ならしむ。主婦たるものつとめざるべからず。

(3)知識技能の修得につとめ新時代に順應すべし。

文明は時々刻々に進展す。吾等は寸暇を利用して讀書につとめ、科學的知識を收得して之を家庭生活に應用し、時世に順應して世界無比の良家庭をつくり、我が國の精華を發揮せんことを要す。

資料

愛。古來愛とは自己を見捨て人の爲にする事であると説くものがありました。此證據として、英語のラヴの語源を提出いたしました。即ちラヴはリーブで見捨るといふことであるといふのであります。一面から見ればさうも見られぬことはありませんが、是は表面的の解釋で、他面から一層深く考察致しますれば、愛とは自己擴張であると云ふことが出来ます。即ち自己の要求に満足を與へて呉れるものを、自己の中に攝取するの意味であります。言ひ換れば愛する者をば、何時も自己の一部分の如くに考へ

まして、是なしには自己の缺乏を感じ苦痛を感じますこと、恰も自己の手足が失はれた時に缺乏を感じ、不便を感じ、物足らなさを感じると同様になります。此點に於て愛は一切を抱擁する麗しい感情であります。

更に理論上より申しますると、生きるると云ふことゝ愛するると云ふことゝは、同一現象であるとも見られます。何故かと言ひますれば吾々は生きるにはどうしても自己以外のものを要求致します。吾々が空氣を呼吸し、日光に浴し、水を飲み、食物を攝るのは皆外物を自己に攝取して居るに外ならぬのであります。其處で吾々は何時でも是等のものに憧れを持つて居ります。單純に肉體的に生きるには是等のもので足りませんが、更に人には精神的生命の要求がありまして、是なれば精神的に生きることが出来ぬのであります。人が美を要求し、同情を要求し、嘆美を要求することは空氣や日光や食物を要求すると同様であります。即ち生命は要求であり、要求は愛である、隨つて生命は愛であります。故に又愛の無い所には生命が無く、生命の無い所には愛は無いのであります。實に人は愛に依つて生きて居るのであります。そこで愛は如何に之を廣義に解釋しましても、生物に限られると言はねばなりません。電氣や化學の現象には生物の愛に似た作用が認められますが、それは精神作用以外のものであります故、勿論愛とは申されませぬ。生命あるものが自己の要求に満足を與へて呉れるものに對す

る憧れを愛としますれば植物にも愛の現象がある筈であります。即ち植物も、空気が日光や水やを要求することは、動物及び吾々人類と少しも異なる所はありません。彼等は是等の要求に満足を得へんが爲めに、非常の活動を致して居るのであります。例へば日蔭の草木が日光に向つて發育するの類は、一種の愛の現象であると見る事も出来ます。併し吾々が一般に愛と呼んで居ります現象は、之を動物以上に限り而も其の階級の高まるに従つて次第に明かになり、人類に至つて其の極に達するのであります。

人類の愛も、其の生命の要求に基く事は、他の生物と同様であります。人類の要求は前に述べました如く、之を肉體に關するものと、精神に關するものとの二種に大別することが出来ます。随つて愛も亦生理的・心理的の二種に分つことが出来ます。

生理的の愛とは、生理的要求に満足を得るものに對して起る愛情でありまして、其最も原始的のものは、子が母に對して起す所の愛であります。即ち母は子供の飢饉に満足を得て呉れる第一の人であるから、母が自ら乳を飲ませて養育する以上、其の子は必然に母を愛するやうになります。併しながら、縦令生みの親であつても、自ら子供を哺育せずして、人に託して置く時は、子供の愛は當然自分の哺育を受くる所の乳母或は保姆に移るのであります。兩性の愛も亦、其の根本はお互の生理的要求の満足にあるのであります。此要求に不満足な點があれば、多くの場合に夫婦の愛は他の

諸條件の圓滿なるに拘はらず、破綻を來すに至る處があります。併し兩性の愛が、是のみに止まる時は、所謂性慾と戀愛とが、一つになりまして、人間の愛が、動物の愛と全く同一範圍を出でぬこととなります。生理的の愛は最も根本的のもので、必要には相違ありませんが、是のみでは人間愛の全きものとは言へませぬ。

そこで心理的の愛、即ち精神上の愛が、之に加はる必要があるのであります。此方面の愛は之を四種に分つことが出来ます。第一は感覺的の愛であります。人は五官を有して居りまして、其の各の感覺器官は夫々の要求を持つて居ります。例へば、目は美しきものを欲し、耳は好き音を欲するの類であります。其の他鼻にしても、舌にしても、皮膚にしても、夫々の要求がありまして、其の要求に満足を得る者を受するの類は、是亦人類も動物も共通の現象であります。兩性の愛も、多くは感覺的のものに基くのであります。男女共に容貌と云ふことが、愛を引く有力な原因となつて居ります。此現象は人類よりも寧ろ動物に於て著るしく現はれて居ります。孔雀や雉や鶏の如く、雄の羽毛の麗しいことや、獸の毛が或る時期に光澤を増し、美しい聲を出すのや、春の花の間に轉ずる鳥の聲或は秋の叢に靜かに美しくなく、蟲の音何れも皆異性の感興的の愛を引く爲めの表現であります。人類に於ても、青年男女が特に容貌・風采に注意し、衣服・裝飾等に心を寄せますのは、固より文化人としての儀禮であります。其の基く所は性の本能

であります。人類が斯かる愛にのみ重きを置くのは固より賞讃すべきことではありませぬが、去りとて、又之に無頓着たれと強るのも間違ひであります。兩性の愛は、少くとも感覺に依つて満足を與へるものでなければなりません。

第二は、固着的愛であります。是は何等の理由なく、自己と密接の關係を保つて存在して居る者に對して生ずる自然の愛情であります。常に生物のみならず、無生物でも長く自己の身に接近致しましたものは、自然と愛着の心が起つて捨難くなるのが所謂人情であります。まして親子でも、夫婦でも、特殊の事情なき限り、長く一緒に居りますれば、互に何と云ふことなしに、要求を満足し合ひ、相愛するに至るものであります。それ故新しき夫婦などが結婚の當初に、多少の不満足がありましても、互に忍耐して、双方が要求の満足に努めつゝ、時日を経過致しますれば、新しき愛の發生を見ることも出来るのであります。

既に述べた生理的、感覺的、固着的の愛なるものは、人類も動物も共同に有し得る愛であります。其の必要の度に於ては、缺く可らざるものであります。其の質に於ては、高尚なるものとは言へない。人類の愛情としては、兩性の愛は勿論如何なる愛でも、次の心理的愛がなくてはなりません。即ち心理的愛の第三として、同情的愛があります。同情と愛情とは、固より並立し得る感情でありまして、同情が何時も愛情となるのでは

ありませぬ。元來同情の心理的本質は、他人と同じく苦しみ他人と同じく楽しむと云ふ事にあるのであります。愛情は之に加ふるに、更に其の者が眼前に存すれば満足し存せざれば不満足を感ずるに至るのであります。それ故、同情はしても、愛情の起らぬ場合は勿論多くあります。例へば不具、廢人の哀れな者を見ますれば、誰でも之に同情しますけれども、是が居れば喜び、是が居らねば物足らぬと感ずる人は、特別の場合の外ないであります。斯く、同情と愛情とは、心理上立派に區別し得る感情でありますけれども、同情から愛情に轉化する機會は甚だ多いのであります。親子の愛でも、夫婦の愛でも、同情が交換されねば、眞の人間愛とは申されませぬ。親が子を理解して之に同情すると共に、子も亦親を理解して之に同情すれば、親子の間に眞の麗しい人間の愛が成立するのであります。夫婦の愛も是と同様でありまして、妻が夫を理解して、之に同情し、之に依つて愛を増すことは勿論、夫も亦妻を理解し、之に同情して、精神的愛を持たねばなりません。婦人が高等教育を受くることの必要なるは、婦人が單なる一個の人としても十分理由のある事であり、高き教育ある夫を理解する點よりも、婦人が出來得る限り高き教育を受ける必要があります。印度のタゴールは曾て「愛とは理解の別名なり」と申しましたが、同情愛を強調する點に於て、私も至極同感であります。又同情的愛は、常に個人間に必要であるばかりでなく、社會的階級の間に、是が成立せねば

社會は危いのであります。即ち資本家が労働者に同情して之を愛し、労働者も亦資本家を理解して之を愛するに至らねば、眞の協調は望まれませぬ。又各國家、各民族の間にも、此愛が成立せねば、世界の平和は到底望まれませぬ。

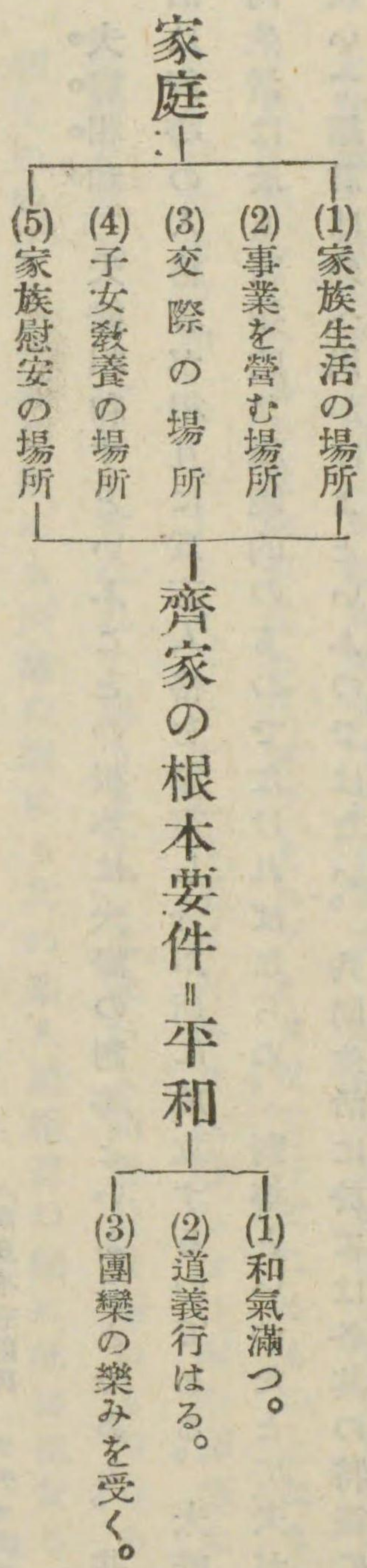
第四は、即ち欽仰的愛であります。是は人の才學德行事業性格など常に其の美點、長所を尊敬し、欽慕する所より起る愛情であります。欽仰も亦愛情と並行し得る感情であります。但し、多くの場合、欽仰が進めば「プラトニックラブ」と呼ばれるものとなります。諸君も御承知の如く、プラトンと、ヘレナとは、互に人格を欽仰し合ひ、肉の關係なく、眞聖の愛情を交換して居たと言はれて居ります。此愛が人間愛の最高のものであります。親子の間にも、師弟の間にも、夫婦の間にも、其の他人類相互の間に、此神聖なる愛情の交換せらるゝに至ります事は、實に人類の理想であります。此愛は比較的下級の人から上級の人に對しては起り易いのであります。が、人倫上、親子とか、夫婦とが云ふ關係を擧げて見ますと、親が子に對し、夫が妻に對する場合は殆ど此の愛の缺けて居るのが、從來の一般の状態でありました。併しながら是は人倫の如何に拘はらず、何人も理想としては、互に尊敬し合ふ點から愛を持つことが必要であります。夫が妻の長所を認めて之を敬愛すると云ふことは、極めて大切のことゝ信じます。凡そ一切の愛の中で、兩性の愛が模標であり、又最も痛切なるものであります。更に兩性の愛の模標は、夫婦でなければなりません。夫婦は、以上二種五類の愛が完備して、初めて眞の理想的夫婦と言はれるのであります。

諸君、私は今日我國の家庭改善の根本問題として、夫婦間に有する愛の行はれることは勿論、特に最後の二類の愛が益々盛んに行はれるに至らんことを切望すると共に、社會の各階級並に國際的各民族の間にも、此種の愛が成立して、互に同情し、互に敬愛せんことを期待するものであります。私の講演は是で終りいたします。

(高島平三郎氏 ラヂオ講演)

夫婦相和。夫婦相和すといふことの根本は、夫婦の對等といふことである。共同生活は對等の人格者が相互に意志人格を尊重し合ふ所に成立するのである。夫婦の共同生活は最も密接的な模範のものでなければならぬ。對等といつたとて、夫が飯を炊いて、細君は外へ出かけよといふのではない。共同生活に於ては各其の特徴によつて各の仕事に分擔することによつて都合よく行くのである。偶、細君が外へ出て働くのがあつても決してわるくはない。然しそれが爲めに位置を顛倒する必要はない。夫が外へ出て働くのも、細君が内に居て飯を炊くのも共同生活に於ける仕事の社會的價値は同じであると考へなくてはならぬ。夫が威張つて細君はお辭儀をして居るのが理想的の夫婦關係ではない。大喧嘩をするよりはよいかも知れぬが、本當の夫婦關

係はお互に尊重しあつてお互に話が合つて行かねばならぬ。威力を以て抑へつけて居るのでは本當の共同生活とはいへないのである。たと考へなくてはならぬことは女子の地位を高め夫婦對等といつた所で喧嘩をし、女權擴張をせよといふのではないといふことである。眞の和合は人格的に平等といふことによつて始めて得られるのである。



附 録

後篇即ち看護育兒家庭管理に關する教材の研究には如何なる著書によるがよいかといふことは、既に本書の資料に附記してあるので大體は推知せられるのであるが、更にまとめて述べて見やう。

(一) 看護に關するもの

(著 者)	(書 名)	(定 價)
横手千代之助氏	衛生學講義	(一〇・五〇)
井口乘海氏	看護學教科書(上下)	(五・〇〇)
長尾肱齋氏	新纂看護婦學	(四・五〇)
碓井龍太氏	新撰看護學全書	(九・〇〇)
原田隆氏	家庭看護法	(一・八〇)
越智キヨ氏	家庭看護法	(三・二〇)
築田多吉氏	實際的看護の秘訣	(二・三〇)
柳 壯一氏	縋帶學提要	(三・〇〇)

横手醫學博士の衛生學講義は衣食住方面にも可なり参考となるべき點が多いのであるが、細菌のこと、傳染病のこと等看護上にも多大の参考となるものであつて是非とも一讀を要する良書である。

看護の實際方面に關するものは前掲のとほりであるが、その中でも井口氏の看護法教科書は、各方面の事項が綱目的に集成されてあるので最も便利である。これは看護婦養成を目的とする學校の教科書として編纂されたものであるが、家事科の教授上にも得る所が頗る多いと信ずる。本書も必讀のものである。長尾氏の著は頗る親切に記述されてある。

繙帶學は柳氏の繙帶學提要が一番よい。所説頗る簡明である。繙帶學に關する他の書を見ても本書と大同小異であるから本書を精しく研究すればよいと思ふ。

(二)育兒に關するもの

育兒に關する著書は頗る多い。新らしい女子師範要目には婦人衛生といふ項目が這入つたから此の方面にも研究を要する。

原田 隆氏 婦人衛生 (一八〇)

久慈直太郎氏 醫學上より見たる婦人 (三〇〇)

磐瀬雄一氏 新撰産科學(上) (五〇〇)

山崎正董氏 近世産科學 (一五〇〇)

木下正中氏 産婆學講義(上) (三五〇)

佐久間兼信氏 産婆學教科書(一四) (三七〇)

三宅驥一氏 遺傳と結婚 (一八〇)

井上秀子氏 分娩と育兒 (三〇〇)

三田谷啓氏 育兒の心得 (五二〇)

太田孝之氏 育兒の實際 (一二〇)

三輪信太郎氏 小兒科學 (一五〇〇)

長尾美智氏 小兒看護學 (三五〇)

上野陽一氏 兒童の心理 (一二〇)

高島平三郎氏 兒童心理講話 (二八〇)

下田次郎氏 胎教 (一三〇)

下澤瑞世氏 新胎教 (二八〇)

附錄

女子の生理・妊娠・分娩に關すること、哺育に關することの全般に亘つては、井上氏の分娩と育児で大體の要領は得られる。然し妊娠・分娩等の細に至つては更に此の方面の専門家の著書に求めるより外はないのである。それには磐瀨博士か山崎博士の産科學がよいと思ふ。磐瀨博士の新撰産科學の下卷は病理が書かれてあるので上卷だけでよい。家事の立場からすれば此の書から必要な項目だけをとり出して参考するが最もよいかと思ふ。佐久間氏木下氏の著は産婆の教科書参考書として書かれたものだけに平易でよくわかる。佐久間氏の著は全七冊であるが第一卷から第四卷迄でよい。

育児では三田谷氏の育児の心得が通俗的で實際問題に富んで居る。氏はなほ他に育児に關する良著が種々ある。何れも教授上の参考書としては上乘のものである。又太田氏の著は幾多の實際問題が掲げてあるので此の面の参考になる。學理的に見ては、長尾三輪兩氏のものにおひつくものはない。長尾氏には別に小さな小兒の家庭看護と應急手当といふ著がある。小兒病の章には絶好の参考となる。

兒童の精神方面に關するものは前掲のものが何れも通俗的でよくわかる。

教育の方面は、其の學校に教育科が加設されてあるならばよく打合せをして或部分は教育科の方へ渡すがよからうと思ふ。

(三) 家庭管理に關するもの

家庭管理といふ語を狹義に解して經濟と對立させて居る人が多いのであるが、井上氏は、財の管理(家庭經濟)時の管理(家務の處理)及び家風の管理の三つの内容を包括して家庭管理と名づけて居られる。而して今迄説いて來た衣食住看護育児等はすべて此の項目の中へとけ込んでしまふやうな組織になつて居る。

(著者)	(書名)	(定價)
山崎覺次郎氏	經濟學原論	(二・五〇)
河津暹氏	經濟學	(三・〇〇)
津村秀松氏	國民經濟原論(上下)	(一一・六〇)
高橋仙次郎氏	物價問題	(三・五〇)
稻葉文四郎氏	經濟と消費	(二・五〇)
高橋武美氏	保險論	(慶大講義錄)

附録

松平友子氏	家事經濟學(上下)	(七六〇)
同氏	家事經濟綱要	(二〇〇)
堀江歸一氏	貨幣及銀行論	(慶大講義錄)
山崎覺次郎氏	銀行論	(二〇〇)
大久保準一氏	婦人の法律經濟	(二八〇)
教化團體聯合會	勤儉獎勵參考統計圖表集(冊二)	(一六〇)
井上秀子氏	家庭管理	(〇七〇)
同氏	新家計簿	(〇八〇)
橋本耕之介氏	家政能率の研究	(〇九〇)
上野陽一氏	日常生活と能率	(二八〇)
永井亨氏	國民性及時代思想	(二〇〇)
井上哲次郎氏	國民道德概論	(絶版)
和田徳太郎氏	婚姻と離婚	(一八〇)
穂積重遠氏	親族法大意	(二四〇)
同氏	相續法大意	(二四〇)

高田保馬氏

社會學概論

河田嗣郎氏

家族制度研究

(三二〇)

家庭經濟を研究するには、根本概念として經濟學の智識をもつて居なくてはならぬ。根本的智識を得るには、山崎氏の經濟學原論、河津氏の經濟學によるが最もよいと思ふ。さうして次に津村氏の著書に及ぶべきである。此等を精讀すれば、家事經濟につきての應用はたしかにできる。家事經濟そのものにつきては松平氏の著書がある。同氏の經濟綱要は家計簿記には賛成し難き點あるも、其の他は簡明で教授上にはよい参考書である。太田正孝氏の經濟讀本なども一讀しておくがよい。家計簿の新式のものには井上氏創案の豫算生活に適應したる新家計簿は出色のものである。簡明で記入し易い。なほ同氏の家庭管理は家庭管理篇全般に通ずるよい参考書である。

家務の處理に關しては、上野氏、橋本氏等の著書によるがよい。家風の振興に關しては先づ家族制度の研究が必要である。河田博士の家族制度研究は是非一讀を要する。なほ前掲諸書によつて十分に研究し、我が國の特色をつかむべきである。井上氏は婦人の自覺として今少しく公民思想を涵養しな

くはならぬといふことを考へになつて居られるやうである。此の方面の参考書としては大久保氏の婦人の法律經濟がよいと思ふ。それから前篇後篇に通じて國民年鑑商工年鑑其の他の統計を利用することが肝要である。教化團聯合會編の勤儉獎勵參考統計圖表集などは家事科教師の是非一度は見えておく必要がある。統計に立脚しての主張は實に有力なるひびきを聴く人に與へるのである。

現代家事資料集成 後篇 (終)

昭和二年四月廿日 印刷
昭和二年五月一日 發行

現代家事資料集成奥附

定價金參圓八拾錢

著者 家事教授研究會

發行者 合資會社 文光社

右代表者 大元茂一郎

印刷者 安田徳治郎

東京市神田區表神保町一番地

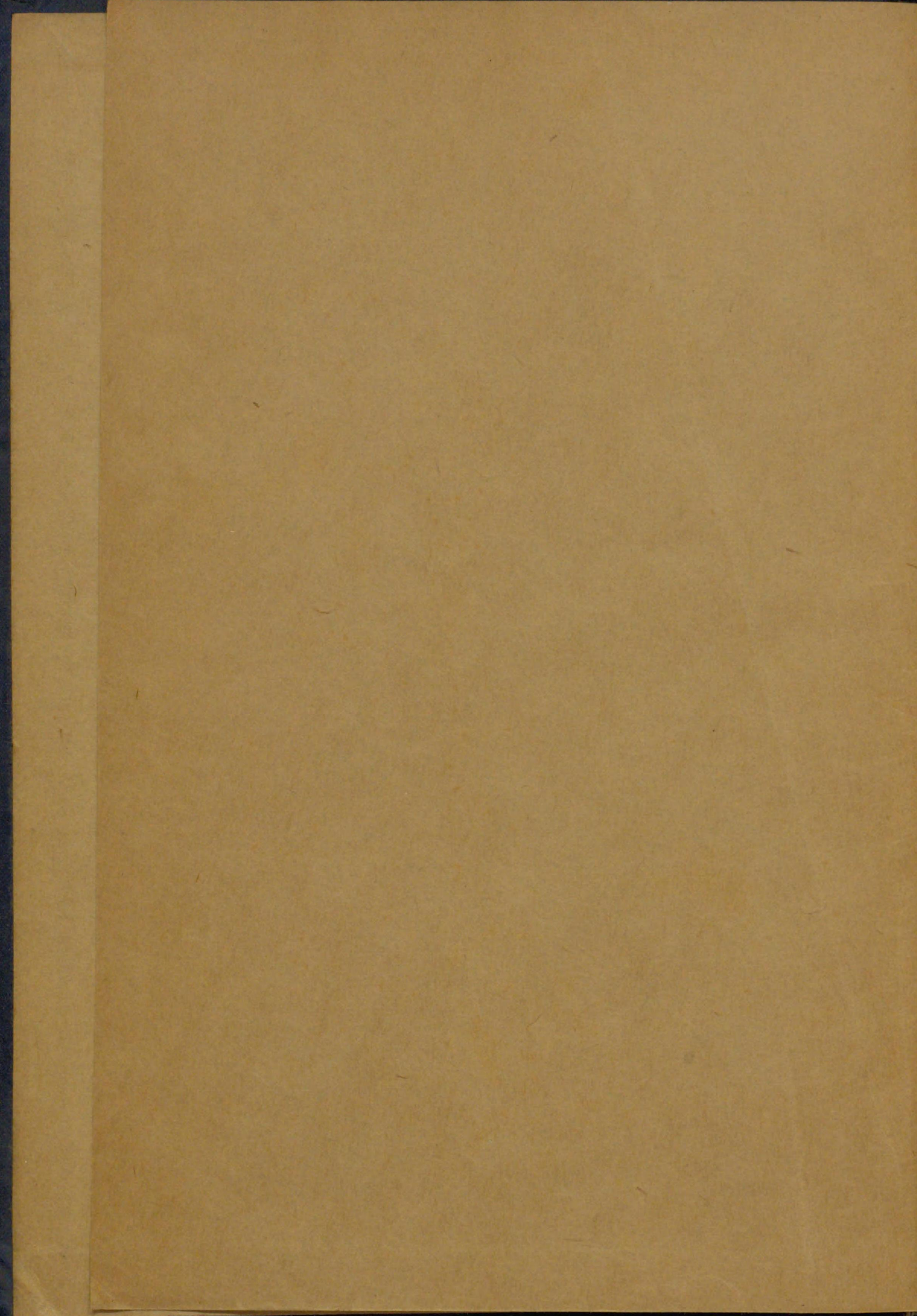
東京市四谷區本村町廿七番地

不許複製

發行所 東京市四谷區本村町廿七番地 合資會社 文光社

發賣所 東京市京橋區南傳馬町二ノ五 振替口座東京二八〇九番 目黒書店

(東京市神田區表神保町一番地 健捷堂印刷所)



此書係由
某某人
所著
其內容
極為
豐富
且
有
圖
表
說明
其
理
論
之
實
際
應
用
凡
欲
研究
此
項
學
問
者
不可
不
讀
也
此
書
現
存
於
某某
圖書館
內
特此
聲明

563
199

